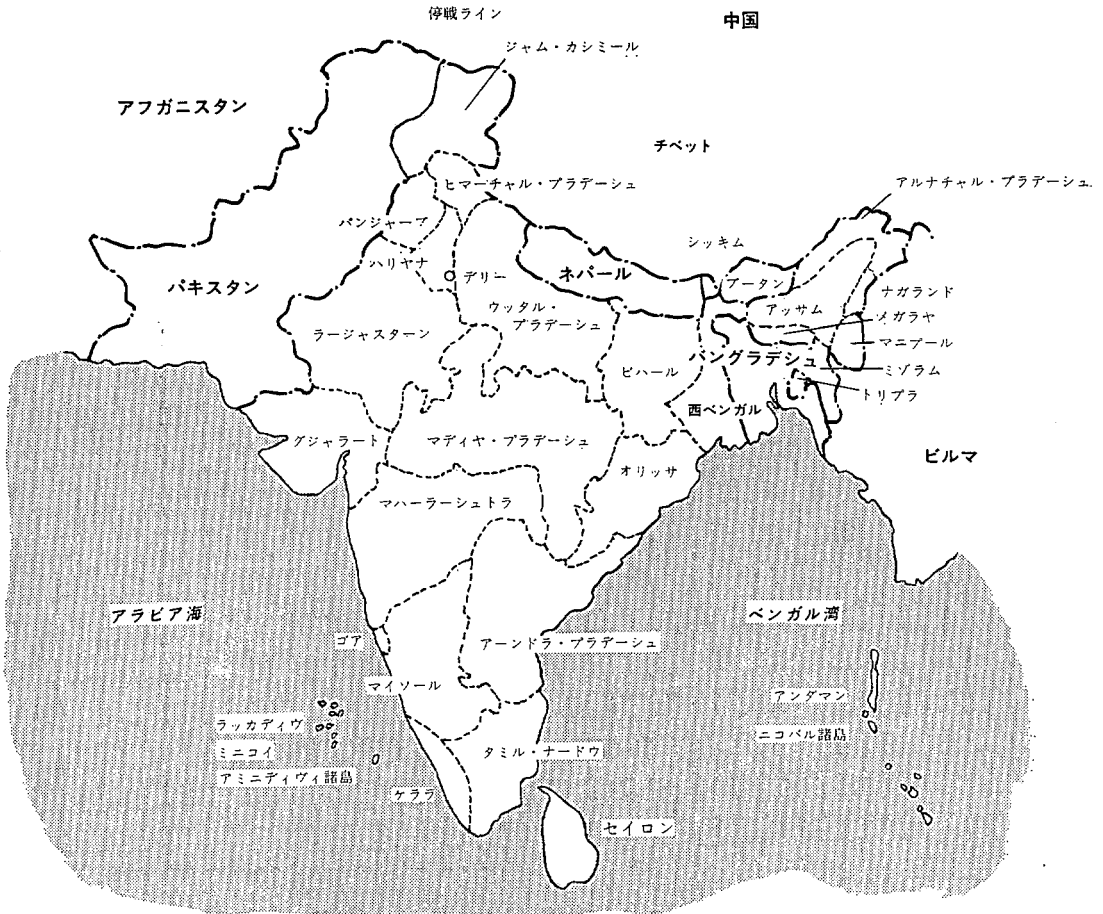


インド



イ ン ド

| | |
|-------|------------------------------------|
| 面 積 | 327万 km ² |
| 人 口 | 約 5 億5000万人 (1970年) |
| 首 都 | ニューデリー |
| 言 語 | ヒンディー、英語 (ほかに13の公用語) |
| 宗 教 | ヒンドゥ教 (ほかに回教, キリスト教, シク教など) |
| 政 体 | 共和制 |
| 元 首 | V・V・ギリ大統領 |
| 通 貨 | ルピー (1米ドル=7.279ルピー, 1971年12月21日以降) |
| 会計年度 | 4月～3月 |
| 度 量 衡 | ヤード・ポンド法 |

1972年のインド

—ほど遠い経済的自立—

国内政治

1971年12月のインド・パキスタン戦争は、1年後の1972年12月、ジャム・カシミールの新しい停戦ラインを両国が承認したことにより一応の結着がつけられた。独立以来、2度にわたって戦火を交えてきた「宿敵」パキスタンを、あざやかな手腕でうち破ったガンディー首相に対しては、その指導力について更に信頼が高まり、政治的権力は絶大なものとなっていた。3月に実施された州議会議員選挙では、戦勝の余波をかって、ガンディー首相・与党国民会議派への人気は高く、会議派はほとんど全州で圧倒的な勝利を得た。こうして、1971年の下院議員選挙、'72年3月の州議会議員選挙と続けて圧勝し、第4次総選挙での落ち込みとそれに続く危機を一応克服したことで、ガンディー政権は安定したように見える。しかし、経済の実態面からみると、失業問題、物価問題が深刻化し、さらに早ばつによる食糧危機など、印パ戦争の勝利で一時薄らいだかに見える国民のフラストレーションをかき立てる要素は増大するばかりで、ガンディー・ブームは急速に冷却しつつあり、政権の安定度については予断を許さない。

州議会議員選挙

3月、オリッサ州、タミル・ナドゥなどを除く16州と連邦直轄地で地方議会議員選挙が実施された。国民会議派は、10～18エーカーの土地所有上限設定、都市財産所有制限などを盛り込んだ新10項目計画の選挙綱領を発表し、国民的願望としての「経済自立」と「貧困追放」を達成するために各州に会議派州政府の樹立を訴えかけた。1971年に2回にわたって増税、公共料金の引き上げを実施し、失業問題については1971年総選挙の党選挙綱領にうたわれた「失業対策突貫計画」も全く

具体化をみず、赤字財政によるインフレ傾向はますます強まっていくなど、会議派にとって不利な条件は多かったが、印パ戦争の戦勝ムードの前には、それらのマイナス効果は働かず、野党もこれを利用することができなかった。開票の結果は、会議派の圧倒的勝利となり、「権力独占」の言葉さえつけられた。連邦直轄地ゴアとメガーラヤ州ではそれぞれ地方政党が政権を担当することになり、マニプールではどの党も過半数に達しなかったが、残る14州とデリー市では会議派が過半数を占め、大統領直轄統治令がしかけていたビハール、グジャラート、マニプール、マイソール、パンジャブ、トリプラ、西ベンガルの7州では直轄統治が終了した。野党の後退は大きく、野党会議派がハリヤナとマイソールで、CPIがビハールと西ベンガルで、CPI・Mがトリプラで、ジャン・サンがマディヤ・プラデーシュ、社会党がビハールで、それぞれ議席の1割余りを確保できただけであった。CPI・Mは、基盤とする西ベンガル州で大敗、もと州副首相をつとめたJ.バスラ有力者も相次いで落選、カルカッタ市では1議席も得られず、1971年選挙による111議席第1党から14議席第3党へと退いた。これに対し会議派は177議席を得て第1党となり、西ベンガル州で5年ぶりに政権を完全にとりもどした。今回の州議会議員選挙の結果、会議派は、タミル・ナドゥ、オリッサ州、メガーラヤ、マニプール州を除く19州に政権を持つこととなった。また6月になって、オリッサ州では政府与党内の対立から、会議派のN.サトパティ政権が成立した。

貧困追放

1971年の第5次総選挙の時と同じく、今回の州議会議員選挙でも、ガンディー首相の説く「貧困追放」が大衆の期待を集めて、ガンディー・ブームの一因となった。現在、インド政府の政策の中

心課題は「貧困追放」と「経済自立」とされている。「貧困追放」は、1971年の会議派選挙スローガンにはじめてあらわれてきたもので、「経済自立」は、1971年の印パ戦争の際、海外援助が打ち切られたり、あるいは停止されたりした事情を背景に出てきたものである。第4次5カ年計画の4年目に入り、しかも、計画実施が目標からはるかに遅れているうえに、アメリカの援助停止、そしてその他の海外援助のとどこおりという事態に直面して、なおかつ計画目標にいくらかでも近づこうとするためには、真の独立国として海外援助に依存しないで国の経済建設にとり組むという「経済自立」の基本姿勢をもって、急速な経済成長を達成しなければならない。そして急速な経済成長は、経済不均衡拡大を生むものであってはならないことから、「貧困追放」のための失業・雇用・富の不均衡の問題を同時に解決していく必要がある、と、政府により説明がなされている。

インドの純国民生産に農林水産業の占める割合は44.5%、一方、労働人口については、農林水産業従事者は80%を構成し、総人口に対する農村居住人口は80%を占めている。また政府発表によれば、インドの総人口5億5000万人の40%余り、2億2500万人が、1カ月の1人当り消費額が農村で27ルピー、都市で40ルピーの「貧困ライン」を割る生活をしているという。富の配分の不平等は農地所有状況にも顕著に示されており、農業従事者についてその47%が農地を所有しないか、1エーカー以下の農地所有者で、しかも彼らの所有地はあわせて全農地の1.37%しか占めていない一方、15エーカー以上の農地所有者は6.83%で、彼らは全農地の半分近く、45.5%を所有している。政府は「貧困追放」政策の一環として深刻な農村失業問題に対処するために、1971年総選挙前に、農村雇用機会拡大「突貫計画」を発表、所得格差是正のために都市財産所有制限、農地改革案を1972年州議会議員選挙に際して発表した。しかし、いずれにせよ、「貧乏追放」が困難な課題であることは政府自身が認めつつあり、根本的な社会変革なしには実現不可能であろう。

農地改革

1972年会議派選挙綱領は、農地所有制限、1家

族あたり灌漑地で10~18エーカーの上限とする方針を発表したが、この原案はその後、各方面からの反対にあい、後退を余儀なくされた。4月に開かれた州首相会議で各州首相は、地元の特事情を強調し、上限の弾力的設定を求めた。この声に押されて、7月に開かれた国民会議派運営委員会は、政府の灌漑地と個人による灌漑地を区別し、個人の灌漑地の所有制限をゆるめる方針を決めた。その後の会議派州首相会議で、州首相達は、党運営委員会から、さらに果樹園などに例外規定を設けることで譲歩をかちとった。

独立以来政府は、ザミンダーリ制といわれる中間介在者制度の廃止、小作人の保護、農地所有制限法を制定し農地所有の限度を定めるなどの農地改革の法制化を行ってきた。今回の農地改革は、所有者の単位を1家族と定め、1家族あたりの農地所有の上限をさらに引き下げたことで、先の農地所有制限法から一歩進んだものといえる。しかし農地改革は従来から実施面での問題が多く、農地所有制限にともなう余剰地の接收、分配が円滑に行なわれていない点に不満が集中していた。1960年代末に、左翼勢力によって全国的に広がった土地奪取運動は、所有権の移転を実現するまでには至らず、象徴的な形での土地要求運動にとどまったとはいえ、この不満に裏打ちされて盛り上がったものといえよう。農村において、一方では政府指導による「緑の革命(グリーン・レボリューション)」が進み、小麦地帯を中心に生産の増加など、一定の成果も喧伝されるほどになってきているが、同時に「緑の革命」は農業の経営規模拡大、資本主義経営を促すことで農民層の分解を進行させるという結果も生み出している。政府の農業政策は基本的には農業生産拡大をはかるための中富農育成政策であることから、「緑の革命」の進行は必然的に没落農家・土地を失う農民を増加させることで農村内部の構造変化による社会的緊張をつくり出している。農地改革についての反対意見は、中富農層の中に強いのは当然であるが、土地を削られることへの反対と同時に、「農地所有制限は零細農民を数多く生み出すもので、結果的には「貧困分配」となるだけだ」と、政府の基本姿勢の矛盾をついているものもある。政府国民会議派が、いわば「緑の革命」の推進勢力である中富

農層をバックに構成されているという事実から、その実施についての懸念は大きい。

物価問題

9月、西ベンガル州の会議派系学生青年組織チャトラ・パリシャドは、州政府に対し物価上昇について、2週間以内に生活必需品欠乏の原因をとり除くために効果的措置をこうじなければ、アジテーションを開始すると通告した。1971年、若干鈍化した物価上昇の速度は、1972年後半に入って急に速まった。7月には卸売物価指数が6月に比べて2.3%上昇、化学製品を除くすべての品目に上昇がみられ、食糧品は3.8%もの上昇をみた。政府は、物価急上昇の原因は1971年の印パ戦争とバングラデシュ難民の流入であり、いかなる国も戦後物価の下った国はないと苦しい説明を行なった。10月、国民会議派全国大会(AICC)が開かれたが、これに先立ち、会議派運営委員会は物価上昇を流通の面から対処するために、食糧品、燃料、衣料品が公正価格店(Fair Price Shop)をとうして売られるよう、また、食糧卸売り国営化を1973年3月～4月までには実施するよう政府に指示した。会議派州首相会議でAICC経済決議案を検討した際も、生活必需品配給システムの根本改革の必要性が指摘されたが、草案にある食糧卸売り国営化については、穀物買上げ制度、バッファーストック、物価政策への十分な配慮に基づいた小売りシステムの改善なくしては実施不可能という意見が大勢を占めた。10月10日に採択されたAICC経済政策決議では、基礎工業の成長率低下が経済成長停滞を招いており、物価上昇、失業増大の原因となっているため、「経済自立」、「貧困追放」の達成を目的として基礎工業の発展を促し、雇用機会を拡大するためにシステマティックな努力をする、との姿勢が発表された。10月の政府発表によれば、1972年度の財政赤字は当初見積り22億5000万ルピーのほぼ2倍にふえることが明らかになった。蔵相は、現在のインフレ昂進は、バングラ難民流入の結果であると語っているが、毎年の赤字財政による通貨供給増に加えて、ここ数年好調が続けていた食糧生産が、モンスーン不順のため目標を大幅に下まわったことによる食糧品価格中心の値上りは激しい。

大学紛争

1972年は、6月のウツタル・プラデーシュにおけるアリーガル回教大学紛争に始まり各地で大学紛争がこじれて、学外へ暴動化した形で広がるといふ事件が多く生じた。アリーガル回教大学はインドの中では特に古い歴史を持つ大学であるが、政府がこの大学を、イスラム研究および西アジア学のための総合センターとして作りかえるよう機構改革を試みたことにたいして、回教徒がマイノリティーである回教徒のための大学という性格をより強めるよう主張して反対運動が起きた。ちょうど、印パ首脳会談が提案されていた時であるため、回教徒とヒンドゥー教徒のコミュナルな対立を強調する結果となった。アリーガル、バナラスでデモが暴動化し、11人が死亡した。7月にはいっては、バナラス市で、アリーガル回教大学と同様歴史の古いバナラス・ヒンドゥー大学の改革案に対し、大学内外が一時騒然となった。

また、ケララ州、パンジャープ州では学生、教師が学校経営改善のために政府による介入を要求して運動を起こした。ケララ州の69私立カレッジが3カ月間閉鎖され、パンジャープ州ではデモ隊と警官隊との衝突で17人が死亡した。

9月にはビハール州パトナ大学で、物価特別手当増額を要求する教師と、学生処分事件に抗議する学生とがデモをうち、警官隊と衝突、双方で30人の負傷者を出し、陸軍がパトナ大学に出動した。

その他、西ベンガル州、デリー市、アッサム州など、学生騒動が目立った。

大学紛争の原因は、政治問題、管理問題、処分問題、アッサム州でみられるように言語問題など地域独自の問題、物価・生活問題等様々であるが、過激化し、学外に波及して暴動化する傾向を持っている。紛争多発の原因の1つとしては、学生の立場から社会的矛盾に特に敏感に反応することが考えられるが、他方、デリー大学の副学長が、大学は今や「精神的スラム」であると嘆いているように、近年の学生の急増に対して大学側が財政の裏付けがないため応じ切れず、飽和寸前であること、また、失業問題が深刻で、卒業しても就職の機会がないのではないかという恐れからフラストレーションが昂じてきていることも考えられ、

大学の荒廃はかなり進んでいるといえよう。

州再編

1月、東部諸州の改編が実施され、アッサム州からメガーラヤ州とマニプール州が誕生、連邦直轄州マニプールも州として成立し、バングラデシュを囲む形となっている東部諸州はさらに細かな州に分割される結果となった。この地方は、ビルマ、バングラデシュ、中国と国境を接していることから反政府ゲリラ活動のかっこうの地となっているうえ、言語・人種的に複雑に入り組んでいるため少数民族問題が多い地方でもあり、政府にとって問題の多い土地である。政府はアッサム州を3分することで地域の自治州要求にこたえたが、1年も経ないうちにさらに新たな自治州要求の声のアッサム州であがった。人種的にマイノリティーになっている部族のマジョリティーに対する平等要求、マジョリティーの言語を公用語として押しつけることに対する反対、一般的な開発の遅れに対する不満から、自治州要求の声は根強く、危機をはらんでいる。

州分離要求はインド中央部のアンドラ州でも起きている。アンドラ州は人種的にアンドラ地区とテレンガナ地区に分かれている。テレンガナ地区では約半世紀前から、地方自治体職員の雇用にさいしてテレンガナ住民に特典を与えている法律（ムルキ・ルール）が存在していたが、最高裁がその合法性に支持決定を下したことから、前から強かった州分離運動が激化した。テレンガナはムルキ・ルールを支持、アンドラ地区はこの破棄を求め対立、ガンディー首相は、この危機に対して、ムルキ・ルールの段階的解消を目的とした提案を示したが双方ともこれに不満でかえって火に油を注ぐという結果になってしまった。アンドラ側は首相提案を拒否し、州の分割を要求した。

政府は、州分離要求は体制の根底を揺るがすもので、連邦制への挑戦であるとして反対している。12月末に開かれた国民会議派全国大会（AICC）の政治決議では、アンドラ、アッサム州のケースを憂慮して会議派党員が地域主義的な運動に参加することを強くいましめた。しかし、開発の遅れと不均衡、利益配分の不平等から起こる州分離要求は根強く、政治危機を深める傾向を示してきている。

外 交

印パ戦争から1年経った12月20日、ジャム・カシミールの豪雪地帯の一部を除いて、印パ国境全域で新たな支配領域ラインに沿って両軍撤兵が完了した。1971年の印パ戦争は南アジアの地図を大きくかえ、もと東パキスタンに新国家バングラデシュの誕生をみた。1971年印パ戦争は、カシミールに領有権を主張し、パキスタンを「宿敵」とみるインドと、インドを足がかりに、中国包囲、アジア進出をねらうソ連の利益が合致して勃発した。その結果ソ連は、インドとバングラデシュを対アジア政策の要として組み込んだ。インドは、パキスタンの東翼を切り離してインドの友好国とすることに成功し南アジアでの大国の地位を獲得、ジャム・カシミールについては、2国間交渉により支配領域ライン画定にこぎつけた。

バングラデシュ

1971年3月に始まった東パキスタン内乱は東パキスタン難民のインド流入をひきおこした。難民の安全な帰国と、そのためのバングラデシュ解放を主張するインドは同年12月3日、パキスタンとの全面戦争に突入、バングラデシュ政権を東パキスタンに樹立する構想に従って、早くも12月6日、バングラデシュを国家として承認した。それ以降、経済援助から軍事援助、国際政治上のあと押しなど、コミットを深めている。1972年1月12日、バングラデシュに最初の経済援助として4700万ルピーの援助計画を発表したのに始まり、2億5000万ルピーの商品援助、フォッカー機2機供与、借款500万ポンドの供与など援助計画発表が相次いだ。

3月19日、ガンディー首相のバングラデシュ訪問により、バングラデシュとの間に友好・協力・平和条約が結ばれた。これは1971年の印ソ条約と相似しており、両国の一方が攻撃された場合、あるいは攻撃の脅威を受けた場合、両国はただちに適切かつ有効な措置をとるために協議を始めると定めた安全保障条項を含んでいる。バングラデシュはラーマン首相の訪ソに際し、3月5日、ソ連と共同宣言を出していることから、バングラデシュを含めたインド・ソ連協力体制がますます強ま



ラーマン首相と会見するガンディー首相

ることとなった。

ガンディー首相、ラーマン首相をはじめ、インド・バングラデシュ間に閣僚の往来が盛んとなり、貿易協定調印、経済援助、軍事援助など、関係が強まっていったが、それにもない、バングラデシュ側で、インドの「無制限な経済進出」に対し非難が高まってきた。貿易が始められてから8月末までインドのバングラデシュへの輸出は5500万ルピー、輸入が1450万ルピーの極端な出超となった。10月8日、両国国境取引が停止された。インド商品の流入に見合っただけ、バングラデシュからジュート、魚が輸出されなければ現在の不均衡はさらに拡大するとみられるが、これを是正する方策はなく、この措置は第2次的措置としてとられたものであった。インドからの経済的圧力が強まるにつれて、バングラデシュ内での反撥も強まるのが予想され、反インド勢力の成長は、インド国内、とくにバングラデシュと国境を接している地方の過激派との提携を促す恐れもある。その動向いかんでは深刻な状況も生じかねない。

対パキスタン交渉

4月26日、印パ首脳会談のための予備会談がパキスタンのマリーで開かれ、これにより6月28日ガンディー・ブット両国首脳会談が、インド、ヒマラヤのふもとの避暑地、シムラで実現した。交渉にのぞむインド側の基本線は、捕虜釈放のようにバングラデシュと関係ある問題はバングラデシュの同意なしには決定しない、また、カシミール問題をとりあげて、その解決を迫るものであるのに対し、パキスタンは、カシミール問題は、国連

決議のとおり民族自決に従うべきだと主張した。交渉は、やはり、カシミール問題、捕虜返還問題で全く意見が対立し、一時は決裂かと危ぶまれたが、7月3日、協定調印にこぎつけた。協定内容は、ジャム・カシミール以外の地域での撤兵を協定発効後30日以内に完了し、ジャム・カシミールにおいては、1971年12月17日の停戦ラインを尊重し捕虜返還問題とともにさらに討議を持つことを定めている。以後8月10日から12月7日まで、断続的に印パ間で、ジャム・カシミールの支配領域ライン画定作業が続けられた。途中、いく度も作業はゆきづまり、それに従って撤兵の日どりも延びていったが、最終的には12月7日の印パ両軍参謀長会談で合意に達し、12月20日、新たなラインに沿って軍の移動が完了した。

対ソ・対米・対中

印パ戦争を通じてインドとソ連との緊密な協力関係がうち立てられたのに続き、1972年も、ソ連、東欧圏への外交の活発化が目立った。北ベトナム、東ドイツとの関係を従来の領事から大使関係に引き上げたことは、ソ連との友好関係を示す一端ともみられる。経済交流も活発化し、12月に結ばれた1973年度貿易協定はソ連との間に72年度分の約20%増、41億ルピーの取引きを予定している。またその他、経済・科学・技術、宇宙開発の部門でも協定が結ばれた。

アメリカとの関係は、印パ戦争の時、かつてないほど険悪なものとなり、その後改善のきざしはなかなか現れなかった。1月に辞任したキーティング米大使の後任は決まらず、空席が長く続き、また政府が、CIAがインド国内で反インド活動を行っていると、幾度も非難するなど、アメリカに対する感情を悪化させることもあった。さらに、ニクソン訪中で発表された米中共同声明にジャム・カシミールについての中国の主張をのせたことも、アメリカに対するインド政府の態度を硬化させた。

中国の国連加盟、国際社会への復帰、ニクソン大統領の訪中、世界各国の対中関係改善など、この1～2年中国をめぐる国際社会の動きはめまぐるしかったが、インドと中国の関係には進展はみられなかった。米中共同声明での中国のカシミール問題についての反インド的態度、印パ支配領

域ライン画定会談が難航している時の喬冠華中国外務次官のパキスタン訪問、バングラデシュの国連加盟に対して中国の拒否権行使など、インドにとって非常に気懸りな、また敵対的ともとれる行動が示され、対中関係改善には程遠いことが知らされた。パキスタンをはじめ、ネパール、スリランカ、ビルマなど、インドをとりまく近隣諸国の中国との関係強化が進む中で、対中国関係で、ソ連による中国封じ込めに組みしている形のインドの孤立化が目立つことにもなった。

現在、緊急の外交課題である印パ戦争の戦後処理、すなわちジャム・カシミール問題に一応の解決をみたことから、国際情勢の急速な変化に応じて、外交政策をみなおすべきではないかとの声もあがってきている。とくに経済建設のうえからは、アメリカとの関係改善が求められている。インドへの援助の半分を占めていたアメリカの対印援助打ち切りは、インド経済にとって大きな打撃であった。ソ連・東欧諸国ではそれを肩がわりできないことは明白である。経済建設の遅れを避け、急速な経済成長を実現して「貧困追放」の政治課題を解決するためには、対米改善、援助再開が緊急のものであり、政府折衝が始められている。中国の国際社会への進出、ベトナム停戦の実現など、アジアが大きく変わろうとしている時に、ソ連ブロックの一員として、対中国対決、対米冷却関係を維持しつづけることは、外交活動の場をせばめ、孤立化を招くことになりかねない。将来、対米、対ソ、対中、対近隣諸国について、バランスのとれた外交関係を確立する方向に向かいたいところであるが、対米はともかくとして、中ソ対立が深刻であるという背景から、中印和解の早期実現の可能性は薄いといえよう。

経 済

1972年の経済活動水準は、停滞的であった前年よりも一層停滞の様相を呈し、経済成長率は実質ゼロに近いという推計さえ行なわれている。前年の71年は3~4%の成長率であったと思われる。その結果、第4次5カ年計画の目標の年率5.5%の国民所得の伸びは不可能になったばかりでなく、より深刻な事態を迎えているといえよう。

この最大の要因は、60年代半ば以来最大といわれる早ばつと、それに伴う農業生産の減退である。72年度は対前年度比で、食糧穀物生産の減収分は1000万トンにものぼると推計されている。工業生産についても決して明るいとは言えない。72年前半は比較的よかったが、後半に至り、電力不足、工業原材料不足、輸送力不足が顕在化し、工業生産の伸びの足を引張っている。貿易の状況を見ると、前半は珍しく貿易収支の黒字を計上しているが、後半は悪化の傾向を辿ったものと思われる。茶、ジュート、綿製品などの輸出が比較的順調だったほかに、バングラへの援助に伴う輸出、援助の削減によるアメリカからの輸入減にも原因が痛せられる。しかし、資本収支を含む総合国際収支の赤字幅は増大し、金・外貨準備高(SDRを含む)は3月末の11億6600万ドルから10月末の10億6900万ドルへと減少した。外国援助についてみると、71年末のアメリカの新規援助停止は、援助依存型のインド経済には打撃が大きく、世銀、日本などへの援助、経済協力要請を強めている。民間外資の純流入額も減少傾向にある。物価も、食糧不足を最大の要因として急ピッチな上昇を示し、卸売物価は4月から12月までの9カ月で8%も上昇した。卸売物価上昇は消費者物価にはねかえり、経済活動水準低下のなかでのインフレは国民生活への大きな打撃となっている。失業問題も悪化した。

農 業

71~72年度の食糧穀物生産高は約1億0350万トンで、前年度と比較しても、約400万トンの減収を示した。ところが72年度に入ると、西部、南部インドを中心として夏に大早ばつに見舞われ、1000万トン程度の減収が見込まれるに至った。比較的楽観的な食糧農業省の推計によっても、夏作(カリフ)の収穫見込みは豆類を除いて5200万トンで、71年の夏作より600万トン少なくなっている。政府は冬作(ラビ)でもって、減収分を償おうと全力をかけているが、71年の冬作生産高4250万トンをどれくらい増加できるかは、予断を許さない。

過去5年間、「緑の革命」は自然条件にも恵まれ、農業生産力を高める上で一定の役割を果たしてきた。70年度には、食糧穀物生産は1億トンの大台を突破した。強気に転じたインド政府は72年

に入ると、PL 480による食糧輸入は必要ないと宣言した。しかし、早ばつによる減収の打撃は大きく、年末に至って200万トン以上の食糧輸入の必要性を認めるに至った。9月には950万トンもあると伝えられた備蓄穀物は急速に減少したと考えられる。72年は、「緑の革命」の最初の試練の年であり、農業生産力の不安定性、弱体性が改めてクローズ・アップされた。インド資本主義にとって、農業問題が依然として最大のアキレス腱となっていることを明らかにした年でもあった。

しかし、「緑の革命」が全く無意味であったということではない。「緑の革命」の中心地域であったパンジャブ州、ハリアナ州は灌漑設備が整備されていたこともあって、早ばつの被害は少なかったと伝えられる。マハーラーシュトラなどが最大の被害を被ったのは、1つには灌漑設備が全インドの平均からみても普及率が低いことに原因があった。天水灌漑のみに依存していた地域ほど、被害が大きかったことは、農業投資の意味を改めて見直させることになる。

早ばつの影響は14州もの範囲に及び、マハーラーシュトラ、グジャラート、ラージャスタン、アンドラ・プラデーシの各州が最も打撃を蒙り、その他ビハール、U.P.、マイソール、西ベンガル、オリッサ、マディヤ・プラデーシの各州の被害も大きかった。

穀物別にみると、米の方が小麦より打撃が大きかったと推定されている。主要穀物の推計生産量を『コマース』誌(12月16日号)によって列挙しよう(72—73年度予想)。

| | | | |
|-----|---------|-------|----------|
| 米 | 4100万トン | (前年度 | 4270万トン) |
| 小麦 | 3000万トン | (") | 2658 ") |
| バジラ | 350万トン | (") | 540 ") |
| メーズ | 390万トン | (") | 490 ") |
| 豆類 | 550万トン | (") | 510 ") |

次に商品作物生産について概観しよう。いずれも年度に関する推計である。棉花は600万梱(1梱=780kg)で、前年度の公式推計である653万梱より減少した。ジュートは、メスタと合わせて、前年度の683万梱から600万梱に減少し、カルカッタでのジュート価格は1年前より32%もはねあがった。落花生は450万トンで、前年度の570万トンに比して大幅な減少を示し、政府は緊急輸入に追い

こまれた。砂糖は、栽培地面積が前年度より5%増加し、粗糖(グル)生産は、1200万トンとなった。

農業生産力の弱体性を打破するうえで、技術的改良の問題と同時に、農業生産力を抑えてこでいる農村での半封建的生産関係の問題を無視することはできない。土地改革問題は今後、一層大きな課題となってくると思われる。

工 業

72年前半(1月—6月)の工業生産は、前年同期比で7.5%上昇した。この数字は、69年が年率で、7.1%、70年で4.9%、71年で3.0%であったことをみると、生産が持直していると考えられなくもない。しかし年央以降、電力不足が構造的な問題としてクローズアップされる一方、石炭、鉄鋼、セメント、カセイソーダ、硫酸、高密度ポリエチレンなどの原材料不足が益々目立ってきた。さらに、鉄道輸送能力の不足問題も出てきた。そのため、工業生産の伸びは急速に減少したと推測され、年率7%の伸びは困難とみられる。

電力不足、原材料不足の問題は一時的要因によるものではない構造的な面をもっており、今後のインド経済に暗影を投げかけるものとなる。さらに、操業率低下状態は依然として改善されないことも一層、事態を悪化させている。鉄鋼業などは全体として操業率は50%程度と思われる。第4次5カ年計画(69/70年—73/74年)での工業生産の目標伸び率は年率8—10%であるが、73年3月まで、過去4年間の現実の伸び率は、約3分の2の5.6%に過ぎないと推計される。工業不振に対する危機感は政府、財界から強く出されている。

現在の不況の特質をみると、66—67年当時の需要不足に起因する不況というよりも、供給側の構造的な問題も大きいという点にある。(これは、農業不作にともなう農村市場の縮小が今後、需要面から工業生産にマイナスの影響を与える可能性を否定するものではない。)例えば電力不足は、タミル・ナード、マハーラーシュトラ、U.P.、パンジャブ、西ベンガル等の工業地帯をかかえた州で、消費の一律カットをもたらしている。タミル・ナードでは11月以降25%の電力消費カットが行なわれており、深刻な事態となっている。電力不足は一時的に雨が足りなかったという程度の問題ではなく、

伸びる需要に対して設備が追いつかない結果である。鉄道車両不足は輸送力に打撃を与え、又、肥料不足は、肝心の農業生産に悪影響を与えかねないと心配されている。冬作(ラビ)に必要な肥料量は20%不足するといわれている。

このようなインプット、供給面の不足からくる生産活動の停滞という「不況」と、農村市場の縮小からくる需要不足がからみあう複雑な「不況」が心配される。

業種別の動向は詳しくつかめないが、ここ数年の傾向を概観しておこう。綿業、ジュートなどの伝統的業種は停滞的であるのに対し、比較的急ピッチで伸びているのは、毛織物業、肥料、石けん、石油精製、電気機械、などである。逆に生産低下が目立つのは、皮革製品、輸送機械などである。鉄鋼などの生産量がここ数年ほとんど増加していないことは注目しておきたい。肥料生産の伸びは、66年から71年の間に3倍以上となっており、最も成長率が高いものである。

インド政府は、当面生産増強を第一に置く工業政策に重点を移しつつあるといえよう。生産能力悪化を理由とするインド製鉄(IISCO)の国営化、不良企業(Sick Mill)の国営化などが行なわれた。また、政府系資金と民間の経営能力とを結合させる。ジョイント・ベンチャー(Joint-Venture)構想も計画委員会内部で活発な議論を呼んでいる。

貿易と援助

72—73年度の最初の7カ月(4月—10月)の貿易動向をみると輸出の堅調と輸入の減少がみられ、インドとしては珍しく貿易収支の黒字を計上している。同期間の輸出は107億ルピーで、前年度同期の87億7000万ルピーと比較すると20億ルピー増になっている。同期間の輸入は99億6000万ルピーで、前年度同期の104億4000万ルピーに比較して絶対額で5億ルピー減少している。その結果、同期間の貿易収支は7億4000万ルピーの黒字となっている。8月と10月の数字を比較してみると、輸出が9億9000万ルピーと減少したのに対し輸入が15億ルピーとそれに輪をかけて減少している。

しかし、以上の推計値から、貿易収支の黒字基調が定着化したとみることはできない。輸出の内訳をみると、伝統的の主要輸出品である茶、ジュ-

ート製品、綿製品の伸びが顕著であった。茶は輸出単価が低下気味であったにもかかわらず、72年1月から10月までの10カ月間で総額12億9000万ルピーの輸出で、対前年同期より9000万ルピー伸びた。ジュート製品輸出は、72年4月から9月までの半年間で13億3000万ルピーで、前年同期より1億2000万ルピー伸びた。しかし、今後バングラデシュとの競争激化、インドでのジュート生産高の減少などの不安定材料が多い。綿製品輸出は急増し、72年1月から11月までの11カ月間で3億9000万ルピーとなり、前年同期より3億2000万ルピーも増加している。ほかに輸出が好調だったものは、鉄鉱石、銑鉄、タバコ、油かすである。非伝統的商品である機械類の輸出は期待されるほど伸びなかったといわれる。

72年の輸出を促進した条件としては、アメリカをはじめとする資本主義諸国の景気回復、バングラデシュへのインド側の援助による輸出拡大、ソ連・東欧圏との経済関係の緊密化、ルピーの実質的切下げを挙げることができよう。

対米貿易関係の改善は、72年の米印貿易でインド側が初めて出超を記録すると見込まれるほどになっている。ある推計では、72年1年間で1億6000万ドル(11億6800万ルピー)の出超を記録しそうである。米商務省によると、72年前半(1月—6月)で、インドの対米輸出は2億3050万ドルで、一方アメリカの対印輸出は2億0620万ドルで、貿易収支はインド側からみて2430万ドルの黒字となっている。同省の年間推計では、インドの対米輸出は4億6000万ドルを越え、逆にインドのアメリカからの輸入は3億ドルにとどまるとなっている。

対米輸出の伸長には、アメリカの景気回復が大きく作用している面があることはもちろんである。反面、輸入の縮小に関しては、これを必ずしもプラスには評価できない面がある。アメリカの対印新規援助の停止にともなう、アメリカからの工業原材料の輸入削減という内容を含むからである。アメリカからの輸入は、71年の42億1840万ルピーから、72年の21億9000万ルピーへと半減すると見込まれる。半減の理由は、工業原材料輸入減とならんでさらにPL 480による食糧輸入減もある。工業原材料不足が工業生産の足を引っばる要素となっていることを考えると、健全な意味での

輸入減少とは必ずしもいえない。そして、食糧輸入減も関連しているとすれば、あらたに食糧危機が生まれている現在、貿易収支も決して安定的なものではない。

貿易収支の改善には、バングラデシュへの輸出が含まれていることを考慮しなければいけない。バングラデシュへの72—73年度の輸出は15億ルピー（約2億ドル）程度増加する見込みであるが、それは同国に対するインドの援助と関連している。その面からみると、73—74年以降には対バングラデシュ援助の縮小、輸出の縮小の見通しへとつながる。

インド・ルピーについてみると、ここ2年ほどの国際通貨危機のなかで、2度実質的な切下げを行なった。つまり、71年8月のニクソン声明によるドルの交換性停止にとともに、インドはルピーを従来のポンド・リンクからドル・リンクに切替えた。年末のスミソニアンでの通貨調整に際して、インド・ルピーは対ポンド5.1%の切下げ、対ドル3.04%の切上げを行なった。その結果、1ドル=7,279ルピーとなった。しかし、同時にインド・ルピーを再びポンド・リンクに戻した。そのため、72年6月のポンドの変動為替相場制への移行にとともに、インド・ルピーも自動的にフロートし、その結果、ポンド以外の通貨に対して実質的切下げとなった。この2度にわたるルピーの実質的切下げが、輸出促進にどう寄与したかは必ずしも明らかではないが、国際通貨危機のなかで、さまよえるインド・ルピーの姿を示した。

ソ連・東欧との貿易関係はより深まると考えられるが、量的にはそれ程多くを見込めないであろう。73年1月からのイギリスのEC加盟に伴う輸出市場の変化が今後注目されることになろう。

貿易面での変化が、アメリカの対印援助の問題と関連していることを指摘したが、援助と外資流入についても72年はいくぶん異なった展開を見せた。それは、アメリカの援助激減と、世銀系援助の拡大である。PL 480による援助を含め、新規援助をアメリカは停止したが、一方、第二世銀の援助約束額は、71—72年度の2億4000万ドルから、72—73年度の4億7000万ドルへとほぼ倍増した。世銀が提案していた1億5000万ドルの債務返済繰り延べは、アメリカが11月になって承認を決

めたため、実現される見通しである。しかし全体として、今年度の援助約束額が、今年度の対印コンソーシアム会議での目標額12億5000万ドルに達することは絶望視されている。

ここ数年間の対印公的援助は全般的に停滞的であるが、債務返済分が急増しているため、純流入額は急速に減少してきている。67—68年では86億3000万ルピーであった純流入額は、68—69年の52億8000万ルピー、69—70年の44億4000万ルピー、70—71年の34億1000万ルピー、71—72年の32億8000万ルピー（推定）となっている。72年3月末現在の累積対外公的債務は820億ルピー（約109億ドル）にも及び、71—72年度では新規援助約束額のうち債務返済額は、実に55%を占めると推定されている。

外国民間資本の動向についても、ここ数年間流入額の減少が目立ってきている。民間外資の純流入額は67—68年の8億1990万ルピーから、6億8200万ルピー（68—69年）、2億9200万ルピー（69—70年推計）、2億8700万ルピー（70—71年推計）と減少してきており、71—72年についても、それが増大傾向に転じたとは思われない。

このような公的援助、民間外資流入の減少傾向は、一方ではインド経済の「自立(Self-Reliance)」努力をうながすものとなっているが、対外援助依存が体質化したインド経済にとっては不可能に近い課題である。72年末に至って、日本への援助要請を強めているのも、対外依存から脱却できないインド経済の苦悩を示している。インドをとりまく援助条件は、アメリカとの関係が若干好転したにもかかわらず、微妙な関係が続いていること、ソ連・東欧との経済協力関係は量的には多くを見込めないことなどから、日本への期待を強めているのである。外資依存を断ち切るには、農業の生産力を高め国内貯蓄の増大という構造的課題達成なしには、依然として困難であろう。

物 価

物価上昇のテンポが速まり、インフレ問題が一層深刻な社会問題となってきたのが、72年の特徴である。例年、夏作（カリフ）の収穫期には物価が全体として低下するのだが、72年は農業不作を背景として、11月末現在の総合物価（卸売）指数

は、対前年同期比で13%も高かった。内訳をみると、食糧品については19%の上昇、食糧穀物に限っても、ほぼ同様の上昇率であった。工業原材料は、17%もの上昇を示した。それとは対称的に、製造品物価は5.5%の騰貴、最終製品に限ってみると4.0%であった。しかし、製造品物価についても、タイム・ラグをともなると、工業用原材料の価格上昇がはねかえっていくと思われる。

物価上昇の直接的な原因としては、農業の不作、原材料不足がある。また、印バ戦争の事後処理としての財政支出の増大がある。13%の総合物価指数の伸びは、過去4年間の平均である6%前後の伸びと比較すると、インド経済にとって、非常に大きな伸びと思われる。この物価上昇は、経済活動水準が必ずしも活発でないインド経済のなかで、賃金上昇への圧力を強めている。

財政・金融

72年度の中央政府の予算は、経常勘定で歳入434.3億ルピー、歳出412.4億ルピーに対し、資本勘定で歳入209.5億ルピー、歳出268.9億ルピーとなっている。総合収支で24億2000万ルピーの赤字であった。実際にはその倍に達すると見込まれるに至った。71年度予算規模は、戦争があって組まれた補正予算を組入れると、経常勘定歳出が410.7億ルピー、資本勘定歳出で294.6億ルピーとなっている。それ故72年度は経常勘定で微増、資本勘定で26億ルピーの減少である。しかし、71年度が戦争を含む異常な年であったことを考えると、基本的な傾向として予算規模の拡大基調は変わっていないといえよう。経常歳出に占める最大費目である国防費は、補正後の71年度予算と同じく、30%弱の比重となっている。資本歳出では借款・融資が40%を占めるという比重は変わっていないが、国防資本支出が補正後の71年度の16億ルピーから19億ルピーへと増加している点が注目される。

歳入面では、経常勘定が物品・サービス税という間接税に多くを依存しており、しかもさらに間接税を増加していく傾向は変わっていない。「緑の革命」との関連で、政治的に大きな争点となっている農業所得税の新設は結局見送られた。資本勘定歳入では、借款・融資返済分の26.5億ルピーの減少、市場借入れの減少、PL 480がマイナス

になったのが目立った。州政府の財政規模は、全体として中央政府財政規模に相当していると思われる。しかし、州財政については、オーバー・ドラフト（連邦準備銀行からの超過借入れ）が、ますます大きな問題となりつつある。72年3月1日現在の主要州のオーバードラフトの累計は46億ルピー以上になっており、中央政府財政の赤字とならんと、インド経済のインフレ要因を構成している。

金融面での問題点を簡単にふれよう。指定商業銀行（国有化銀行を含む）の預金高は、72年中に120億9000万ルピー増加し、814億6000万ルピーに達した。参考までに71年中の預金の伸びをみると、115億4000万ルピーで、年末には693億7000万ルピーに達している。72年中の伸びは、絶対額では大きかったが、伸び率では鈍化している。その過程で興味深いのは、指定商業銀行の連邦準備銀行からの借入れ金残高の減少である。71年の1年間で18億ルピー減少した同残高は、同年末には17億1000万ルピーとなっていた。それが72年中でさらに16億2000万ルピーも減少し、結局年末には8550万ルピーにまで減少したのである。これは、指定商業銀行に対する資金需要が急速に減少していることを示している。

銀行貸出しをみると、72年の1年間で、34億6000万ルピー増加して、貸出しは、539億8000万ルピーに達した。だが、貸出し増加分は、預金増加高の29%分相当にすぎない。増加預金高は主として、中央・州政府債券投資に向けられたと思われる。これら公債投資だけで年間で50億7000万ルピー増加し、215億1000万ルピーになった。金融の超緩和を利用して、中央政府は多額の市場借入れを行なったのである。これら金融の超緩和状態が何故もたらされたかについては、産業界が国有化銀行の干渉をきらったという見方もある。しかし、経済活動水準の全般的停滞という背景が最大の要因と思われる。一方、民間企業の新規株式発行高が72年に急増している事実がある。71年には3億7500万ルピーに過ぎなかった民間企業の新規株式発行高は、72年には、この数年では最高の9億3100万ルピーに達した。しかし、民間企業の設備投資の必要資本は、借入れ金が8割占めるようになっている以上、この数字が直ちに設備投資意欲と関連させてみることはできないであろう。

重 要 日 誌

1 月

2日 ▶インドはバングラデシュ援助をよるこんで行なう用意がある、インドはいかなる外国援助も受けることなく、あらゆる援助をさし出すことができる——首相演説。

▶マドラス、シンプソン・グループのストライキで前マドラス市長を含む50人が逮捕され、1日とあわせて126人の逮捕者となった。シンプソン・グループ労働者1万5000人は11月22日以来ストライキに入っている。

4日 ▶西部国境からの撤兵は“現在のところ”行なわない——ラーム国防相、記者会見で発表。

5日 ▶難民100万人余り、バングラデシュに帰国——社会復帰省発表。

▶首相、経済建設を呼びかけ——経済建設は戦争での勝利と同じく成功しなければならぬ、生産を向上させるため、ストライキ、ロックアウトなどをひかえ、1972年内に経済自立を達成しよう。

6日 ▶バングラデシュ・サマド首相、インド首脳と会談。

▶シンプソン系会社（マドラス市）労働争議——中央政府労働相が調停にのりだし、AITUC、INTUC、CITU代表は首相、労働相らと会見した。労働者側は、DMK系組合が経営者側と結んだ協定の破棄を求めた。

7日 ▶北ベトナムとの関係を大使レベルに引上げ。

8日 ▶南ベトナム、国際監視委員会インド人職員の入国を拒否。

9日 ▶インド・バングラデシュ共同コミュニケ——インド軍はバングラデシュ政府が望む時に撤兵を実施する。

▶ビハール州、大統領直轄統治。

11日 ▶バングラデシュに500万ポンドの借款供与。

▶南ベトナム政府、全インド人の国外退去を求める。

12日 ▶東独外相、首相、大統領と会談。

▶バングラデシュに4700万ドルの経済援助計画を発表——内訳は長期借款1275万ドル、肥料、鉄鋼、石油などの物資供与3420万ドル。

16日 ▶印パ国境画定後に撤兵——J. ラーム国防相は、ゴウハティの大衆集会で、印パ国境が決定しない限り、インド軍の停戦位置からの撤退はない、調停は第三国の干渉なしに2国間の折衝により行なうべきである、と語った。

17日 ▶バングラデシュに2億5000万ルピーの商品援

助。

18日 ▶バングラデシュにフォッカー機2機供与。

▶会議派、選挙綱領——10～18エーカーの土地所有制限、都市財産所有制限、1975年までに11歳までの児童すべてに無料教育、などの新10項目計画を発表。

▶日本、援助再開。

20日 ▶メガーラヤ州、アルナチャル連邦直轄州成立——メガーラヤは19番目の州、アルナチャルはもとのNEFA。

21日 ▶マニプール、トリプラ州成立——それぞれ20番目、21番目の州として成立、ミゾラムは連邦直轄地となる。

▶D. P. ダル首相特使、バングラデシュ・サマド外相と会談。

▶ハリヤナ州議会解散——3月11日に選挙実施。

23日 ▶マクナマラ世銀総裁、インドに——世銀はインドを援助すると語る。

▶バングラデシュに借款500万ポンド供与——鉄鋼、肥料プラント建設のため。すでに2億5000万ルピーの商品援助、鉄道再建に1億ルピーの借款と食糧援助が約束されている。今回の借款は、バングラデシュ訪問中のD. P. ダル外務省政策委員会議長とラーマン首相との会談で結論をみたもの、その他、インドは、石油精製工場建設の援助を申し出ている。

24日 ▶米の1973年度予算、対印援助を除外。

▶マクナマラ世銀総裁、計画委員会、シム外相と会談。

▶パとの友好関係を望む——首相はデリーでの集会で、もしパキスタンが現状を認めるならば、インドはパと永久的友好関係を持つ用意があると語った。

27日 ▶マディヤ・プラデーシュ州 S. C. シュクラ首相辞任。

28日 ▶マドラス、アバディの工場でスト中の労働者と警官隊が衝突、負傷者34人、逮捕者48人を出した。

29日 ▶P. C. セティ石油化学相、マディヤ・プラデーシュ州首相に就任。

30日 ▶M. M. チョードリ・アッサム州首相辞任。

31日 ▶アッサム州首相に S. C. シンハ就任。

2 月

1日 ▶チャバン蔵相、バングラデシュ経済援助のため増税を示唆。

▶バングラデシュへ石油1万6000トンを輸出。

▶日本、新円借款310億円供与——工業プロジェクトに160億円、肥料・鉄鋼購入のため150億円。

3日 ▶親パ活動家をカシミールより追放——州政府はB. S. アブドゥッラにカシミールからの退去命令を出し、親パ活動家数人を逮捕した。

5日 ▶ヒューム英外相訪印。

6日 ▶ラーマン・バングラデシュ首相訪印——カルカッタでガンディー首相の出迎えをうけた。

7日 ▶INTUC, AITUC, HMS の3労働組織代表、政府と会談——団体交渉その他の問題で合意に達し、合同の「労働組合全国評議会」を設立し組合間の対立を防ぎ、健全な労働組合運動を推進することを決定した。

▶英印外相会談——バングラデシュ独立にともなう亜大陸の情勢とインド洋の海軍基地問題等を話し合った。

8日 ▶1971年4月～1972年1月の外国援助は8億5577万ドル。

▶シン外相、L. N. ミシュラ外国貿易相、ヒューム英外相と会談——EC への英加盟による影響から、インドの貿易利益を守るよう求めた。

▶インド・バングラデシュ共同声明——1972年3月25日までにインド軍撤兵を完了。

12日 ▶米の輸入禁止——A. シンド農業副大臣語る。

14日 ▶国連事務総長へ書簡——パキスタンといかなる時でも、どのようなレベルでも、無条件で直接話し合うつもりであると伝えた。

19日 ▶外資系企業に対する新政策——政府は外資系企業が所有権を分散させ、インド参加を促進すれば、拡大が許されるであろうと述べた。新規投資の際、その分について最低のインド人化比率が決められた。

21日 ▶ニクソン訪中——首相は、デリーでの選挙演説で米中両国が友好関係を持つことは歓迎するが、新しい関係がアジアにおける影響の拡大とバランス・オブ・パワーの古い概念を永続させるものかどうかを注視しなければならない、とのべた。

▶北朝鮮と貿易協定調印、往復貿易量を1971年の5500万ルピーから、1972年には3倍にまでもっていくとすもの。

22日 ▶D. P. ダル外務省政策委員長、訪ソ。

23日 ▶マネクシャウ陸軍総司令官訪ソ。

24日 ▶D. P. ダル政策委員長、コスイギン首相と会談——アジアにおける情勢の変化と米中接近について討議した。

25日 ▶コインバトル（タミル・ナドゥ）繊維関係労働者ストライキ、4日間で800人余りの逮捕者を出す。ストライキはINTUC, AITUC, CITU, HMS が中心と

なっており、14日目にはいつている。

▶首相はグジャラート州の選挙演説会で、インドの“第1の敵”すなわち貧困の絶滅のため各州に会議派の政権を樹立するよう呼びかけた。

3月

2日 ▶カシミール停戦ラインからの撤兵は米中に無関係である——首相。

3日 ▶日印会談終了。

5日 ▶州議会選挙始まる——アンドラ州、マイソール州、マハーラーシュトラ、グジャラート、ビハール、ヒマーチャル・プラデーシュ。

▶カシミール問題について中国を非難——首相は、米中共同声明において、解決済みのカシミール問題を中国がとりあげたことを非難するとともに、インドはパキスタンが第三国の介入なしにインドと話し合っ平和を確立するよう求める、と語った。

6日 ▶ラージャスターン、マニプール州議会選挙。

▶マニプールで投票警備にあっていた中央治安警備隊をナガ・ゲリラが襲撃、1人射殺され2人が負傷。またアンドラ州でも投票所襲撃事件で2人が死亡。

10日 ▶政府、民間会社のインディアン・コパー・コーポレーション (Indian Copper Corporation)、国営化を発表。銅探掘・生産の全て国営化される。

▶政府、非常事態体制の解消は考えていないと発表。

11日 ▶西ベンガル州議会選挙、衝突事件で4人が死亡、夜間外出禁止令が3地区に出された。

▶コインバトル繊維労働者スト解決——78の繊維工場、5万2000人の労働者が参加して29日間続いたストライキに調停が成立。

▶州議会選挙、開票第1日目。マイソール、グジャラート、マハーラーシュトラで会議派は過半数を占める。

12日 ▶会議派、パンジャーブ、ハリヤナ、マディヤ・プラデーシュ、ラージャスターン、ビハール、アッサム、デリー市議会でも過半数を得る。

▶バングラデシュのインド軍引揚げ開始の発表。

13日 ▶会議派、選挙圧勝——16州のうち14州で圧倒的多数を占める。メガーラヤは APHLC、マニプールではどの党も過半数に達しなかった。デリーでは会議派過半数、ゴアはマハーラーシュトラワーディー・ゴマンタク党が過半数を得た。各党では、会議派 (O) はハリヤナ、マイソール、グジャラートでの中心野党となる。CPI は会議派と協定の成立した州では快調、一方 CPI・M は基盤西ベンガルで会議派に完敗し、J. バスら有力者も落選、カルカッタ市では1議席も得られなかった。

14日 ▶マハーラーシュトラ州、V. P. ナイク首相就任、

州議会選挙結果

| 州 | 総議席数 (うち、開 票 議席) | 会議派 | 会議派 (O) | スワタン トラ党 | CPI | CPI・M | JS | SP | その他 |
|---------------|------------------------|-------|------------|-------------|-----|-------|----|----|-----|
| アーンドラ | 287 | (287) | 219 | — | 2 | 7 | 1 | — | 58 |
| アッサム | 114 | (113) | 94 | — | 1 | 3 | — | 4 | 11 |
| ビハール | 318 | (318) | 169 | 30 | 2 | 35 | — | 25 | 33 |
| グジャラート | 168 | (167) | 139 | 16 | — | 1 | — | 3 | — |
| ハリヤナ | 81 | (81) | 52 | 12 | — | — | — | 2 | — |
| ヒマーチャル・プラデーシュ | 68 | (65) | 51 | — | — | — | 1 | 5 | — |
| ジャム・カシミール | 75 | (73) | 56 | — | — | — | — | 3 | — |
| マハーラーシュトラ | 270 | (270) | 222 | — | — | 2 | 1 | 5 | 3 |
| マディヤ・プラデーシュ | 296 | (296) | 220 | — | — | 3 | — | 48 | 7 |
| メガーラヤ | 60 | (60) | 9 | — | — | — | — | — | — |
| マイソール | 216 | (216) | 165 | 24 | — | 3 | — | — | 3 |
| マニプール | 60 | (60) | 17 | 1 | — | 5 | — | — | 3 |
| パンジャープ | 104 | (104) | 66 | — | — | 10 | 1 | — | — |
| ラージャスターン | 184 | (184) | 145 | 1 | 11 | 4 | — | 8 | 4 |
| トリプラ | 60 | (60) | 41 | — | — | 1 | 16 | — | — |
| 西ベンガル | 280 | (280) | 216 | 2 | — | 35 | 14 | — | — |
| 中央政府直轄地 | | | | | | | | | |
| デリー | 56 | (56) | 44 | 2 | — | 3 | — | 5 | — |
| ゴア・ダマン・デウー | 30 | (30) | 1 | — | — | — | — | — | — |

(注) グジャラート、ヒマーチャル・プラデーシュ、ジャム・カシミールの各 1, 3, 2 議席は選挙くりのべ。

またハリヤナで州会議派委員長にバンシー・ラールが選出される。

▶米中共同声明は内政干渉である——シン外相は下院で、米中共同声明がカシミールに言及したことは内政干渉であるとのべた。

15日 ▶グジャラート州会議派委員長に G. オザ (工業開発担当相) が選出される。パンジャープ州会議派委員長にはザイル・シン。

16日 ▶州議会選挙結果。(表を参照)

▶1972~73年度予算案議会に提出——18億3000万ルピーの増税。

17日 ▶アッサム州, S. C. シンハ国民会議派政府成立。

▶首相, バングラデシュ訪問——バングラデシュ首相, 外相と会談。

18日 ▶インド・バングラデシュ共同声明調印。

19日 ▶ビハール州, K. パンデイ会議派政府成立。

▶インド・バングラデシュ友好協力平和条約 (25年間) 調印。

20日 ▶西ベンガル州, S. S. ライ会議派政府成立。

▶首相, 経済自立計画の実施をうたう。上院で、インドの直面する問題は開発計画の遅れの理由とはならない、経済不均衡の最大の要因は失業と雇用問題である、“農村雇用のための突貫計画”などの失業救済特別計画

が実施されていないことなど明らかにした。

▶全 7 州で大統領統治終了——ビハール, グジャラート, マニプール, マイソール, パンジャープ, トリプラ, 西ベンガル。マニプールは M. アリムッディーン統一戦線政府。トリプラは S. セングプタ会議派政府, マイソールは D. ウルス会議派政府, アンドラは P. V. N. ラーオ会議派政府が誕生。

23日 ▶ゴア, マディヤ・プラデーシュで組閣。MP は P. C. セティ会議派政府, ゴアは D. B. バンドドカル (マハーラーシュトラワデー・ゴマントク党) 政府。

▶電力不足——マハーラーシュトラ州は 8%, グジャラート州は 25% の電力消費削減を発表。

27日 ▶ギリ大統領, タイ公式訪問。

28日 ▶インド・バングラデシュ貿易協定調印——1年間と定め往復 5 億ルピーの取引を行なう。インドは、セメント, 生タバコ, 絹糸, 綿織物, 石炭, アスファルト, 木材その他, フィルム等, バングラデシュは, 魚, ジュート等を輸出する。

30日 ▶ギリ大統領, タイから帰国——29日の共同声明で、両国の話し合いは相互に実りあるものであることを証明し、特に共通の関心, 利益のある問題で、両国関係の強化に役立ったと発表した。

4 月

2日 ▶インド政府は、今まで約束した50万トンの食糧に加えて、さらに25万トンの食糧をバングラデシュに供給することを決定。

3日 ▶インド政府、輸入統制強化政策打出す——1972～73年度に関して、160品目の輸入禁止と87品目の輸入割当制限の強化法案、議会に提出。対象品目の大半はアメリカからの輸入品でボールベアリング、工作機械、化学、医薬品など。

▶ソ連海軍司令官 S.G. ゴルシコフ訪印。スワラン・シン外相訪ソ。

4日 ▶ガンディー首相、インドはパキスタンと直接接触していると発表——印バ戦争後初めて。

▶スワラン・シン外相、ブレジネフ、コスイギンと会談、主としてインド亜大陸の正常化問題。

6日 ▶スワラン・シン外相、2日間のソ連公式訪問を終え帰国、共同声明発表。

インド亜大陸での紛争の早期解決を図るため、インド、バングラ、パキスタン3政府間の直接交渉の実現を提唱。

また、スワラン・シン外相は特使レベルでの直接の印バ交渉がさしせまっていると語った。

▶パキスタン高官、ガンディー首相がブット大統領に書簡を送り、前提条件なしの首脳会談提唱があったことを確認。

7日 ▶スワラン・シン外相、インド洋にソ連海軍基地は存在しないと表明。

8日 ▶訪印中のソ連海軍司令官 G. ゴルシコフは、ソ連はインド洋に海軍基地をもつ計画はないと非公式に言明。

9日 ▶ブット大統領、平和交渉に関するインド側提案を受諾。

12日 ▶パンジャブ、ハリアナ、U.P. 州首相は、内閣政治委員会と話し合い、農産物価格委員会の小麦買入れ価格引下げ案反対を押し通す。

▶ブット大統領、ガンディー提案受諾の書簡。

15日 ▶会議派・右派共産党連合、西ベンガル州で持続——AICC 書記長 H. オーステン、「左翼冒険主義者」との抗争が終わらない以上、西ベンガル州での会議派、右派共産党連合は維持されると表明。

18日 ▶D. P. ダール、ダッカ訪問、印バ会談の議題となりうる共通の問題について協議するため。

▶ミゾラム州で州議会議員選挙。

▶第5次5カ年計画の規模、第4次5カ年計画の2倍——計画委員会提案。

公共部門の支出は3200億ルピーとなる。

19日 ▶インド・バングラは、来る印バ特使会談において亜大陸の恒久平和をめざすべきであるとする点で意見が一致。特使会談でのインド首席代表は D. P. ダール外務省政策委員長を予定。

▶ミゾ族、ナガ族、バングラデシュのラザカール、アル・バドル、ビルマの親中国部族と統一戦線を結成しているという一部情報。

20日 ▶インド外務省は、印バ特使会談は、4月26日、イスラマバード近くのマリー (Muree) で開かれると発表。

▶米國務省、過去の軍事援助の数字を発表。

1950～1965年 対印軍事援助 8290万ドル

対パ " 6億7160万ドル

1965.7～1971 対印 " 1090万ドル

対パ " 60万ドル

21日 ▶K. C. バント内相、非常事態宣言を取り消すことは、まだ不可能と表明。

22日 ▶インド共産党 (マルクス主義派) 中央委員会、1週間の討議終了。

「会議派の一元独裁」の危険性を予測し、「左翼的・民主的政党」による反対運動を呼びかけた。

また、西ベンガル州議会ボイコットも継続。

▶ガンディー首相、社会主義は全産業の国有化とは異なると表明。

▶イギリス、インドからの無税の手織綿製品輸入割当てを100万平方ヤードから800万平方ヤードにすることに同意したと伝えられる。

23日 ▶会議派・DMK 連合が崩壊してから最初のタミル・ナド、カルナニディ州首相とガンディー首相との会談。

25日 ▶インド側代表团、パキスタン着。

▶会議派国会議員団執行委員会内部で、農地保有引下げ問題の対象地に関して意見対立、全灌漑地の統一上限設定の是非に関連する。

▶西ベンガル州公共秩序維持法、州議会通過。

26日 ▶第29次憲法改正案議会提出。

保有制限を越える土地を州が接収する場合、市場価格での補償の必要性をなくするもの。

▶印バ特使会談、マリーで開かれる——インド側：D. P. ダール外務省政策委員長、パキスタン側：アジス・アーメド外務省事務次官。

27日 ▶F. A. アーメッド農業相、政府系水源による灌漑地は、土地保有制限引下げの対象にならないと述べた。

▶ミゾラム州選挙結果。

ミゾ・ユニオン 21

会議派 6
無所属 3
計 30

28日 ▶D. P. ダール, ラワルピンディでブット大統領と会談。

▶防衛生産相 V. C. シュクラは、インドの武器輸出を促進するため、公共機関をつくる予定であると述べる。

▶ソ連、アメリカの援助停止によって作り出された工業原材料不足を埋めあわせることに合意。

30日 ▶印パ両国政府、共同声明を発表——首脳会談が5月末か6月初めにニューデリーで開かれることが明らかにされた。首脳会談の方法、議題については明らかにせず。

5月

2日 ▶J. ラム国防相、原子力委員会は「平和的目的のための地下核爆発技術を研究中」と語る。

3日 ▶ミゾラム州、チュンガ(Chhunga)内閣成立。新首相はミゾ・ユニオン・レジスレーチャ・パーティーの指導者。

▶会議派国議員団内部で、農地保有制限引下げをめぐる議論激化——私有井戸からの灌漑地の統一上限10~18エーカーに含めるかどうかを、中央土地改革委員会に決定するよう要請。

5日 ▶ジャム・カシミール州のティトワル(Tithwal)地区のインド軍陣地をパキスタン軍が攻撃。パ側はインド軍の侵入と発表。

▶インド農業研究所(IARI)の若い学者 Dr. V. H. シャー、研究所の人事政策に抗議して自殺。

▶内閣政治委員会は、私有井戸灌漑地も、土地保有制限の引下げの特例にすべきでないと表明。

6日 ▶ジャム・カシミールでの印パ軍衝突は、両軍の停戦命令で終結。パ軍が若干領土を奪ったもよう。

▶インドの軍需品輸出額は1971年で350万ドル。

7日 ▶5月18日から予定されていた西ベンガル州ジュート工場労働者スト回避——三者協議会の協定により、遡及して4月15日からの3年間、最低賃金月額235ルピー(75ルピーは物価手当)で、現行より45.60ルピー・アップ。対象者は24万人。

▶会議派総裁 D. サンジバヤ死亡。

8日 ▶パトナ近くのバガルプル(Bhagalpur)特別中央刑務所で暴動が起き、警官の発砲で9名死亡。

9日 ▶中央土地改革委員会、全会一致で5月末に開かれる予定の州首相会議に、農地保有制限問題について下駄をはずけることを決定。

▶J. ラム国防相、インド軍はジャム・カシミール、テ

イトワル地区の2つの陣地から撤退したと発表。さらに、この事件は来る印パ会談には影響しないと述べた。

10日 ▶ガンディー首相、ブット大統領に書簡を送り、会談の日取りを提案。

スワラン・シン外相、議会でアメリカの戦争エスカレーションを非難、また、1954年のジュネーブ会議の共同議長国であるソ連とイギリスと接触中であると述べた。

11日 ▶会議派執行委員会、書記長の S. D. シャルマを新会議派総裁に決定。

12日 ▶インド茶の世界茶市場に占めるシェアは、1951年の45.0%から1970年の31.6%へ低下。

▶会議派指導者会議開催——急進的土地改革を主張する C. スプラマニウム計画相とガンディー首相衝突。

▶ブット大統領、ガンディー書簡に答えて、6月28日を首脳会議の日取りとして合意。

▶インドの対セイロン援助は、72~73年度で4820万ルピーを予定。

14日 ▶労働争議のためアショーク・レイランド(Ashok Leyland)工場閉鎖。

15日 ▶D. P. ダール外務省政策委員長。ダッカ訪問——ラーマン首相と会談。

16日 ▶R. K. カディルカル労働相、農業労働者の組合組織化の必要性を主張。

▶UNCTAD 総会で、インド代表 H. ラル、EEC を批判——開発途上国の貿易発展を阻害しているとするもの。

17日 ▶スワラン・シン外相、カシミール国連監視グループの役割は終わったと述べる。

18日 ▶北部インドの熱風で171名死亡。

20日 ▶ガンディー首相、ナクサライト、インド共産党(マルクス主義者)、ジャン・サンを非難。

21日 ▶INTUC, AITUC, HMS の3労組は、全国協議会(National Council)をつくることに合意——ガンディー首相は、マドゥライで INTUC の指導者達に対し、他労組との協力の可能性を追及し、労組内の過激主義者と闘うよう呼びかける。

▶ガンディー首相、マドゥライで自治要求は国の統一を破壊する可能性があると述べる。

22日 ▶州労働大臣達は、中央政府の労使関係法改訂の動きに同意——州政府の権限縮少の場合には認められないと表明。

23日 ▶チャバン蔵相、所得の上限設定を示唆。

24日 ▶第11次対印円借款にもとづく肥料輸出契約調印、16億円で7万5000トンの尿素肥料。

▶内務省、オリッサ州の小数部族少女の売買問題調査を中央情報局に依頼。

▶1971~72年度に調印された外国援助は10億8400万ドル、半分の5億0600万ドルは世銀グループ——日本は1億6130万ドルでトップ、アメリカは4位に転落。

27日 ▶労働争議法改正案、国会通過——50人以上の従業員を有する経営者に、工場閉鎖の場合、政府に60日前までに予告することを義務づけたもの。

28日 ▶ブルドワンで脱獄事件、3人死亡。

29日 ▶ガンディー首相、米ソ首脳会談は小国にはプラスにならないと述べる。

▶アリーガル大学法改正案議会提出。

30日 ▶国家開発会議開く——ガンディー首相、「第5次5カ年計画へのアプローチ」の目的は貧困層を助けることであると表明。

▶会議派執行委員会、前日のガンディー首相の発言とは異なって、米ソ・モスクワ・コミュニケを限界を認めつつも、歓迎の意を表明。

▶ソ連へのインドの輸出は、72年度には25%増加し、26億3000万ルピーになる見込み。輸入は12億4000万ルピー。

L. N. ミシュラ外国貿易相は、アメリカが供給停止した戦略非鉄金属類は、ソ連から入手していると述べた。

31日 ▶会議派内の土地改革専門委員会は灌漑リースの相違にかかわらず、5人家族当り10~18エーカーの農地保有上限を勧告。

▶計画委員会の「第5次5カ年計画へのアプローチ」文書が議会へ提出される。

6月

1日 ▶AICC、ニューデリーで開かれる——Y. B. チャパン蔵相、州首相に対し、農業所得税の必要性を訴える。

2日 ▶AICC で、第5次5カ年計画へのアプローチ案承認される。

▶アリーガル大学法（修正）上院通過（1日に下院通過）。

▶宇宙エネルギー委員会、設立。

3日 ▶国産最初のフリゲート艦ニルギリ (Nilgiri) 就役。

▶刑法修正案、上院通過——コミューナル、言語、地域的分裂をあおる武装、プロパガンダを行なう団体を非法化する権限を政府に与えるもの。

4日 ▶都市資産上限設定に関する政府任命のスタディ・グループ、50万ルピー上限案を勧告。

5日 ▶カシミール州政府、シェーク・アブドラの入州を許可。

▶世銀報告、1972~73年の対印援助を12億5000万ドル

と勧告。

▶会議派内の土地改革委員会の報告によると、個人所有灌漑地の優遇を勧告（土地保有制限問題）。

▶アリーガルでムスリム、ヒンドゥー衝突で24時間の外出禁止令。

7日 ▶S. D. シャルマ会議派総裁、会議派執行委員会を新しく任命、チャンドラ・セカルは外されて、AICCの書記長になる。

9日 ▶インド政府が日本に尿素大量注文——日印肥料交渉ワク7万5000トンとは別に15万トン。

▶インド、対バングラ軍事援助——バングラ政府筋表明、パトロール船、軍事訓練など。

▶ビスワナト・ダス、オリッサ州首相、辞表提出——ウトカル・コングレスが統一戦線政府から離れ、会議派との統合を決定したため。

▶インド・バングラ経済会議、ニューデリーで開かれる。

10日 ▶カナダとインド、5000万ドルの開発借款供与協定調印。

11日 ▶インド・バングラ、原子力平和利用、宇宙開発、高等教育の分野での協力を合意。

12日 ▶国連開発計画、来る5年間、5000万ドルの対印技術援助を承認。

▶ジェーク・アブドラ、ガンディーと会見。

▶ガンディー首相、スウェーデン、チェコ、ハンガリーへの12日間の公式訪問に出発。

▶策定中の新産業政策によると、長期的には公共部門の役割の強化をうたいつつ、短期的には民間部門の生産能力のフル稼働を目指している。

13日 ▶ガンディー首相、ローマで、印パ問題で第三者が介入する必要はないと表明。

▶西ベンガル州 S. S. ライ首相、バングラから帰国、両国間に関係する治安維持問題を話合ったといわれる。

14日 ▶パリでの対印コンソーシャム会議は2日間の日程を終え、12億5000万ドルのコミットメントを決定。

内訳 ノン・プロジェクト援助（デット・リリーフを含む） 7億ドル
プロジェクト援助 5億5000万ドル

▶来年のバングラの対印ジュート輸出見込み20万バール（7500万ルピー）。

▶オリッサ州、N. サトパティ (Mrs. Nandini Satpathy) 会談派内閣成立——会議派の政権復帰は5年ぶり。新首相は、前連邦政府情報相。

▶日航機、デリー郊外で、原因不明の墜落 (JAL. DC-8)。

15日 ▶ハノイへの途上のソ連の連邦会議議長ポドゴル

ヌイと、スワラン・シン外相会談（カルカッタ）。

▶タミル・ナードのシンプソン(Simpson)工場でDMK労組指導者、労組間抗争で死亡。

16日 ▶アリーガル大学法反対のムスリムのプロテスト・デイ、大きな衝突はなく終わる。しかし14人死亡。

▶ガンディー首相、ストックホルムで、米印関係悪化の責任は米側にある、と述べる。

▶1972年3月末現在の外貨準備高発表、11億6600万ドルで1年前より、1億9000万ドルの増加。SDRの伸びが大きい。

17日 ▶ソ連、インドから銑鉄を来る1年間に50万トン輸入の協定調印。

▶アグラ地区のフェロザバードと、ベナレスで、警官隊と群衆が衝突して13人死亡。

18日 ▶熱風による今までの死者789人にのぼる。

▶オランダ、対印借款6億ルピー（8年間すえ置き、20年払、利率21.9%）。

▶印パ首脳会談、シムラで6月28日から発表。

19日 ▶フェロザバードでアリーガル大学問題をめぐって8人死亡。

▶チェコ駐在中国大使、中印両国の大使交換希望と表明（PTI）。

▶ブータン、外務省を創設。

▶ガンディー首相と、チェコのL. ストルギル首相の会談が終わり、両国は5カ年計画を毎年相互間で協議することに合意。

20日 ▶インド・チェコ共同コミュニケ——ベトナム臨時革命政府の7項目支持を表明、また、北爆と機雷封鎖を非難。

▶1971年4月1日の人口発表——1961年の439,072,582人から24.8%増加して547,949,809人。

▶PL 480の在印積立て基金を、外国人の訓練計画に使用することを禁止（政府）。

現存の積立金は、45億ドルにのぼる。

21日 ▶インド・ハンガリー、貿易・経済協力を拡大するため合同委員会設立に合意。

22日 ▶農業省、全農地（政府系灌漑、私的灌漑を問わず）に関する統一的保有制限には反対と伝えられる。

23日 ▶インド、年内核実験説を否定。

▶ルピー変動相場制に移行——ポンドの変動為替相場制移行に伴い、ポンドにリンクしているルピーも自動的にフロート。

24日 ▶ピルー・モディ（Pillou Mody）、スワタントラ党議長に選出される。

▶ガンディー首相帰国。

27日 ▶71年12月の印パ戦争のインド側のコストは14億

ルピー——インド政府筋。

▶インド共産党（マルクス主義）第9回大会、マドゥライで開催。

28日 ▶印パ首脳会談、シムラで開催。第1回両国代表団の事務レベル会談。

30日 ▶ガンディー、ブット第2回会談。

7月

1日 ▶第3回ガンディー・ブット会談。

2日 ▶印パ会談——ブット大統領、ガンディー首相を訪問。訪問後の記者会見でブット大統領は、会談は行詰まっている、そのおもな問題はカシミール問題である、とのべた。

3日 ▶印パ平和協定に調印——ジャム・カシミールを除く地域での両軍撤退、ジャム・カシミールでは1971年12月17日停戦ラインを尊重、撤兵は協定発効から30日以内に完了する。

4日 ▶コナリー米大統領特使、インド訪問。

▶タミル・ナードゥ、農民運動で2,500人の逮捕者。

5日 ▶タミル・バンド、死者14人を出す。

▶コナリー特使、首相と会談。

▶ギリ大統領、ベルグラード訪問。

6日 ▶会議派執行委員会、土地シーリング案を緩和する方向で検討。

▶シン外相、ワルシャワ訪問。

▶K. B. キーティング米駐印大使辞任。

▶コインバトール・ハルタルに陸軍出動。

9日 ▶インド・ポーランド共同コミュニケ——ポーランドはバングラデシュの国連加盟を求め、シムラでの印パ協定を歓迎する、両国は、インドシナからすべての外国軍隊の即時撤退を呼びかける。

10日 ▶ギリ大統領、アフガニスタン訪問。

▶CPIのボワニ・セン、モスクワで客死。

11日 ▶食糧生産、昨年1億0800万トンを200万トン下まわるもよう。

12日 ▶首相、インドの核実験計画を否定。

16日 ▶C. マズムダール（ナクサライト指導者）逮捕。

20日 ▶K. ハヌマンタイヤ鉄道相辞任。

21日 ▶M. H. チョウドリ工業開発相辞任。

▶シン外相、ヒューム英首相と会談。

22日 ▶土地シーリング計画後退——会議派州首相、党運営委から、果樹園に関する例外規定、“家族”の内容、個人井戸による灌漑実施日等についての譲歩を引き出す。

▶内閣改造——D. P. ダル（外務省政策局長）は計画相、T. A. パーイは鉄道相として入閣。C. スブラマニ

アムは工業開発・科学技術相に。

23日 ▶土地シーリング案——会議派州首相は、10～50エーカーの範囲でシーリング設定、立法化に賛成、果樹園に関しては54エーカーの上限を定めることに同意した。

25日 ▶輸出成長率鈍化——1971～72年輸出総額は156億7000万ルピーで前年比2%の伸びにとどまった。

▶閣議、シムラ印パ協定を承認。

27日 ▶インド・ネパール通商貿易協定合意。

28日 ▶C. マズムダール死去。

▶シムラ協定批准——大統領、批准書に調印。

31日 ▶モンスーン国会開会。

8 月

3日 ▶首相、物価上昇のチェックを求める——関係機関に、物価上昇を規制する計画を考えるよう求めた。計画委員会が召集され食糧品価格の値上りを検討することになった。

▶カシミールについてインドの立場は変わらない——シン外相は上院の答弁で、ジャム・カシミールはパキスタンに占領されている領土も含めてインド領であると答えた。

4日 ▶シムラ印パ協定発効。

5日 ▶国防費削減はしない、J. ラーム国防相——インド国防費はGNRの3.4%からなり、これは他の国にくらべて大きいものではない、南アジア地域に平和が確立されるまで削減はしない、と語った。

▶アーンドラ、ピハール、グジャラート、ケララ、マハーラーシュトラ、ラージャスタン等13州に早ばつ被害。

8日 ▶カリフ（秋作）、1500万トンの減産の見通し。

▶マハーラーシュトラ禁酒法廃止。

10日 ▶印パ司令官会談——ジャム・カシミールの“支配領域ライン”画定の手続方法について話し合った。会談はインド側カシミールのスーチェトウガル村で行なわれ、インド側出席者は陸軍司令官 P. S. バガト中将、パ側は陸軍司令官 A. ハミード・カーン中将。

▶最高裁、憲法改正の検討を決定——憲法に定められた基本権を修正するために議会の権利を検討することを決定。

▶政府、ウガンダのアジア人追放に関してウガンダ政府と接触。

11日 スーチェトウガル会談でインド側、支配領域ライン固定を主張。

12日 ▶印パ・カシミール支配領域ラインで合意——印パ、スーチェトウガル会談、共同記者発表。13日から3

～5日のうちに支配領域ライン画定作業を始める、次回印パ軍司令官会談はパキスタンのワガで8月21日開かれると発表。

19日 ▶食糧増産突貫計画——ラビ（春作）から実施し年間1500万トンの増産を計画、小麦を350万ヘクタール広げ、うち120万ヘクタールに高収穫品種を採用、小麦880万トン、夏麦450万トン、ラビ・ジョワール50万トン、ひよこ豆200万トンの増産を計画している。

21日 ▶印パ・ワガ会談。

▶インド・韓国共同声明——訪印（8月17日）した金溶植韓国外相は大統領、首相、外相らと会談後共同声明を発表、貿易・文化の面で両国間の提携促進の努力を行なうことに同意、またインドは、南北朝鮮統一の動きを歓迎するとのべた。

22日 ▶ワガ印パ会談終わる——ジャム・カシミール支配領域ライン画定に関し、ある結論を得たと発表されたが内容については明らかにされなかった。

▶繊維輸出国営化を決定。

▶イラク・バキ外相、首相と会談。

23日 ▶インド、ソ連、ユーゴ、英、国連安保委にバンングラデシュ加盟案提出。

25日 ▶印パ・テリー会談——インド側は P. N. ハクサル首相特別書記官、T. N. カウル外務次官らパキスタンからは A. アーメド大統領特使等が出席。共同発表によれば、この会談で双方は、円滑な運営をはかるためシムラ協定以降の進展を話し合った。

26日 ▶印パ会談——インドはパキスタンに対し、バンングラデシュ国連加盟を中国と共謀して阻止し、さらにジャム・カシミール休戦ラインに国連監視員を置いている等の点でシムラ協定の精神に反しているとして失望を伝えた。会談後両国スポークスマンは“満足ゆく”進展が維持されたと発表。

28日 ▶印パ会談難行——アーメッド大統領特使は首相を訪問、ブット大統領からの書簡を手渡した。また会談を1日延長し、29日も続開することを決定。

29日 ▶印パ・テリー会談、共同声明——シムラ協定の精神を守る、ジャム・カシミール支配領域ライン画定を9月4日までに終え、9月15日までに撤兵を完了するなどを発表。

▶1971年～72年財政赤字52億1000万ルピー。

30日 ▶外相、印パ・テリー会談について説明——インドは、パキスタンに対して、パのバンングラデシュ承認が延びることは、正常化と平和確立に悪影響を及ぼす、捕虜とパキスタン民間人の送還はバンングラデシュ政府の参加と同意なしには解決しえないと伝えた。

31日 ▶ナガランド州政府、対ゲリラ強硬措置——3団

体の活動を禁止し、8年間の“休戦”を9月1日からとり止めることを決定した。

9月

1日 ▶輸出向け生産を行なう外資系企業は優遇されよう——L. N. ミスラ外国貿易相語る。

4日 ▶食糧価格上昇急ピッチ——過去3カ月、豆類、米、麦、茶、砂糖、食用油の価格上昇目立つ。粗糖（グル）は7月のキロ当り2ルピーから、2.75ルピーへ。

5日 ▶インド共産党（マルクス主義）のジョティー・パス、バングラデシュの野党指導者バサーニとの接触を否定。

6日 ▶民間部門での印ソ合弁第1号は商業車生産。Insov Auto Ltd. による1億6000万ルピーの投資見込み。

▶インド、世銀グループの援助の最大の受益国、昨年度より2億3000万ドルも増加——1972年6月に終わる会計年度での世銀グループの援助承認額とインドの取り分。

世銀グループ全体の援助額
 ●銀行貸付け 19億6600万ドル
 IDA の信用供与 10億ドル
 IFC による民間企業貸付 1億1600万ドル
 合計 30億8200万ドル（対前年度6億ドルアップ）
 うち、

●インドへの援助
 銀行貸付け 6000万ドル（ICICI）
 IDA の信用供与 4億1220万ドル
 （11プロジェクト、ただし、そのうち1億6800万ドル〈その内訳は8300万ドルの造船プロジェクトと7500万ドルの工業品輸入〉は、調印されておらず、主としてアメリカによる IDA 分担金払込みを待っている）。

合計 4億7220万ドル
 1972年6月末までの対インド IDA クレジットは17億6860万ドルにのぼっている（インドに次ぐ受益国はブラジルで、すべて銀行融資で4億3700万ドル）。

世銀グループ対インド援助承認額、最近の数字
 1969年度 1億9300万ドル
 1970 “ 2億6750万ドル
 1971 “ 2億4340万ドル
 1972 “ 4億7220万ドル

7日 ▶パटना大学で学生と警官隊衝突、3人死亡。私立中学の教師達は、学校の州営化を要求してデモ。

8日 ▶英印貿易協定（1939年）継続の可能性検討——ロンドンでの L. N. ミスラ外国貿易相と英側貿易相 M.

ノーベルとの会談の結果。

9日 ▶セントラル・デリーでハリジャンを中心とする暴動。

▶南ベトナム政府、ICC インド代表へのビザ更新を拒否。

12日 ▶会議派執行委員会は、物価上昇に対して警告を發し、政府に対して、小麦、米、砂糖、布、豆類などの必需品を、公正価格店で大衆に供給するための措置を要請。

14日 ▶連邦準備銀行、赤字財政に警告——同銀行の年次報告で、通貨供給の増加の重要な要因として、政府の赤字財政を指摘。

▶南インド鉄道の12日間のスト終結。
 ▶ガンディー首相、ラーマン首相と会談——ジュネーブからの帰途デリーに立寄ったラーマン首相は、パキスタンのバングラデシュの承認前にブット大統領とは会談しないと述べる。

16日 ▶ガンディー首相、田中首相に対して訪印を要請、東京に立寄った T. N. カウル外務次官語る。

18日 ▶政府、最低ボーナス引上げを承認——ボーナス検討委員会（Bonus Review Committee 5月任命9月12日勧告案提出）の報告書を検討して、現行の最低ボーナス年間給与の4%を8.33%に引上げることを承認。1971~72年度から施行され、全ての公共部門企業も含まれるが、鉄道、郵便・電報などの政府直営企業は除外される。

▶政府、中央政府公務員低所得者の特別手当（interim-relief）を、8月1日に遡って引上げることを承認。
 月額85ルピー以下の公務員に7ルピー
 “ 86~250以下 “ 8
 “ 251~575まで “ 10

▶州工業開発公社の不振、明らか——過去5年間に各州工業開発公社に120件の投資仮許可証（letter of intent）が発給されたが、産業許可証の形で結実したのは8件に過ぎないことが明らかになった。

19日 ▶印ソ政府間経済科学技術協力委員会の設立協定調印。

D. P. ダール計画相訪ソして調印。
 ▶ガンディー首相、ビハール州の早ばつ地帯を視察。
 ▶C. スブラマニウム工業開発相、新しく選択的産業許可政策を考慮中と発表。

20日 ▶印ソ、双方の長期経済計画のなかに相互の需要見通しを組入れることに合意。

21日 ▶「CIA の暗躍」を非難——S. D. シャルマ会議派総裁、最近の各地の暴動の背後には CIA がいると述べた。

▶ICC インド代表ハノイへ——約20人のインド代表団は南ベトナムがビザ発行を拒否したため、ハノイへ移行。

▶駐印米大使、当分空席（7月以降）。

22日 ▶第5次5カ年計画へのアプローチ修正を命じられる——成長（5～6%）に重点を置き、手元にあるプロジェクトの急速な実施を要請（D. P. ダール計画相）。

▶パンジャブ州、ハリアナ州など各地の電力不足深刻化。

23日 ▶ケララでインド共産党（マルクス主義）の指導者 A. ラガーバン暗殺される。

24日 ▶ギリ大統領、4日間のエチオピア訪問。

25日 ▶マクナマラ世銀総裁、インドへの援助をうたえる——IMF 総会。

26日 ▶IMF 総会で、開発援助と SDR とのリンクを要求——チャバン蔵相。

27日 ▶テレンガナで80人の餓死者が伝えられる。

▶ケララ州議会、アチュータ・メノン内閣不信案否決。

28日 ▶ギリ大統領、タンザニア訪問。

▶CPI の指導者は、CPI は会議派に全分野で対決するものではないと述べる。

30日 ▶C. スブラマニウム工業開発相、生活必需品の卸売の国営化を訴える。

▶連邦政府は農産物価格委員会の勧告を初めて受入れ、米の政府買入れ価格の引上げを決めた。

最高キントール当り2ルピーの引上げ（現行54ルピーの場合）。

▶カシミールのラジャウリ（Rajauri）で印パ両軍が戦闘を交える。

10月

1日 ▶C. スブラマニウム工業開発相、訪ソ。

▶失業者倍増——職業安定所の調査によると、1961年に240万人であった失業者は、1971年に500万人に達した。

2日 ▶ランチ（Ranchi）で6,000トンの鑄造工場、生産開始（総投資額10億8000万ルピー——大部分はチェコからのクレジット）。

▶労組連合協議会（United Council of Trade Unions）結成——CITU（CPI-M 系）とヒンドゥ・マズドゥール・パンチャヤット（HMP-ジョージ・フェルナンデス指導）が、反会議派を旗じるしに結成。AITUC, INTUC, HMS の労組全国協議会（National Council of Trade Unions）に対抗するもの。

▶ボンベイでテレビ放送開始。

3日 ▶ボカロ製鉄所、操業開始——1973年には年産170万トンの生産目標。

▶インド共産党、物価上昇反対の全国キャンペーン開始。

▶チャバン蔵相、訪日。

4日 ▶政府、許可能力の2～3倍生産が許される業種11を追加。ポリスチレン、ディーゼル車輻など。

▶公共投資局（Public Investment Board）設立。公共部門企業のプロジェクトを審査するため。

▶インド共産党（マルクス主義）を中心とする8党左翼戦線、物価、失業、弾圧反対などでカルカッタで大集会。

5日 ▶パンジャブのモガで学生と警官隊衝突、学生4人死亡。映画料金引下げを要求するデモによる。

▶イラク、マトゥラ精油所建設に長期クレジット供与、必要外貨7500万ドルのうち5000～5500万ドルの信用供与を原則的に同意。

7日 ▶パンジャブの騒動拡大、モガに軍隊が入る。

▶スワラン・シン外相、パキスタンのバングラデシュ承認なしには、捕虜問題は解決しないと語る。

8日 ▶アッサム州でベンガル語とアッサム語の言語暴動拡大。

▶米・小麦の卸売業の国営化提案、会議派執行委員会再確認。

▶土地改革法制化の緩和措置——農業省が各州政府に手渡した、土地保有上限の引下げ法案のガイドラインとして、1972年3月15日以降すえつけられた灌漑設備のある農地は、新保有制限法の対象から外されるとしている。

▶政府、東ドイツを正式承認——領事レベルを大使レベルに引上げ。

9日 ▶全インド会議派委員会、（AICC）アーメダバード郊外で開かれる——執行委員会（CWC）の提出した小麦・米の卸売業国営化案承認。

10日 ▶AICC 閉会、ガンディー首相は、1956年の産業政策決議を変える必要はないが、リジッドに考えなくともよいと語る。

▶コメコン、インドを正式メンバーとして受入れる用意があると伝えられる。

▶DMK、同党員で有名な映画スターである M. G. ラマチャンドランを同党会計責任者の地位を解く。DMK 内の対立公然化。

12日 ▶インド、パキスタンのカシミール地区の領域策定交渉再開の提案に「原則的に」同意。

▶ナガランドで前首相 I. N. アンガミラら5人逮捕、現首相ホシシュ・セマの暗殺計画に加担していたとするも

の。

13日 ▶アッサムの言語騒動拡大。10人ほど殺され、警官隊と軍隊増派される。

14日 ▶第7次印パ支配領域策定会議、スチトガルシュ(Suchetgarsh) で開かれる。

15日 ▶インドの総人口の4割が貧困ライン以下——インド商工会議所連合会の調査によると、1969年末のインドの総人口5億3000万人のうち41%の2億2000万人が必要とされる最低限度以下の生活をしているといわれる。

16日 ▶パンジャブ州の騒動、州政府と学生との間に合意成立、終わる。

18日 ▶DMK 分裂、M. G. ラマチャンドラン、新党を結成——DMK の創立者アナドライに戻れと呼びかけアナ DMK 名 (ADMK) の新党を結成。

▶卸売物価急騰 (9月中旬現在)。

指数は過去1年間で8%

食料 " 13.2%

工業原材料 " 13.6%

▶国産最初のヘリコプター SA-315成功、ヒンドスタン・アエロノチック・Ltd。

21日 ▶タミル・ナード、DMK の州議会議員3人、ADMK に移る。

22日 ▶外貨流出4億ドルと推計、インドは外貨取得の5分の1以上に当たる30億ルピー (約4億ドル) の外貨が密輸その他で流出しているといわれる。

25日 ▶ADMK, タミル・ナード州議会で6名になる。

27日 ▶セメント不足量100万トンと伝えられる。内需1700万トンに対して生産見通しは1600万トン。

29日 ▶野党会議派全国委員会 (AICC (O)), 政府の失政を暴露するよう呼びかける。

30日 ▶アカリの指導者、サント・ファテ・シン死亡。

▶5日間に及ぶ U. P. 州電力労働者のスト、無条件で中止。

▶計画委員会、第5次5カ年計画へのアプローチ承認——D. P. ダール計画相提出。

目標 { 総支出は5116億5000万ルピー (1971~72年価格)
年平均成長率5.5%
30%の極貧層に、月20ルピーの所得の保障の必要性 (1960~61年価格)

31日 ▶新聞用紙制限 (10ページ以内) は、憲法違反——最高裁。

▶政府、業績の良くない46の繊維工場、国営化を決める。過去国営化された繊維工場を含めると103工場となる。

▶農業所得税に関するラージ委員会、勧告案提出——所得ではなく農地の所有規模面積に対して課税されるべ

きであるとするもの。

11月

1日 ▶タミル・ナードの電力不足、一層深刻化、25%の電力消費削減。

▶アッサム州のシルサガル地区の言語暴動に軍隊出動。

3日 ▶繊維輸出公社設立を閣議決定、12月1日より。

▶アジア国際見本市、ニューデリーで開会、参加国47。

4日 ▶インド・ユーゴ間のルピー貿易廃止。

6日 ▶アメリカ、世銀提案のインドの債務支払い繰り延べを受諾。

7日 ▶ワガで印パ両軍司令官会談。

▶インド・バングラ2国間会議——インド亜大陸の永続的平和のためには、パキスタンによるバングラ承認が先決であることで合意。

8日 ▶イギリスの対印援助協定調印。

ノン・プロジェクト援助 (対英輸入のため) 4億7420万ルピー。

プロジェクト援助3億0350万ルピー。

10日 ▶ADMK と CPI の反カルナニディ内閣デモ (マドラス)。

12日 ▶オリッサ州、ウトカル・ kongress が復活。

▶卸売物価指数、9月段階で対前年同月比8%の上昇。

13日 ▶ガンディー首相は、会議派議員団執行委に対して、政府はインドでの CIA 活動に関する情報をつかんでいるが、それを公けにすることは適当でないと述べた。

▶日本の対印調査団 (平賀潤二団長) チャバン蔵相、D. P. ダール計画相と会見、インド側は日本の技術協力、投資を要請。

14日 ▶冬期国会で全野党が、物価上昇で政府を攻撃、CPI の S. M. パナージーは、F. A. アーメッドの辞任を望む。

チャバン蔵相は、今後数カ月で経済状態はさらに悪化するであろうと述べる。

15日 ▶ADMK と CPI が呼びかけた、タミル・ナードのハルタルは、カルナニディに対する不信任を表明したものであるが、ほぼ成功裏に終わる。

▶1971~72年度の食糧穀物生産は1億0468万トン。目標より732万トン少なかった。

17日 ▶インドの外貨準備高低下する (SDR含む)。

72年3月31日現在 84億8700万ルピー

(11億6600万ドル)

10月31日 " 72億8500万ルピー

(10億6900万ドル)

▶電力不足でボンベイ深刻な事態。現行8%カット。

▶日本はインドから、15年間にわたって、2億トンの鉄鋼石を買入れることにしていると伝えられる。

18日 ▶タタは、政府の出した条件を受入れた形でミタプールで肥料工場を設立することを決めた。

19日 ▶コークス用石炭の不足が、鉄鋼、鋼塊生産不足の大きな原因の1つ。コークス用石炭の能力2700万トンに対し、生産1500万ドル。

▶ニクソン米大統領、ガンディー首相の誕生日のメッセージを寄せる——米印間の関係が強化され、「両国が理解と相互間の敬意を基礎に確固たる関係を打立てること」を望むと述べる。

20日 ▶ムルキ・ルールに関する10人委員会(17日結成)、アンドラ出身委員とテレンガナ出身委員の対立のまま結論出ずに終わる。

▶世銀アトラスのインド経済に関する最近の数字。

- 60年代の平均経済成長率1.2%。
- 1人当り国民所得825ルピー(110ドル)(1970年市場価格)122カ国のうち102位。
- 1971~72年度の経済成長率3~4%、工業生産の伸び3%。
- 1972年10月末までの世銀グループ援助31億8500万ドル(内、第2世銀クレジット29億3200万ドル)。

21日 ▶反ムルキ・ルール・デモで、9人殺される。

22日 ▶反ムルキ・ルールのデモで多くの鉄道が襲われる。

23日 ▶ガンディー首相、アンドラ州の分割を否定。

24日 ▶オリッサ州の国民会議派州議会議員40人、会議派総裁 S.D. シャルマに手紙を送り、現州首相ナンディニ・サトパティ女史の更迭を要求(同州の会議派議員は95人)。

25日 ▶インドがアメリカ、アルゼンチン、カナダ、オーストラリアの4カ国に対して、小麦の買付け交渉をしていることが明らかになる。150万トンと推定。

▶インド政府、米軍機の上空飛行を禁止。

▶印ソ貿易協定書調印——1973年度分41億ルピー(5億6000万ドル)で、1972年度より15%アップ。

現在インドにとって貿易相手国としてはアメリカに次いで2番目。

26日 ▶印バ両軍首脳(マネクショーとティッカ・カーン)、11月28日にラホールで会談することに合意。

▶S.D. シャルマ会議派総裁に再任。

27日 ▶雑穀・豆類の州外移動禁止州が増加、パンジャブ、ハリヤナ、ラジャスタン、U.P. マッドディア・プラデーシ。

▶ムルキ・ルールに対する閣議決定——テレンガナでは1980年末まで、ハイデラバード、セクンデラバードでは1977年末まで有効と表明。

▶オリッサ州カタックの州議会議員補欠選挙で、現州首相、ナンディニ・サトパティ女史、圧勝。

28日 ▶バングラデシュ大統領 A.S. チョードリー、ニューデリー訪問。

▶ラホールでのマネクショー、ティッカ・カーンの会談失敗に終わる。パ側がジャムのラインを国境として認めることを拒否したものと伝えられる。

30日 ▶スワラン・シン外相は、上院で、中国との関係正常化のため、両国間で「過去、相互間の関係を悪化させた」問題を直接話合うことを呼びかける。また、それ自身正常化を意味しないが、大使の交換を考えたいと述べた。またアメリカに対しても、「現実の認識を基礎として新しく出発すること」を呼びかけた。

▶F.A. アーメド農業相は、マハーラーシュトラ州へあらゆる援助を与えると述べた。

25地区と2000万人が食糧不足に苦しんでいる。

12月

1日 ▶印バ捕虜交換——インド人捕虜617人、パキスタン人捕虜540人がワガの国境ポストで双方に引きわたされた。

▶アンドラ・プラジャー・サミティーは首相のムルキ・ルール5項目提案を拒否することを決定し、現状ではアンドラ州分割が唯一の解決方法であり、政府に住民投票を行なうよう求めると発表した。

2日 ▶タミル・ナドゥ州議会、議場を2分して混乱。

4日 ▶タミル・ナドゥ、野党会議派、ADMK, CPI, 会議派、スワタントラ党、州議会をボイコット。

▶アフガニスタン皇太子夫妻訪印。

5日 ▶バングラデシュ、A.S. チョウドリ大統領帰国——インド・バングラデシュ共同声明を発表、友好と相互理解の精神で戦争により荒廃した経済の再建と復興を助けることを約束。

6日 ▶デリー大学で騒動、学生10人が逮捕され大学は再び休校。

7日 ▶アンドラ出身、アンドラ州大臣9名、辞意を表明——首相のムルキ・ルール5項目提案に反対している。

▶日印経済合同委員会始まる。

▶マネクシャウ・カーン印バ参謀長会談、合意に達する(ラホール)——撤兵は12月11日の司令官会談で地図に同意した後10日~12日のうちに行なわれる。

8日 ▶日印経済合同委員会——インド側は、円切り上

げ、アジア決済同盟などについてとりあげ、また5つの肥料プラント建設について円借款を求めた。

▶ラホール協定は双方にとって勝利である、シン外相語る。

11日 ▶印バ陸軍司令官、支配地域ライン画定で調印——12日調印内容が発表された。

12日 ▶150万トンの小麦輸入を決定——アメリカ、カナダから30万トンの輸入をとり決めている。

13日 ▶ジャム・カシミールで印バ軍撤兵始まる。

14日 ▶西独、2億8000万マルク（1972～73年度）援助協定に調印。

▶インド・スペイン、肥料・造船・電気プラント・精油などの分野で協力することで、貿易経済協力協定に調印。

15日 ▶食糧、秋作買上げ目標の米400万トン、粗穀60万トンの目標は達成されよう、食糧輸入について150万～200万トンの輸入を考えているとF.A.アーメッド食糧農業相、州食糧相会議で語る。

▶対外債務は9月末で847億6000万ルピー。

16日 ▶各州食糧相、食糧卸売国営化について実施上の困難を表明。

17日 ▶ジャムのチョータ・チャク、チュムビアンから撤兵完了。

19日 ▶ムルキ・ルール法案、下院に提出——ムルキ・ルールの段階的解消を提案している。

20日 ▶アンドラで州分離派が別個の会議派を設立。

▶第5次5カ年計画アプローチ草案を閣議承認、5116億5000万ルピーの計画支出、5.5%の経済成長率を目標とする。

▶撤兵ほぼ完了——豪雪地帯の一部を除いて、ジャム・カシミール支配領域ラインへ撤兵を完了したと印バ両政府共同声明発表。

21日 ▶下院、ムルキ・ルール法案を可決。

22日 ▶政府、21日のハノイ爆撃でインド大使館に被害があったことについて強く抗議。

23日 ▶ムルキ・ルール法案、上院通過。

24日 ▶ビジャワダで紛争——アンドラ分離運動に警察が発砲し、3人死亡。

25日 ▶C. ラージャーゴーパーチャリ（スワタントラ党長老）死去。

26日 ▶第74回会議派全国大会（AICC）、西ベンガル、ビダーナガルで開会。

28日 ▶1972年4月～10月輸出107億ルピー、前年同期比22%上昇、輸入は4.6%、前年同期比低下。

▶1972年4月～11月の機械輸出8億4000万ルピー、(昨年同期は8億2400万ルピー)。目標の15%増を下まわり、1.5%の伸びであった。

29日 ▶AICC 閉会——政治決議を採択し、会議派党員が地域的、分離主義的運動に参加することを禁止。

31日 ▶S. H. F. J. マネクシャウ陸軍参謀長、インド陸軍元帥となる。

▶UP 寒波、52人死亡。

参 考 資 料

1. インド共和国とバングラデシュ共和国との間の友好・協力・平和条約
2. インドとパキスタンとの間の2国間関係についての協定
3. 農地保有上限引下げ問題
 - (1) パンジャーブ州
 - (2) タミル・ナード州
4. 「自立 (self-reliance) というベテン」
(外資問題に対する『インド共産党 (マルクス主義)』の一見解)

1. インド共和国とバングラデシュ共和国との間の友好・協力・平和条約

平和・非宗教主義, 民主主義, 社会主義および民族主義という共通の理想を追求し,

これらの理想の実現のために共に闘い, 自由で主権をもつ独立したバングラデシュの成立を勝利的に導くに至った血と犠牲を通じて友情のきずなを強固にしたので,

友愛と善隣関係を維持し, 両国の国境を永遠の平和と友好の国境に変えることを決意し,

非同盟, 平和的共存, 相互協力, 内政不干渉, 領土保全および主権尊重を厳格に遵守し,

平和, 安定および安全を護り, ならびに相互協力のあらゆる可能な経路を通じて締約国夫々の発展を促進することを決意し,

さらに, 締約国間に存在する友好関係を拡大し強化することを決意し,

友好と協力の一層の進展が両国の国益と同時にアジアおよび世界における永続的平和の利益にも合致することを確信し,

世界の平和と安全の強化に貢献し, ならびに国際的緊張の緩和および植民地主義, 人種差別, 帝国主義の痕跡の最終的な除去をもたらす努力をすることを決意し,

今日の世界において国際的諸問題が協力によってのみ解決され, 紛争または対決によっては解決されないことを確信し,

国際連合憲章の目的と原則を遵守する両国の決意を再確認し,

一方においてバングラデシュ人民共和国, および他方においてインド共和国は, 本条約の締結を決定した。

第1条 締約国は, 夫々の国民がそれを追求して共に闘い犠牲を払った理想にしたがい, 両国およびその国民の間に永続的な平和と友好が保たれることを厳粛に宣言する。

各締約国は, 互いに相手国の独立, 主権および領土保全を尊重し, 相手国の内政に干渉することを差しひかえる。

締約国は, 上記の原則ならびに平等と互恵の原則に基づき, 両国の間に存在する友好, 善隣, および全面的協力関係を一層発展, 強化する。

第2条 締約国は, 人種または信条のいかんを問わず, 全ての国民と国家の平等の原則を忠実に信奉するが故に, あらゆる形態の植民地主義および人種差別を非難し, それらの最終的かつ完全な排除のために闘う決意を再確認する。

締約国はこれらの目的を達成するために, 他の諸国と協力し, 植民地主義および人種差別に対する反対闘争を行なっている諸国民ならびに民族解放を求める諸国民の正当な願望を支持する。

第3条 締約国は, 非同盟および平和的共存政策が世界の緊張緩和, 国際的平和と安全の維持, 国家の主権と独立の強化にとって重要な要因であることを再確認する。

第4条 締約国は, 両国の利害にかかわる主要な国際問題について, あらゆるレベルにおける会合と意見の交換を通じ, 相互に定期的な接触を維持する。

第5条 締約国は, 経済, 科学および技術の分野において, 相互に有益かつ全面的な協力関係を強化拡大し続ける。

第6条 締約国は, さらに, 治水, 河床開発, 水力発電および灌漑の分野においても共同研究を行ない共同行動をすることに同意する。

第7条 締約国は, 芸術, 文学, 教育, 文化, スポーツおよび保健の分野における諸関係を促進する。

第8条 各締約国は, 両国間に存在する友好関係に基づき, 互いに他方の国に敵対する軍事同盟を締結またはそれに加盟しないことを厳粛に宣言する。

各締約国は、互いに他方の国に向けられたいかなる侵略も行なわず、ならびにその領土を互いの締約国へ軍事的損害を与え、またはその安全の脅威となる行動のために使用させてはならない。

第9条 各締約国は、互いの締約国に対して武力紛争に入っている第三国に対していかなる援助も停止する。

締約国のいずれかが攻撃をうけ、または攻撃の脅威を受けた場合に、締約国は脅威を除去し締約国の平和と安全を確保するための適切かつ有効な措置をとるために直ちに相互に協議を開始する。

第10条 各締約国は、本条約と相容れない秘密または公表された、いかなる約束をも、他の一国または複数国との間に取り決めないことを厳粛に宣言する。

第11条 本条約の期限は25年間とし、締約国の相互の合意に基づいて更新される。本条約は、その署名調印の日から直ちに発効する。

第12条 本条約の規定の解釈に関し、締約国の間に生ずる相違は、相互の尊重および理解の精神により2国間で平和的に解決される。

(3月19日調印)

(日印経済協力調査委員会訳による)

2. インドとパキスタンとの間の2国間関係についての協定

1. インド政府およびパキスタン政府は、両国が今後その資源とエネルギーを両国民の福祉の増進という緊急の任務に振り向けるために、従来両国の関係を阻害してきた紛争と対立に終止符をうち、友好的かつ調和的な関係の増進とインド亜大陸における永続的な平和の確立に努めることを決意する。

この目的を達成するために、インド政府およびパキスタン政府は次のとおり合意した。

- (i) 国際連合憲章の原則と目的は両国間の関係を規制する。
- (ii) 両国は、両国間の紛争を2国間交渉を通じての平和的手段、または、双方が合意する他の平和的手段により解決することを決意する。両国間の問題の最終的解決までのあいだ、いずれの一方も現状を一方的に変更せず、また、双方は平和的かつ調和的な関係の維持を阻害するような行為を組織し、援助し、もしくは助長することを防止する。
- (iii) 両国間の和解、善隣および永続的な平和の前提条件は、平等と互恵に基づき、平和共存、相手国の領土保全および主権の尊重ならびに相手国の内政不干渉につき両国が約束することにある。
- (iv) 過去25年間両国の関係を悩ました紛争の基本的

問題と原因は平和的手段により解決されるべきである。

(v) 両国はたがいに、相手国の国家的統一、領土保全、政治的独立および主権の平等を常に尊重する。

(vi) 両国は、国際連合憲章に従い、たがいに相手国の領土保全および政治的独立に対して武力による脅威または武力の行使を差控える。

2. 両国政府は相手国に対する敵対的宣伝を防止するためその権限内にあるすべての措置をとる。

両国は、両国の友好関係の発展を増進するような情報の普及を促進する。

3. 両国関係を漸進的に回復し、正常化するために次のことが合意された。

(i) 通信、郵便、電信、海上および国境監視所を含む陸上連絡ならびに上空通過を含む航空運輸の再開のための措置をとる。

(ii) 相手国民の旅行を容易にするため適当な措置をとる。

(iii) 貿易および経済その他の合意をえた分野における協力をできる限り再開する。

(iv) 科学および文化の分野における交流を促進する。

これに関連し、両国の代表が必要な詳細を策定するために随時会合する。

4. 永続的平和を確立する過程の手始めとして両国政府は次のとおり合意する。

(i) インドおよびパキスタン両軍は国境の内側に撤退する。

(ii) ジャムおよびカシミールにおいては1971年12月17日の停戦から生じた停戦ラインが、双方の従来認められている立場を損うことなく双方によって尊重される。

さらに、双方はこの線を侵犯して軍事的威嚇または軍事力を行使しないことを約束する。

(iii) 撤兵は本協定の発効とともに開始され、その後30日以内に完了する。

5. 本協定はそれぞれの国の憲法上の手続きに従って双方により批准されるものとし、批准書交換の日に発効する。

6. 両国政府はそれぞれの首脳が今後相互に都合のよい時に再び会合し、そして、一方では、双方の代表が捕虜および民間抑留者の送還、ジャム・カシミール問題の最終的解決、および外交関係の再開を含む永続的平和確立および関係正常化の方途を更に協議するために会合することに合意する。

シムラ 署名 インド共和国首相
 インディラ・ガンジー
 1972年7月3日
 署名 パキスタン回教共和国大統領
 ザルフィカル・アリ・ブットー
 (日印経済協力調査委員会訳による)

3. 農地保有上限引下げ問題

1971年3月の第5次総選挙、1972年3月の州議会議員選挙で圧勝したガンディー首相派国民会議派は、「貧乏追放(ガリビ・ハタオ)」を強く訴えたことによるのが大きい。しかし、その「貧乏追放」を具体化していく上で、土地改革が決定的な意味をもつことが明らかである。具体的には、土地保有上限を引下げることが当面の焦点となった。それは、従来の1人当りの土地保有制限を家族当りに移して、それを越える余剰地を貧農、土地なし農業に分配することに主眼があった。1972年12月末までに、各州で農地保有上限引下げ法を通過させることを会議派として決議している。しかし、実現可能性の問題をめぐって、各州の事情が異なっているのが実情である。ここでは、『タイムズ・オブ・インド』紙に連載された各州の土地改革状況の記事の一部を訳出した。

(1) パンジャープ州

土地保有上限設定は、パンジャープ州では他の諸州にまして、重要な意味をもってきたが、それは緑の革命と関係するからである。

この事情に十分注意を払いながら、会議派州政府は党内の困難を克服し、最近の州首相会議で決定したガイドラインに沿って、土地保有上限の引下げ法案を作った。

新しく立法手続きが州下院でとられると予想されるが、その際会議派および野党双方によって批判されたこの前の法案は取下げられることとなろう。

新しい法案が対象としているのは、小作人の権利擁護、小作権の保護のような土地改革あるいは中間介在者を廃止することによって、耕作者を州政府と直接コンタクトさせるというような土地改革の分野ではない。そのような分野ならば、1953年のパンジャープ小作権保護法、1955年のPEPSU(註)小作・農地法が依然として生きている。その場合、占有小作(occupancy tenants)は、パンジャープと旧PEPSU地域で土地所有者として認められているのである。

中央政府の考え方は、より急進的である。そこで州政府の指導者達は、ニューデリーと接触を保ちながら、旧法を時代の精神に合致させようとする提案をしているのである。しかし、州政府は、土地保有上限法を遅らせようとは思っていない。土地なし農民が必死になって土地

を求めているからである。

新法によると、灌漑が整備され、2期作が少なくとも可能な土地について、5人家族(夫婦、未成年の子供3人)当りの上限は、7ヘクタールが提案されている。1期作分のみ灌漑が保障されている土地については11ヘクタール、非灌漑地については20.5ヘクタール、荒蕪地(banjar)で4年以上耕作されたことのない土地については21.5ヘクタールと設定されている。

もし、家族メンバーが5人を越えているならば、その越えている1人につき5分の1だけ許容面積を増加させることができる。しかし、この形で付け加えられる土地面積は、3人以上を越えてはならないことになっている。地主は、一方で自己耕作のために土地をとっておくとともに成人の子供1人毎に土地を留保することができる。しかし、それは、彼とその家族が保有している土地を含めて、全体として許容最大面積を越えてはならないという条件のものである。

新法は又、次のように規定している。父親が死亡した後、その息子は、成人であれ未成年であれ、平等に父親の財産を継承する。

又、新法の条項によれば、現存の果樹園は非灌漑地として評価されることになっている。ただし、ブドウ園は灌漑地として扱われる。

パンジャープの現存の法律に従うと、余剰地(surplus land)は、自動的に州政府に帰属するわけではなく、小規模小作農と土地なし農民に分配される。地主のなかには、この抜け穴を利用して、税務所の役人の黙許のもとで、あれやこれやの口実をもうけて、余剰地を自分の手元に持ちつづけてきた。

しかし、提案されている新法に従うと、余剰地は、直ちに政府に帰属し、政府はその土地の所有権を現行法のもとでその土地を占有している小作人、あるいは、ハリジャン、後進カーストのメンバー、土地なし農業労働者、土地から立ちのきをしいられた小作人に譲り渡すことができることになっている。

又、州政府は、1971年1月24日以降の土地の売却あるいは移転は認めないことになっている。しかし、中央政府の意向としては、1971年1月24日以降行なわれた「善意の取引以外の」売却あるいは移転を認めないということになっている。特別条項を入れて、その日以降の「善意の取引」の立証義務は、譲渡人に課せられる旨、規定することを期待しているのである。

だが、この条項は、過去1年、土地保有制限法を避けるために大量の土地が所有者を変えていることが周知の事実であることを考えると、多くの訴訟事件を引き起こすことになりそうである。取引が善意かそうでないかを

決定するまでには、多くの時間が必要とされるだろう。

新法が、法律の適用から除外しているのは、次の機関等による保有地である。中央・州政府、市、パンチャヤット、国有化銀行、寺院、シーク寺院、ゴーシャラ（牛小屋）その他の宗教機関、農業大学、研究所等。しかし、サント、マハント、プジリなどと呼ばれる僧侶などの個人所有地は対象から外されない。

余剰地および宗教団体の保有する土地についての統計が集められている。しかし、税務当局は、どのくらいの土地が余剰とされるかについて、大雑把な数字をあげることさえいやがっているのが実情である。2、3カ月前、州政府が、灌漑地で約12ヘクタールの土地保有上限を提案したとき、余剰地は20万ヘクタールと推計された。保有上限がもっと低く提案されている以上、どのくらい余剰地が出てくるかは、誰でも推計できることである。しかし州政府事務当局は、この重要な問題について固く口を閉じている。

1971年センサスによると、州人口の76%は農村地域に住み、労働力人口の56%は農業に従事している。州の所得の半分以上は農業のみによって生み出されている。州の1人当たり個人所得が不断に上昇しているのは、農法の急速な近代化の結果である。

1970～71年度の土地利用状況をみると、総面積500万3000ヘクタールのうち、12万3000ヘクタール（2.4%）は森林、62万4000ヘクタール（12.40%）は耕作不適当地（家屋、道路、井戸、運河）、9万3000ヘクタール（1.85%）は耕作可能であるが荒地となっているもの、原野、雑木地、木立等は12万8000ヘクタール（2.74%）となっており、耕作地とそれに組込まれた休閑地は、405万3000ヘクタールで全面積の80.56%を占め、1969～70年の402万7000ヘクタール（80%）と対比される。このことは、多くの土地がすでに耕されていることを意味している。

パンジャブ州での耕作者1人当たり耕作地は、今や1.76ヘクタールになっている。2期作以上の農地は162.5万ヘクタールで、収穫密度は140.1である。この増大は、灌漑設備の急速な拡張によっている。

M. L. ルストギ (Rustogi)

タイムズ・オブ・インディア紙
1972年11月3日号

（注）後、パンジャブ州に組入れられた。

（2）タミル・ナード州

8月にタミル・ナード州議会を通った、家族当たりの土地保有制限の40エーカーから30エーカー（標準地）への引下げは、カルナルディ州首相によって、「革命的な土地改革」へのさらに一歩前進として称賛された。州大蔵大

臣 P. U. シャンムガムによると、保有制限上限を引下げ、1961年の土地改革法（土地保有上限設定）の抜け穴をふさいだことにより、耕作者に再配分されるためとして4万エーカーの余剰地を政府は生み出せるとしている。

しかし、タミル・ナードの種々の土地改革は、土地飢餓 (land hunger) という基本的な問題にふれてはいない。それによって小作人は土地の所有権を得たとしているが、そのうち60%は、自分では直接耕作していない中間介在者 (middle-man) なのである。土地なし農業労働者、そのうち95%はハリジャンおよび社会的後進階級であるが、改革に満足してはいない。中央政府内務省によれば、タミル・ナード州は相変わらず「農業における爆発的状况」に直面しているのである。

土地改革に関する会議派委員会は、1972年7月に出された報告書のなかで、単に保有上限を引下げただけでは、分配のために十分な余剰地を生み出すことはできないと指摘している。又、分配の基準は、タミル・ナードの法律では明確に規定されていなかったのである。さらに、同委員会は、タミル・ナードの法律は、その目的の実現を妨げるような例外規定が含まれていると指摘する。法律の最大の欠陥は、「家族」という言葉の定義があいまいなことである。農業問題に関する全国委員会 (National Commission on Agriculture) の作業グループは、家族単位は、夫婦と成人・未成年を含む3人の子供と定義されるべきであると指摘している。このグループの指摘に従えば、法的及び実際上の困難のいくつかは、5人家族単位に保有上限が適用されれば、とりのぞくことができるとしている。

C・スブラマニウムが中心になっている別の2つの委員会の勧告によると、もし5人より少ない家族の場合、1人当たり5分の1分減らし、5人より多い場合は、2家族分の保有上限を越えないという条件下で、増加分1人当たり5分の1ずつの土地を付け加えることを提案している。

明らかに、タミル・ナード政府は、このガイドラインに沿って、家族当たり上限を、40エーカーから30エーカー（標準地）に引き下げたといえよう。というのは、30エーカーというのが、2家族の保有分に対応するからである。5人を越えない家族についての上限は、1971年に発効した第二次法令によって、15エーカーとなっている。

もし、土地改革の成功の目安を、それによって生み出される余剰地の量によって判断されるとするならば、タミル・ナードの法律は、革命的でもなければ効果あるものでもない。1961年の法律によっても、12万5000エーカーの予想余剰地に対し、たった2万4000エーカー分しか

得られなかった。しかも、そのうち、接収手続きが完了しているのは1万エーカーより少ないのである。

DMK 政府によって過去3年間に打出された3つの主要な改善策によって、どのくらいの量の余剰地が得られるのか、今後を待たなければわからない。3つの改善策とは、通常の家族1家当たり上限の30エーカーから15エーカー（標準地）への引下げ、牧草地、協同組合以外の砂糖会社の所有するサトウキビ畑を土地改革の対象外にしていたのを組入れたこと、そして、家族当りの上限を40から30エーカー（標準地）に引下げる法律である。

これら同州の土地改革法の主要な欠陥は、左翼野党の主張に従うと、1%の土地なし農民に対して家族を養えるだけの一片の土地さえ、所有させることができないということである。タミル・ナード州には280万人の土地なし農民耕作者がいるという事実を考慮してみると、そのうち、土地保有制限法による直接の結果として、たった1万1000人が小さな土地片を与えられたに過ぎないのである。そしてこの批判は根拠のあるものである。

種々の土地改革の失敗は、法制化それ自身の規定のなかに初めから組込まれている。標準地エーカーは、1片当り年10ルピーと評価される土地である。このことは、事実上、標準エーカーを1.75通常エーカー (ordinary acre) の面積に当たることを意味する。30標準エーカーの上限は、かくて、50通常エーカーの面積以上となるのである。

また、家族単位数を決める点に関して言えば、村の記録をごまかす余地は無限にあるのである。家族保有それ自身が家長の「自然な愛情から」孫や孫娘に土地を移転させてから、決められることになる。

土地所有に関する工業企業グループの地位の変更は、基本的に前進的な側面をもっている。ところが現実には、修正それ自身は、上限以上土地を保有している企業グループに、法的な確認を与えるだけに終わってしまった。1961年法に新しい条項が付け加えられ、砂糖会社のような工業および商業企業に対して、上限を越えて保有する、あるいは獲得する土地について、正式に政府に対し許可を求めることを義務づけた。例外なくその許可は与えられ、その結果、全商業会社は全体として、上限規定に顧慮することなく、17万5000エーカー近くの土地を手元に置くことになったのである。

DMK 政府は、上限設定法の範囲に、1950年1月以降創設された全ての団体 (trust) を含めようと提案している。例外は、教育・医療関係の団体をある程度除外することになっている。この改善も、現存の所有パターンをあまり変えるものとはなっていない。しかし、例えば、「純粋なタミールのゲームであるチャドゥグール (Cha-

dugur) (カバディ (Kabadi))」を振興させるというようなつまらぬ目的のために設立された団体は、否認されたようである。

宗教的および慈善的性格をもつ公共団体は、引き続き上限設定法から除外されている。タミル・ナードの17%の地主は、寺院および慈善団体となっている。彼らだけの土地ではほぼ全州で5万エーカーほどになり、その多くの部分は、タンジャヴール (Thanjavur)、ティルチラパリ (Tiruchirapalli)、マドライ (Madurai)、ティルネルベリ (Tirunelveli) 地区の2期作地域である。

野党の主張に従えば、寺院および慈善団体が上限設定法の範囲に含まれないならば、そして、少なくとも隣りのマイソール州で試みられたように、土地を耕作している小作人に移転しない限り、現在の所有パターンは相変わらずということになる。土地飢餓は、将来農村で一層強まることになる。最も急進的な改革であっても、300万人近い土地なし農業労働者に土地を分配することが不可能となるであろう。

タミル・ナードは、土地台帳が最も整備されている州の1つである。実際、土地改革法が公表されるその時々、利益当事者、すなわち地主によって記録が作られてきた。小作の問題に関してみると、タミル・ナード政府はすでに小作記録台帳を作るための手続き法を作っており、それによって小作記録所 (Directorate of Tenancy Records) で登録してきている。この法律は3年前に発効し、タンジャブール、マドライ、ラマナプラムについての土地台帳を科学的な方法で作製してきた。しかし、最も正確な台帳といえども、地方での影響力をもつ者の圧力に左右されている。標準地エーカーが収穫穀物の価格に関連をもつ場合は、地方役人は重要な役割を果たすことになるのである。最近、農民アジテーション協議会 (Farmers' Agitation Council) が訴えたところによると、農業所得税を算定するに当たって、収税官は、穀物高を記録するという権限が彼らに備わっていることをタテにとって、農民たちを意のままにしているということである。

政府はまた、接収された余剰地に対する地主への補償金支払いについても基準を作っている。しかし、それは余りに気前がよいものであり、政府に対する農業ロビー (farmers' lobby) の圧力を示している。補償金は市場価格で支払われる。灌漑地の場合、連続22年間の収穫量を基準とした土地税総額を基礎にして決定される。灌漑地の場合、タンジャヴール地区ではよく行なわれていることであるが、2期作で15年間の税金を基礎にして決定される。小作人向けの融資公社が作られるつつあり、土地の所有者から遅滞なく小作人が土地を買えるようにして

いる。

過去10年間、タミル・ナード政府は、8,600 エーカーの余剰地を接収するために費した費用は1万5000ルピーに過ぎない。これだけの金額が、新しい所有者から20年年賦で獲得されるのである。

小土地所有者および小作人の経済状態は目に見える形で改善されてきている。協同組合信用は、過去5年間で3倍になり、1971年3月には5億9000万ルピーの額に達した。

肥料、改良種、農業機械などが、協同組合組織を通じて供給されてきているが、協同組合組織が政党とからみあいをもつようになってもきている。村および町の協同組合はDMKの権力構造のなかで重要な結びつきをもっている。

だが、農村金融の拡大は、今までの改革によって何らの利益も蒙っていない土地なし農民にとっては、何らの意味もないのである。政府は大言壮語が空しくひびくだけなのである。

V. G. プラサド・ラオ

(Prasad Rao)

タイムズ・オブ・インディア紙

1972年11月10日号

4. 「自立 (self-reliance) というベテン」

(外資問題に対する『インド共産党 (マルクス主義)』の一見解)

最近ジャーナリズムは、計画委員会内部の論争に多くのページをさいてきた。この論争とは、第5次5カ年計画で外国援助が必要かどうかに関するものである。盛んに宣伝されているのは、インディア政府は断固として自立 (self-reliance; 外国援助に頼らないこと) のために勇敢に闘っており、びくともしないという内容である。

しかし、それはしなければならぬことをして手柄話をする類のものではないだろうか。最大の援助供与国であるアメリカが借款の供与をストップしており、もしこの状況が続けば、インドはアメリカの援助なしでやっていかなければならなくなるであろう。しかし、政府がアメリカから借款を得ることに反対しているなどということはナンセンスである。初期の頃受け入れ、今もいぜんとして流入しているアメリカの借款をがつつ消化しているのが実情なのだ。アメリカが主要な寄与者である世銀の借款を感謝して受取っている。他の全ての帝国主義国に援助を採り求め、インドの役人は、インド援助クラブ (Aid India Club) の会議に出かけて行っては嘆願している。それでは、一体、この英雄的姿勢の中味は何処にあるのだろうか？

インドにおける外国企業

しかし、外国独占資本への依存は、不利な貿易収支ギャップの穴を埋めるのに必要とされる政府間貸付だけに限られているわけではない。民間外国企業もインド経済のなかで支配的な役割を果たしており、それによって我々を独占の支配下においており、その結果後進性と停滞がひろがっているのである。政府はこの側面について完全に沈黙を守っている。

以下で、インドでの外国企業の実態のいくつかを簡単に描写しよう。

大雑把に言って、4つのタイプに分類できよう。民間部門についてみると次の2つである。(a)外国企業の支社とインドに設立された営業所をもつ外国で登録された会社。(b)提携協定を通じてインド側パートナーと協同している外国企業。公共部門についてみると次の2つのタイプがみられる。(a)政府経営企業と提携している外国企業。(b)政府が株式の大部分を所有しているが、日常的な経営が外国企業にまかされているいくつかのケース。

これら4つ全てのタイプの外国企業のなかにはプランテーションと採取産業で主要な仲買人となっている者もいる。プランテーション、採取産業の生産物は重要な輸出品なのである。又機械、電気、化学、輸送産業用の機械設備、医薬品工業、石油化学工業、石けん、シガレット、幼児食、化粧用品、ヴェナスパティなどの大衆消費財工業でも重要な要素となっている。

このように、外国企業はインド側提携者と一緒になって、インド経済の管制高地を押えているのである。管制高地を押えているのは、公共部門ではない。

完全支配の外国企業

完全な外資系企業は最も強欲である。高利潤をむさばっており、このことは生産コストよりはるかに高い価格をつけていることを意味する。巨額の金をインドから送金しており、それと同時に、利潤の再投資によって、インド市場での足場を拡大している。

B・ダッタ教授は、これら外国企業の営業の規模を示すために、いくつかの項目を挙げている (*The Economic Times*, Dec. 25, 26, 1971)。752企業 (223は外国企業の子会社、529は外国で登録された会社) を全部合わせると、240億ルピーもの資産を支配している。それに対して全民間セクターの対応する数字は800億ルピーである。外国企業の生産額は250億ルピーであり、全民間セクター生産の33%程を占めている。

1970~71年度で、これら外国企業がインドから送金した額は、利潤、ロイヤリティ、手数料を含めて5億2000万ルピーであった。一方、彼らの期初直接投資は全部で

50億ルピーでしか過ぎなかったのである。つまり、インドに持込んだ資本を10年間で持ち出すわけである。そればかりでなく、インド国内の投資は240億ルピーにまで拡大し、期初額の5倍近くにもなっているのである。

1967～68年度の外国企業の利潤に関する研究(*Reserve Bank of India Bulletin*, 1971年3月号)によると、27アメリカ企業の課税対象利益は株式の67%にも達している。いいかえれば、ほぼ18カ月で期初投資額を回収したのだ。

より複雑な生産工程にかかわっている企業は、技術の優位性を通じて、あるいは適当なインド側企業と提携して、独占的コントロールを及ぼすことができる。しかし、指導権が常におびやかされている消費財産業においては、新参者に対する公然たる威嚇が行なわれているのである。

例えば K.C. カンナ氏 (*Times of India*, 7月14～15日) は、アムル (Amul) ブランド製品のクリアン氏の言葉として次のように伝えている。「会社が幼児食の生産を計画した時、Glaxo の人達は私に会って、我々の製品を全部買上げて海にすててしまおうと威嚇した。」カンナ氏は、石けん、化粧用具を製造するインド人系会社が、Hindustan Lever の安売り攻勢をかけられた例や外国の指導的なタバコ会社の不公正なたくらみに Golden Tabacco が不満をもっていることなどを伝えている。

いくつかの外国企業は、手っとり早く金をもうける別のやり方を考え出した。集中的広告宣伝によってインド市場に定着した彼らの商標が、今や、その製品を製造するインド業者に貸出されているのである。こうして、生産に金を投ずることなしに、彼等はマーケティングを通じて巨額な利益を引出し、弱い立場の生産者と消費者を搾取しているのである。これに関連して名前が出てくるので主な会社は、ESSO, Singer Sewing Machine Co., ICI (India) Ltd. である。

提携企業

外国企業とインド企業の提携協定についてみると、『エコノミック・タイムズ』10月24日号によると1971年末で総数3,438件に及んでいるが、その内訳をみると、イギリス889件、アメリカ608件、西ドイツ538件、日本324件、その他の国は残余部分となっている。

広範囲な産業に提携は拡大しており、電気機械器具、部品、産業機械、輸送機械、農業機械器具も含まれている。いくつかの奢侈品工業も入っている。

提携企業の生産額は年間約200億ルピーに達している。提携外国企業による送金額は年間8億ルピーに達すると推計される。送金率はこの場合、完全外資会社より低くなっているが、これに対し、連邦準備銀行が挙げている

1つの理由は、提携協定による投資は比較的新しく、収益はまだ大きくなっていないということである。

以上の結果、外国企業による年間送金額はほぼ13億ルピーに達する。さらに外国為替漏出についての公けの調査団の推計によると、主として、アンダー・インボイスとオーバー・インボイスを通じて、インドは年間約24億ルピーを失っている (*Economic and Political Weekly*, 5月13日号)。インドの企業と同様外国企業も、この不法な行動に参加しているのである。

外国企業による送金額と外国為替漏出額を一緒にすると、インドは毎年37億ルピーを失っていることになる。1つの5カ年計画期では185億ルピーに達し、これだけの金があれば、提案されている第5次計画の外国為替源について伝えられている問題を解決することができるかもしれない。しかし、そのためには会議派政府による外国資本に対する強い態度が必要とされるが、政府にはそれだけの勇気を持ち合わせていないのだ。

提携協定を結んでいる外国企業は、株式保有という面からすればほとんどマイノリティであるが、技術面で支配的なパートナーである。機械を供給し、スペア部品と原料を取りしきり、ノウハウを提供し、新しい会社を特許と製法でしぼりあげるのである。

外国企業は、事実上、技術面での支配権が彼らの手にあり、機械・部品、稀少原材料のインドへ向けての流れが続くことが必要であることを知っているのである。メンテナンス用輸入が非常に多く、それが産業の輪を動かし続けるのに決定的役割を果たすのはそのためである。これは貿易収支不均衡の大きな原因となっている。我国で提携協定によって設立された多くの工場は、事実上、外国企業のアSEMBリー工場となっている。

公共部門での外国援助

外国独占資本は、我国の公共部門企業でも重要な地位を占めている。ソ連の援助によるピライ製鉄所とボカロ製鉄所と並んで、ルールケラ製鉄所は西ドイツの援助で建設され、ドゥルガプール製鉄所がイギリスの援助で建設された。スペア部品について、これらの製鉄所はこれらの国に今だ依存しているのである。

連邦鉄鋼省は、サレム工場は、西ドイツとの提携で建設されるであろうと言っている。もしタタ製鉄所が拡張されるとすれば(同社にインド政府は非常に大きな利害関係をもっている)、提携先は日本になるかもしれない。

次に、政府が外国企業と並んで株式を保有していながら、経営権をこれらの企業に与えているプロジェクトがある。その例としてはコーチンとマドラスの精油所、アッサム州のインディア・オイルの営業、エッソが参加するボンベイの潤滑油プラントがあげられる。

依存から脱却しようとする努力の欠如

不完全ではあるが、外国独占資本へのインドの従属の深さを示す重要な情報を提示してきた。この従属は、インド人の技術と経験を押しこんでおり、その結果独立した産業発展を抑えているのである。

もし会議派政府が真剣に自立 (self-reliance) を語っているのなら、この従属から脱却する効果的な手段をとるべきであったろう。そのような動きの代わりに、実際にはこれら提携協定を増加させようとしているのである。

自立について2つの点が宣伝されている。1つはアメリカとの関係であり、我々はそのことについてすでに言及している。

第二点は輸入代替に関するものである。政府は『エコノミック・サーベイ (1971~72年度版)』で、多くの製品について輸入比率が著しく減少したと指摘している。確かに減少したことはした。しかし、その製品がインドで生産された場合、外国企業、提携企業によるものか、インド企業によって独立して生産されたものか、データの示すところではわからないのである。別の情報によれ

ば、ほとんどの物が外国企業あるいは提携企業によって生産されていることになっている。外国為替に関する限り、これは利点である。しかし、この種の選択は、我々を外国資本への従属から解放しないということに注意すべきである。

社会主義諸国からの対インド援助は重要な地位をもち、特に重工業・基礎工業に重点を置いていることは、大いに役立っている。

しかし、インドと帝国主義国との関係をみる上において注意しなければいけない点は、その取引は遅れた国と先進的帝国主義国との間に行なわれるもので、丁度、ピグミーと巨人との間の取引に似て、その結果は必然的なものをもっているのである。巨人は小男をぎゅっと握っているのである。我々はこの恐るべき状態から脱却するために闘わなければならない。

ランジャン・チョードリー

インド共産党 (マルクス) 主義英文機関紙

『人民民主主義 (Peoples' Democracy)』

1972年11月5日号

主 要 統 計

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 第1表 面積と人口 | 第9表 主要輸出品 |
| 第2表 国民所得 | 第10表 主要輸入品 |
| 第3表 産業別国民所得 | 第11表 外貨準備 |
| 第4表 農業生産 | 第12表 国別援助供与状況 (借款・贈与) |
| 第5表 州別食糧穀物生産 | 第13表 国別援助使用状況 |
| 第6表 工業生産 | 第14表 卸売り物価指数 |
| 第7表 国際収支 | 第15表 都市勤労者消費者物価指数 |
| 第8表 貿易収支 | 第16表 通貨供給 |

第1表 面積と人口

| | | 面積 (km ²) | 人口 (1000人) 1967年 | 人口密度 (km ² 当り) |
|-------|-------------------------|-----------------------|---------------------|------------------------------|
| 州 | アンドラ・プラデーシュ | 275,244 | 40,703.0 | 148 |
| | アッサム | 203,399 | 14,666.5 | 72 |
| | ビハール | 174,008 | 53,771.0 | 309 |
| | グジャラート | 187,091 | 24,504.0 | 131 |
| | ハリヤナ | 44,056 | 1,912.0 | 209 |
| | ジャム・カシミール | 222,870 | 3,885.0 | 28 |
| | ケララ | 38,869 | 19,790.0 | 509 |
| | マディヤ・プラデッシュ | 443,459 | 37,864.0 | 85 |
| | マハーラーシュトラ | 307,269 | 46,478.0 | 151 |
| | マイソール | 191,757 | 27,322.0 | 142 |
| | ナガーランド | 16,488 | 410.8 | 25 |
| | オリッサ | 155,860 | 20,200.0 | 129 |
| | パンジャブ | 50,376 | 13,513.0 | 202 |
| | ラージャスターン | 342,267 | 24,166.0 | 71 |
| | タミール・ナドゥ | 129,966 | 37,505.0 | 289 |
| | ウッタル・プラデッシュ | 294,366 | 84,917.0 | 281 |
| 西ベンガル | 87,676 | 41,438.0 | 473 | |
| 連邦直轄地 | アンダマン・ニコバル島 | 8,293 | 82.4 | 10 |
| | チャンディガル | 115 | 145.4 | 2,163 |
| | ダドラ, ナガル・ハヴェリ | 489 | 67.5 | 138 |
| | デリー | 1,483 | 3,654.4 | 2,456 |
| | ゴア, ダマン, ディウ | 3,733 | 667.9 | 179 |
| | ヒマーチャル・プラデッシュ | 55,658 | 3,339.5 | 56 |
| | ラッチャディヴ, ミニコイ, アミニディヴィ島 | 28 | 26.4 | 946 |
| | マニプール | 22,346 | 994.0 | 44 |
| | ボンディシェリ | 473 | 420.8 | 890 |
| | トリプラ | 10,451 | 1,381.2 | 132 |
| | 全 国 | 3,268,090 | 511,124.8 | 156 |

(出所) India 1969, p.8. (注) 面積, 1966年1月1日現在

第2表 国民所得

| 年 度 | 国民所得 (1,000万ルピー) | | 1人当り所得 (ルピー) | | 国民所得指数 (1960-61年=100) | | 1人当り所得指数 (1960-61年=100) | |
|----------|---------------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| | 時価 | 1948-49年 価格 | 時価 | 1960-61年 価格 | 時価 | 1960-61年 価格 | 時価 | 1960-61年 価格 |
| 1960-61 | 14,029 | 14,029 | 306.3 | 306.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1961-62 | 14,860 | 14,547 | 316.4 | 310.0 | 105.7 | 103.5 | 103.3 | 101.2 |
| 1962-63 | 15,803 | 14,930 | 327.6 | 309.4 | 111.9 | 105.6 | 107.0 | 101.0 |
| 1963-64 | 18,088 | 15,758 | 368.4 | 319.9 | 128.6 | 111.7 | 120.3 | 104.4 |
| 1964-65 | 21,176 | 16,900 | 423.2 | 335.8 | 150.9 | 119.7 | 138.2 | 109.6 |
| 1965-66 | 21,839 | 16,023 | 426.1 | 310.4 | 155.1 | 113.0 | 139.1 | 101.3 |
| 1966-67* | 25,285 | 16,307 | 482.9 | 307.9 | 179.8 | 114.7 | 157.7 | 100.5 |
| 1967-68* | 29,889 | 17,777 | 560.8 | 329.2 | 213.4 | 125.3 | 183.1 | 107.5 |
| 1968-69* | 30,329 | 18,225 | 554.7 | 329.9 | 215.7 | 128.3 | 181.1 | 107.7 |
| 1969-70* | 33,019 | 19,173 | 589.3 | 339.4 | 234.5 | 135.1 | 192.4 | 110.8 |
| 1970-71† | n. a. | n. a. | n. a. | 347.0 | n. a. | 141.0 | n. a. | 113.3 |
| 年間成長率 | | | | | | | | |
| 第3次計画 | + 9.2 | +2.7 | + 6.8 | +0.2 | | | | |
| 1966-67 | +15.8 | +1.8 | +13.3 | -0.8 | | | | |
| 1967-68 | +18.2 | +9.0 | +16.1 | +6.9 | | | | |
| 1968-69 | + 1.5 | +2.5 | + 1.1 | +0.2 | | | | |
| 1969-70 | + 8.9 | +5.2 | + 6.2 | +2.9 | | | | |
| 1970-71 | n. a. | n. a. | n. a. | +2.4 | | | | |

(出所) *Economic Survey 1971-72*, p.75.

(注) * 暫定 † 推計

第3表 産業別国民所得 (1960-61年価格)

(単位 %)

| 年 度 | 1960-61 | 1965-66 | 1966-67* | 1967-68* | 1968-69* | 1969-70* | 1970-71† |
|---|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 農業, 林業, 漁業等 | 51.3 | 43.0 | 42.3 | 45.3 | 44.2 | 44.1 | 44.5 |
| 鉱業, 工業, 建設, 電力等 | 20.2 | 24.1 | 24.1 | 23.0 | 23.1 | 23.2 | 22.9 |
| 運輸, 通信, 通商, 保管等 | 14.1 | 16.4 | 16.6 | 15.8 | 16.1 | 16.0 | 16.0 |
| 銀行, 保険, 不動産, 住宅所有, 行政, 防衛, その他サービス業等 | 14.9 | 17.5 | 18.0 | 17.0 | 17.6 | 17.6 | 17.6 |
| 要素費用による純国内生産 | 100.5 | 101.0 | 101.0 | 101.1 | 101.0 | 100.9 | 101.0 |
| 外国からの純所得 | (-)0.5 | (-)1.0 | (-)1.0 | (-)1.1 | (-)1.0 | (-)0.9 | (-)1.0 |
| 要素費用による純国民生産 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) *Economic Survey 1971-72*, p.76.

(注) * 暫定 † 推計

第4表 農 業 生 産

| | 単 位 | 1960- | 1961- | 1962- | 1963- | 1964- | 1965- | 1966- | 1967- | 1968- | 1969- | 1970- |
|--------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 61年 | 62年 | 63年 | 64年 | 65年 | 66年 | 67年 | 68年 | 69年 | 70年 | 71年 |
| 食糧穀物 | 100万トン | 82.21 | 82.95 | 80.31 | 80.66 | 89.34 | 72.35 | 74.23 | 95.05 | 94.01 | 99.50 | 107.81 |
| (a) 穀類 | " | 69.45 | 71.16 | 68.77 | 70.58 | 76.92 | 62.40 | 65.88 | 82.95 | 83.53 | 87.81 | 96.24 |
| 米 | " | 34.64 | 35.82 | 33.36 | 36.98 | 39.29 | 30.59 | 30.44 | 37.61 | 39.76 | 40.43 | 42.45 |
| 麦 | " | 11.00 | 12.08 | 10.78 | 9.85 | 12.26 | 10.39 | 11.39 | 16.54 | 18.65 | 23.03 | 23.25 |
| ジョワール | " | 9.81 | 8.03 | 9.74 | 9.20 | 9.68 | 7.58 | 9.22 | 10.05 | 9.80 | 9.72 | 8.19 |
| バジュラ | " | 3.29 | 3.65 | 3.96 | 3.88 | 4.52 | 3.75 | 4.47 | 5.19 | 3.80 | 5.33 | 8.00 |
| その他の穀類 | " | 10.71 | 11.59 | 10.93 | 10.67 | 11.17 | 10.09 | 10.36 | 13.56 | 11.58 | 12.24 | 14.35 |
| (b) 豆類 | " | 12.75 | 11.79 | 11.54 | 10.08 | 12.41 | 9.94 | 8.35 | 12.10 | 10.42 | 11.65 | 11.58 |
| うちグラム | " | 6.25 | 5.79 | 5.36 | 4.50 | 5.78 | 4.22 | 3.62 | 5.97 | 4.31 | 5.55 | 5.25 |
| 非食糧穀物 | | | | | | | | | | | | |
| (a) 油田種子* | " | 6.87 | 7.17 | 7.27 | 7.00 | 8.56 | 6.40 | 6.43 | 8.30 | 6.85 | 7.73 | 9.19 |
| うち落花生 | " | 4.70 | 4.87 | 4.94 | 5.17 | 6.00 | 4.26 | 4.41 | 5.73 | 4.63 | 5.13 | 6.07 |
| うち菜種・カラシ | " | 1.35 | 1.35 | 1.30 | 0.91 | 1.47 | 1.30 | 1.23 | 1.57 | 1.35 | 1.56 | 1.96 |
| (b) 砂糖(粗糖換算) | " | 11.40 | 10.75 | 9.45 | 10.70 | 12.48 | 12.77 | 9.50 | 9.79 | 12.83 | 13.78 | 13.19 |
| (c) 綿(リント布) | 100万ペイル | 5.24 | 4.53 | 5.18 | 5.41 | 5.68 | 4.58 | 4.97 | 5.45 | 5.14 | 5.25 | 4.56 |
| (d) ジュート | " | 4.13 | 6.36 | 5.44 | 6.08 | 6.07 | 4.48 | 5.36 | 6.32 | 2.93 | 5.65 | 4.91 |
| (e) メスタ | " | 1.13 | 1.88 | 1.74 | 1.90 | 1.60 | 1.30 | 1.22 | 1.27 | 0.91 | 1.13 | 1.23 |

(出所) Economic Survey 1971-72, pp.80-81.

(注) 1ペイルは180kg。

ベースとしての1965-66年の改訂数字に従って1960-61年から1965-66年は調整した数字となっている。

1966-67年と1967-68年の食糧穀物および1966-67年から1969-70年のその他作物は一部修正。1968-69年から1970-71年の食糧穀物と1970-71年のその他作物は最終推計。落花生、菜種・からし、ごま、亜麻仁、ひまを含む。

第5表 州別食糧穀物生産

(単位 1,000トン)

| 州 | 年度 | 米 | 麦 | ジョワール バジュラ メイズ | その他 穀類 | 穀類計 | 豆類計 | 合計 |
|-------------------|---------|---------|---------|----------------------|-----------|---------|---------|---------|
| アーンドラ・プラデー シュ | 1965-66 | 3,961.1 | 2.2 | 1,439.8 | 424.5 | 5,827.6 | 270.0 | 6,097.6 |
| | 1966-67 | 4,852.8 | 2.8 | 2,096.6 | 509.4 | 7,461.6 | 256.0 | 7,717.6 |
| | 1967-68 | 4,673.8 | 2.7 | 1,740.7 | 491.1 | 6,908.3 | 277.4 | 7,185.7 |
| | 1968-69 | 4,340.5 | 3.0 | 1,817.8 | 435.5 | 6,596.8 | 250.1 | 6,846.9 |
| | 1969-70 | 4,700.0 | 4.0 | 1,980.9 | 452.1 | 7,173.0 | 262.6 | 7,390.6 |
| | 1970-71 | 4,650.1 | 4.1 | 1,605.7 | 383.4 | 6,643.3 | 243.5 | 7,886.8 |
| アッサム(メガラヤを 除く) | 1965-66 | 1,851.2 | 3.3 | 13.1 | 3.2 | 1,870.8 | 38.8 | 1,909.6 |
| | 1966-67 | 1,756.3 | 3.5 | 12.7 | 3.2 | 1,775.7 | 35.4 | 1,811.1 |
| | 1967-68 | 1,979.8 | 4.3 | 13.1 | 3.2 | 2,000.4 | 36.9 | 2,037.3 |
| | 1968-69 | 2,250.8 | 4.7 | 14.0 | 3.0 | 2,272.5 | 31.9 | 2,304.4 |
| | 1969-70 | 2,057.5 | 6.9 | 6.5 | 2.3 | 2,081.2 | 35.7 | 2,116.9 |
| | 1970-71 | 2,016.4 | 12.1 | 7.0 | 2.7 | 1,046.2 | 32.2 | 2,078.4 |
| ビハール | 1965-66 | 4,262.0 | 477.3 | 775.6 | 391.8 | 5,906.7 | 1,283.0 | 7,189.7 |
| | 1966-67 | 1,645.2 | 365.0 | 958.5 | 278.2 | 3,246.9 | 885.9 | 4,132.8 |
| | 1967-68 | 4,731.6 | 913.5 | 1,145.0 | 552.9 | 7,343.0 | 1,284.0 | 8,627.0 |
| | 1968-69 | 5,197.4 | 1,259.0 | 1,029.3 | 378.0 | 7,863.7 | 1,006.2 | 8,869.9 |
| | 1969-70 | 4,009.0 | 1,200.0 | 878.2 | 350.3 | 6,437.5 | 1,108.2 | 7,545.7 |
| | 1970-71 | 4,539.0 | 1,192.1 | 1,086.6 | 401.9 | 7,219.6 | 926.0 | 8,145.6 |
| グジャラート | 1965-66 | 255.3 | 553.8 | 1,347.3 | 127.5 | 2,283.9 | 132.6 | 2,416.4 |
| | 1966-67 | 294.3 | 456.9 | 1,225.2 | 91.6 | 2,068.0 | 117.9 | 2,185.9 |
| | 1967-68 | 463.5 | 700.4 | 1,859.0 | 154.7 | 3,177.6 | 152.8 | 3,330.4 |
| | 1968-69 | 230.0 | 620.5 | 1,265.7 | 105.9 | 2,222.1 | 123.8 | 2,345.9 |
| | 1969-70 | 447.4 | 591.6 | 1,880.1 | 172.3 | 3,091.4 | 129.6 | 3,221.0 |
| | 1970-71 | 597.5 | 939.4 | 2,516.4 | 187.6 | 4,240.9 | 165.2 | 4,406.1 |
| ハリヤナ | 1965-66 | 207.9 | 902.1 | 392.5 | 153.9 | 1,656.4 | 420.5 | 2,076.9 |
| | 1966-67 | 223.0 | 1,054.0 | 508.0 | 217.1 | 2,002.1 | 570.4 | 2,572.5 |
| | 1967-68 | 287.0 | 1,466.4 | 640.0 | 287.1 | 2,680.5 | 1,311.5 | 3,992.0 |
| | 1968-69 | 265.0 | 1,522.0 | 399.0 | 175.0 | 2,381.0 | 625.2 | 3,006.2 |

| 州 | 年度 | 米 | 麦 | ジョワール パジュラ メイズ | その他 穀類 | 穀類計 | 豆類計 | 合計 |
|-------------------|---------|---------|---------|----------------------|-----------|---------|---------|----------|
| | 1969-70 | 371.0 | 2,119.5 | 709.0 | 180.1 | 3,379.5 | 1,187.8 | 4,567.3 |
| | 1970-71 | 450.0 | 2,340.0 | 1,005.0 | 123.1 | 3,918.0 | 814.4 | 4,732.4 |
| ヒマーチャル・プラデ ーシュ | 1969-70 | 113.8 | 300.0 | 443.7 | 103.6 | 961.1 | 21.2 | 982.3 |
| | 1970-71 | 123.9 | 267.7 | 482.8 | 68.0 | 942.4 | 24.3 | 966.7 |
| ジャム・カンミール | 1965-66 | 170.0 | 121.6 | 163.0 | 21.4 | 476.0 | 23.4 | 499.4 |
| | 1966-67 | 256.7 | 112.2 | 226.3 | 22.5 | 617.7 | 34.6 | 652.3 |
| | 1967-68 | 279.6 | 142.2 | 200.1 | 24.0 | 645.9 | 35.9 | 681.8 |
| | 1968-69 | 487.3 | 210.0 | 332.6 | 35.0 | 1,064.9 | 34.3 | 1,099.2 |
| | 1969-70 | 482.1 | 250.0 | 370.1 | 18.3 | 1,120.5 | 31.0 | 1,151.5 |
| | 1970-71 | 396.9 | 250.0 | 377.3 | 18.3 | 1,042.5 | 38.2 | 1,080.7 |
| ケララ | 1965-66 | 997.5 | ... | 0.4 | 10.2 | 1,008.1 | 16.9 | 1,025.0 |
| | 1966-67 | 1,084.1 | ... | 0.5 | 10.2 | 1,094.8 | 17.2 | 1,112.0 |
| | 1967-68 | 1,123.9 | ... | 0.5 | 10.1 | 1,134.5 | 16.7 | 1,151.2 |
| | 1968-69 | 1,400.0 | ... | 0.5 | 10.2 | 1,410.7 | 16.7 | 1,427.4 |
| | 1969-70 | 1,214.9 | ... | 0.6 | 11.1 | 1,226.6 | 16.0 | 1,242.6 |
| | 1970-71 | 1,271.1 | ... | 0.8 | 8.1 | 1,280.0 | 14.9 | 1,294.9 |
| マディヤ・プラデーシ ュ | 1965-66 | 1,700.8 | 1,330.2 | 1,963.5 | 322.3 | 5,316.8 | 1,506.0 | 6,822.8 |
| | 1966-67 | 1,910.3 | 1,031.4 | 2,027.2 | 265.1 | 5,234.0 | 1,076.7 | 6,310.7 |
| | 1967-68 | 3,192.8 | 1,881.6 | 2,905.3 | 589.5 | 8,569.2 | 1,662.9 | 10,232.1 |
| | 1968-69 | 3,004.6 | 2,007.5 | 2,311.1 | 490.3 | 7,813.5 | 1,646.5 | 9,460.0 |
| | 1969-70 | 3,201.6 | 2,216.0 | 2,053.0 | 540.9 | 8,011.5 | 1,757.6 | 9,769.1 |
| | 1970-71 | 3,648.8 | 2,528.4 | 2,159.9 | 571.6 | 8,906.7 | 1,889.5 | 10,796.2 |
| マハーラーシュトラ | 1965-66 | 884.3 | 280.0 | 2,690.8 | 182.1 | 4,037.2 | 657.5 | 4,694.7 |
| | 1966-67 | 1,065.0 | 366.6 | 3,659.4 | 217.3 | 5,308.3 | 741.7 | 6,050.0 |
| | 1967-68 | 1,437.3 | 390.4 | 3,938.4 | 267.1 | 6,003.2 | 821.8 | 6,825.0 |
| | 1968-69 | 1,368.8 | 428.1 | 4,198.2 | 288.5 | 6,283.6 | 873.6 | 7,157.2 |
| | 1969-70 | 1,431.3 | 390.5 | 4,034.6 | 218.1 | 6,074.5 | 839.4 | 6,913.9 |
| | 1970-71 | 1,662.9 | 451.1 | 2,420.5 | 279.6 | 4,814.1 | 775.9 | 5,590.0 |
| メガーラヤ | 1969-70 | @ | 0.2 | 8.0 | 0.8 | 9.0 | 0.8 | 9.8 |
| | 1970-71 | 113.9 | 0.2 | 7.0 | 0.8 | 122.7 | 0.9 | 123.6 |
| マイソール | 1965-66 | 1,240.1 | 47.2 | 1,442.1 | 463.1 | 3,192.5 | 352.1 | 3,544.6 |
| | 1966-67 | 1,636.2 | 47.0 | 1,548.0 | 620.7 | 3,851.9 | 320.7 | 4,172.6 |
| | 1967-68 | 1,796.9 | 133.4 | 1,680.2 | 699.6 | 4,310.1 | 355.1 | 4,665.2 |
| | 1968-69 | 2,000.1 | 160.0 | 1,917.4 | 585.3 | 4,663.8 | 385.6 | 5,049.4 |
| | 1969-70 | 2,290.0 | 136.3 | 2,131.5 | 931.3 | 5,489.1 | 401.6 | 5,890.7 |
| | 1970-71 | 1,952.9 | 94.6 | 2,392.5 | 1,018.7 | 5,558.7 | 403.6 | 5,962.2 |
| メガラント | 1965-66 | 43.2 | ... | ... | ... | 43.2 | ... | 43.2 |
| | 1966-67 | 50.0 | ... | ... | ... | 50.0 | ... | 50.0 |
| | 1967-68 | 51.0 | ... | ... | ... | 51.0 | ... | 51.0 |
| | 1968-69 | 52.9 | ... | ... | ... | 52.9 | ... | 52.9 |
| | 1969-70 | 49.8 | ... | ... | ... | 49.8 | ... | 49.8 |
| | 1970-71 | 74.3 | ... | ... | ... | 74.3 | ... | 74.3 |
| オリッサ | 1965-66 | 3,286.4 | 10.3 | 36.4 | 83.4 | 3,416.5 | 314.2 | 3,730.7 |
| | 1966-67 | 3,691.6 | 14.2 | 56.7 | 158.3 | 3,920.8 | 434.1 | 4,354.9 |
| | 1967-68 | 3,755.5 | 15.3 | 59.9 | 164.9 | 3,995.6 | 339.0 | 4,334.6 |
| | 1968-69 | 4,698.6 | 17.4 | 67.9 | 245.5 | 5,029.4 | 400.0 | 5,429.4 |
| | 1969-70 | 4,316.0 | 18.9 | 76.8 | 221.5 | 4,633.8 | 399.1 | 5,032.9 |
| | 1970-71 | 4,383.0 | 20.2 | 72.5 | 206.0 | 4,681.7 | 469.5 | 5,151.2 |
| パンジャープ | 1965-66 | 293.0 | 1,916.0 | 723.0 | 69.3 | 3,001.3 | 390.0 | 3,391.3 |
| | 1966-67 | 338.0 | 2,493.9 | 766.6 | 88.2 | 3,686.7 | 530.1 | 4,216.8 |
| | 1967-68 | 415.0 | 3,352.0 | 986.0 | 148.1 | 4,901.1 | 505.6 | 5,406.7 |
| | 1968-69 | 460.0 | 4,520.0 | 954.0 | 70.2 | 6,004.2 | 247.9 | 6,252.1 |
| | 1969-70 | 572.9 | 4,800.0 | 1,051.7 | 80.2 | 6,504.8 | 431.9 | 6,936.7 |
| | 1970-71 | 671.0 | 4,873.0 | 1,110.0 | 59.3 | 6,713.3 | 311.0 | 7,024.3 |
| ラージャスターン | 1965-66 | 23.5 | 784.7 | 1,873.3 | 466.7 | 3,148.2 | 691.0 | 3,839.2 |
| | 1966-67 | 21.6 | 872.2 | 2,188.1 | 488.2 | 3,570.1 | 1,780.5 | 4,350.6 |
| | 1967-68 | 95.3 | 1,319.1 | 2,877.9 | 798.0 | 5,090.2 | 1,511.6 | 6,601.9 |
| | 1968-69 | 57.0 | 1,178.1 | 1,321.9 | 593.2 | 3,150.2 | 856.6 | 4,006.8 |
| | 1969-70 | 98.9 | 1,275.3 | 1,739.7 | 531.0 | 3,644.0 | 1,104.6 | 4,749.5 |
| | 1970-71 | 134.5 | 1,945.3 | 4,180.3 | 803.3 | 7,063.4 | 1,749.1 | 8,812.5 |
| タミル・ナードゥ | 1965-66 | 3,524.2 | 0.4 | 752.2 | 653.1 | 4,929.9 | 102.0 | 5,031.9 |
| | 1966-67 | 4,076.4 | 0.5 | 904.2 | 712.3 | 5,693.4 | 96.5 | 5,789.9 |
| | 1967-68 | 4,115.6 | 0.4 | 861.4 | 686.5 | 5,663.9 | 96.8 | 5,760.7 |
| | 1968-69 | 3,940.0 | 0.4 | 730.5 | 652.3 | 5,323.2 | 92.1 | 5,415.3 |
| | 1969-70 | 4,532.2 | 0.4 | 898.9 | 698.0 | 6,129.4 | 109.5 | 6,239.0 |

| 州 | 年度 | 米 | 麦 | ジョワール パジュラ メイズ | その他 穀類 | 穀類計 | 豆類計 | 合計 |
|-------------|---------|----------|----------|----------------------|-----------|----------|----------|-----------|
| ウッタル・プラデーシュ | 1970-71 | 5,303.4 | 0.5 | 887.3 | 722.8 | 6914.0 | 109.5 | 7,023.5 |
| | 1965-66 | 2,342.1 | 3,754.7 | 2,158.0 | 1,779.2 | 10,034.0 | 3,277.4 | 13,311.4 |
| | 1966-67 | 2,013.1 | 4,230.3 | 1,952.8 | 1,671.6 | 9,867.8 | 2,005.9 | 11,873.7 |
| | 1967-68 | 3,262.1 | 5,840.7 | 2,094.8 | 2,295.3 | 13,492.9 | 3,286.1 | 16,779.0 |
| | 1968-69 | 2,922.1 | 6,086.8 | 2,368.6 | 1,634.5 | 13,012.0 | 3,264.2* | 16,296.2 |
| | 1969-70 | 3,532.9 | 6,314.3 | 2,376.3 | 1,979.8 | 14,203.3 | 3,343.9 | 17,547.2 |
| | 1970-71 | 3,729.3 | 7,540.7 | 3,103.3 | 2,007.3 | 16,380.6 | 3,102.7 | 19,483.3 |
| 西ベンガル | 1965-66 | 4,893.1 | 34.0 | 43.6 | 39.2 | 5,009.9 | 438.3 | 5,448.2 |
| | 1966-67 | 4,824.3 | 45.5 | 40.9 | 45.9 | 4,956.6 | 420.6 | 5,377.2 |
| | 1967-68 | 5,208.2 | 71.1 | 47.3 | 48.1 | 5,374.7 | 366.0 | 5,740.7 |
| | 1968-69 | 6,250.0 | 300.0 | 40.2 | 63.8 | 6,654.0 | 508.3 | 7,162.3 |
| | 1969-70 | 6,350.0 | 400.0 | 45.9 | 64.9 | 6,860.8 | 503.0 | 7,363.8 |
| | 1970-71 | 6,104.7 | 700.0 | 48.5 | 67.4 | 6,920.6 | 497.8 | 7,418.4 |
| | 全国計 | 1965-66 | 30,589.6 | 10,393.6 | 16,155.4 | 52,63.9 | 62,402.5 | 9,944.1 |
| 1966-67 | | 30,437.9 | 11,392.8 | 18,585.7 | 54,67.5 | 65,883.9 | 8,347.1 | 74,231.0 |
| 1967-68 | | 37,612.2 | 16,540.1 | 11,502.4 | 72,95.0 | 82,949.7 | 12,102.7 | 95,052.4 |
| 1968-69 | | 39,761.2 | 18,651.6 | 19,306.5 | 58,75.5 | 83,594.8 | 10,417.8 | 94,012.6 |
| 1969-70 | | 40,429.7 | 20,093.3 | 20,722.1 | 65,65.5 | 87,810.6 | 11,690.7 | 99,501.3 |
| 1970-71 | | 42,448.2 | 23,247.3 | 23,600.9 | 69,39.1 | 96,235.5 | 11,575.7 | 107,811.2 |

(出所) Economic Survey 1971-72, pp.82~85.

(注) 1966-67年と1967-68年は一部修正, 1968-69年から1970-71年は最終推計。@はアッサムに含まれる。

* 小数点より2ケタ目, 印刷不鮮明のため不明。

第6表 工業生産

| | 単 位 | 1960- 61年 | 1966- 68年 | 1967- 68年 | 1968- 69年 | 1969- 70年 | 1970- 71年 | 4月~9月 1970- 71年 | 1971- 72年* |
|-------------------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|---------------|
| I 鉱 業 | | | | | | | | | |
| 石 炭 | 100万トン | 55.7 | 70.9 | 72.0 | 75.4 | 80.0 | 75.0 | 38.3 | 36.2 |
| 鉄 鉱 石@ | " | 11.0 | 19.3 | 19.1 | 21.2 | 21.2 | 22.5 | 10.3 | 11.0 |
| II 金 属 工 業 | | | | | | | | | |
| 銑 鉄 | " | 4.31 | 7.00 | 6.89 | 7.29 | 7.39 | 6.99 | 3.25 | 3.19 |
| 鋼 塊 | " | 3.42 | 6.60 | 6.33 | 6.51 | 6.43 | 6.14 | 2.93 | 2.93 |
| 完 成 鋼 | " | 2.39 | 4.49 | 4.05 | 4.70 | 4.80 | 4.48 | 2.02 | 2.08 |
| 鋳 鋼 | 1000トン | 34 | 53 | 51 | 49 | 46 | 52 | 26 | 24 |
| アルミニウム | " | 18.3 | 72.9 | 100.4 | 125.3 | 135.1 | 167.8 | 79.4 | 88.6 |
| 銅 | " | 8.5 | 9.1 | 9.3 | 9.5 | 9.8 | 9.3 | 4.5 | 5.1 |
| III 機 械 工 業 | | | | | | | | | |
| 工 作 機 械 | 100万ルピー | 70 | 354 | 285 | 254 | 329 | 398 | 178 | 235 |
| 綿 織 維 機 械 | " | 104 | 160 | 158 | 143 | 196 | 303 | 149 | 171 |
| 製 糖 機 械 | " | 44 | 94 | 85 | 115 | 139 | 139 | 70 | 83 |
| セメント機械 | " | 6 | 64 | 79 | 74 | 101 | 42 | 24 | 13 |
| 鉄 道 車 両 | 1000台 | 11.9 | 21.2 | 17.6 | 16.5 | 14.9 | 11.1 | 6.1 | 4.1 |
| 自 動 車 (合 計) | " | 55.0 | 75.1 | 69.5 | 79.5 | 79.8 | 87.9 | 40.5 | 42.0 |
| 商 業 用 車* | " | 28.4 | 35.5 | 30.8 | 35.9 | 35.5 | 41.2 | 19.8 | 19.7 |
| 乗 用 車 他 | " | 26.6 | 39.6 | 38.7 | 43.6 | 44.3 | 46.7 | 20.7 | 22.3 |
| オ ー ト バ イ ・ ス ク ー タ ー | " | 19.4 | 47.8 | 56.9 | 70.8 | 91.0 | 97.0 | 52.2 | 55.9 |
| 動 力 ポ ン プ | " | 109 | 311 | 288 | 317 | 359 | 259 | 125 | 82 |
| デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン (固 定) | " | 44.7 | 112.2 | 114.0 | 119.5 | 134.2 | 68.6 | 24.9 | 40.7 |
| デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン (乗 用) | " | 10.8 | 6.7 | 2.3 | 2.5 | 2.8 | 3.2 | 1.7 | 1.5 |
| 自 転 車 | " | 1,071 | 1,719 | 1,684 | 1,954 | 1,976 | 2,027 | 1,018 | 976 |
| ミ シ ン | " | 303 | 400 | 370 | 429 | 340 | 235 | 59 | 160 |
| IV 電 気 機 械 | | | | | | | | | |
| 変 圧 器 | 1000 kva | 1,413 | 4,949 | 5,329 | 4,729 | 5,663 | 8,086 | 3,596 | 4,147 |

| | 単 位 | 1960- 61年 | 1966- 67年 | 1967- 68年 | 1968- 69年 | 1969- 70年 | 1970- 71年 | 4月~9月 1970- 71年 | 1971- 72年* |
|--------------------------------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|---------------|
| モーター | 1000hp | 728 | 2,095 | 2,028 | 1,865 | 2,283 | 2,774 | 1,529 | 1,196 |
| せんぷう機 | 1000台 | 1,059 | 1,364 | 1,376 | 1,480 | 1,551 | 1,716 | 730 | 964 |
| 電球 | 100万個 | 43.5 | 83.3 | 73.9 | 97.8 | 98.8 | 120.1 | 58.2 | 61.3 |
| ラジオ | 1000台 | 282 | 761 | 929 | 1,485 | 1,746 | 1,794 | 860 | 984 |
| 電線・ケーブル | | | | | | | | | |
| アルミニウム電線 | 1000トン | 23.6 | 52.9 | 72.6 | 56.1 | 61.2 | 64.2 | 28.2 | 35.8 |
| 銅電線 | " | 10.1 | 1.7 | 0.8 | 0.9 | 2.1 | 0.7 | 0.3 | 0.5 |
| V 化学・化学関連工業 | | | | | | | | | |
| チッソ肥料(N) | " | 98 | 308 | 367 | 543 | 716 | 830 | 355 | 408 |
| 燐酸肥料(P ₂ O ₅) | " | 52 | 145 | 191 | 210 | 222 | 229 | 100 | 133 |
| 硫酸 | " | 368 | 702 | 858 | 1,034 | 1,197 | 1,155 | 574 | 539 |
| ソーダ灰 | " | 152 | 348 | 371 | 408 | 427 | 449 | 212 | 241 |
| 苛性ソーダ | " | 101 | 233 | 278 | 314 | 354 | 364 | 180 | 187 |
| 紙・板紙 | " | 350 | 580 | 660 | 658 | 723 | 755 | 376 | 373 |
| タイヤ・チューブ | | | | | | | | | |
| 自動車用タイヤ | 100万本 | 1.44 | 2.43 | 2.47 | 3.41 | 3.62 | 3.79 | 1.82 | 2.01 |
| 自動車用チューブ | " | 1.35 | 2.40 | 2.77 | 3.04 | 2.90 | 3.45 | 1.62 | 1.94 |
| 自転車用タイヤ | " | 11.15 | 20.34 | 22.79 | 24.58 | 21.32 | 19.70 | 10.16 | 9.16 |
| 自転車用チューブ | " | 13.27 | 20.75 | 18.63 | 17.73 | 16.79 | 13.81 | 8.15 | 6.25 |
| セメント | 100万トン | 8.0 | 11.1 | 11.5 | 12.2 | 13.8 | 14.4 | 6.8 | 7.3 |
| 耐火レンガ | 1000トン | 567 | 730 | 749 | 630 | 685 | 743 | 367 | 407 |
| 石油製品 | 100万トン | 5.8 | 11.9 | 13.8 | 15.4 | 16.6 | 17.0 | 8.3 | 9.3 |
| VI 繊維工業 | | | | | | | | | |
| ジュート繊維 | 1000トン | 1,097 | 1,117 | 1,156 | 998 | 944 | 958 | 514 | 540 |
| 綿糸 | 100万kg | 801 | 902 | 926 | 972 | 962 | 929 | 487 | 445 |
| 綿布(合計) | 100万メートル | 6,738 | 7,303 | 7,511 | 7,902 | 7,753 | 7,596 | 3,892 | 3,758 |
| 組織部門 | " | 4,649 | 4,202 | 4,258 | 4,297 | 4,192 | 4,055 | 2,108 | 1,987 |
| 非組織部門 | " | 2,089 | 3,101 | 3,253 | 3,605 | 3,561 | 3,541 | 1,784 | 1,771 |
| レーヨン糸** | 1000トン | 43.8 | 80.6 | 92.2 | 99.2 | 98.8 | 100.1 | 50.5 | 54.5 |
| 人絹 | 100万メートル | 544† | 862 | 917 | 1,011 | 863 | 947 | 461 | n. a. |
| 羊毛製品 | | | | | | | | | |
| 羊毛糸 | 100万kg | 13.0 | 16.9 | 16.8 | 19.0 | 18.8 | 19.7 | 9.8 | 10.6 |
| 織物(衣料) | 100万メートル | 8.4 | 9.5 | 9.2 | 12.6 | 12.2 | 14.3 | 7.1 | 7.5 |
| VII 食品工業 | | | | | | | | | |
| 砂糖 | 1000トン | 3,029 | 2,147 | 2,249 | 3,558 | 4,261 | 3,740 | 1,181 | 656 |
| 茶 | 100万kg | 322 | 369 | 387 | 397 | 401 | 421 | 286 | 294 |
| コーヒ | 1000トン | 54.1 | 71.0 | 72.6 | 66.6 | 64.6 | 71.8 | 32.4 | 51.9 |
| 硬化油 | " | 340 | 366 | 423 | 466 | 477 | 558 | 255 | 277 |
| VIII 電力(発電量) | 10億kwh | 16.9 | 36.4 | 39.4 | 47.4 | 51.4 | 55.8 | 27.4 | 29.3 |

(出所) Economic Survey 1971-72, pp.92~95.

(注) @ゴアを除く生産高

* バス, トラックを含む。

** ビスコス糸, スフ, アセテート糸を含む。

† 暦年。

*** 砂糖シーズンの関係で, 1966-67年までは, 11月から翌年9月を, それ以後は10月から翌年9月を1年とする。

第7表 国際収支

(単位 100万ルピー)

| 年 次 | 1968-69年 | | | 1969-70年 | | | 1970-71年 | | |
|-----------|----------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|---------|----------|
| | 貸方 | 借方 | 残 | 貸方 | 借方 | 残 | 貸方 | 借方 | 残 |
| 經常勘定 | | | | | | | | | |
| 商品 | 1,367.4 | 646.5 | + 720.9 | 1,403.0 | 628.6 | + 774.4 | 1,401.7 | 646.2 | + 755.5 |
| 民間 | — | 1,094.0 | -1,094.0 | 0.9 | 953.7 | - 952.8 | 1.0 | 1,074.2 | -1,073.2 |
| 政府 | — | — | — | — | — | — | 13.1 | — | + 13.1 |
| 非貨幣金移動 | 4.9 | 14.4 | - 9.5 | 31.7* | 15.2 | + 16.5 | 27.9* | 17.8 | + 10.1 |
| 旅行 | 99.3 | 65.1 | + 34.2 | 100.4 | 72.0 | + 28.4 | 106.5 | 78.4 | + 28.1 |
| 運輸 | 12.7 | 9.1 | + 3.6 | 12.9 | 13.4 | - 0.5 | 11.7 | 12.2 | - 0.5 |
| 保険 | 25.8 | 239.7 | - 213.9 | 33.8 | 251.6 | - 217.8 | 48.5 | 274.2 | - 225.7 |
| 投資収益 | 48.0 | 21.0 | + 27.0 | 29.5 | 23.5 | + 6.0 | 30.1 | 23.0 | + 7.1 |
| その他の政府取引 | 71.7 | 72.6 | - 0.9 | 54.3 | 69.4 | - 15.1 | 55.4 | 77.6 | - 22.2 |
| その他 | 56.2 | 16.7 | + 39.5 | 35.6 | 16.8 | + 18.8 | 59.5 | 6.4 | + 53.1 |
| 移転支出 | 144.2 | 16.3 | + 127.9 | 139.3 | 14.2 | + 125.1 | 136.4 | 13.2 | - 123.2 |
| 政府 | | | | | | | | | |
| 民間 | | | | | | | | | |
| 經常勘定取引合計 | 1,830.2 | 2,195.4 | - 365.2 | 1,841.4 | 2,058.4 | - 217.0 | 1,891.8 | 2,223.2 | - 331.4 |
| 誤差脱ろう | | | - 113.7 | | | - 14.4 | | | - 78.7 |
| 資本勘定 | | | | | | | | | |
| 民間 | 32.3 | 49.5 | - 17.2 | 30.8 | 66.3 | - 35.5 | 38.8 | 68.2 | - 29.4 |
| 長期 | 6.2 | 2.6 | + 3.6 | 3.4 | 2.1 | + 1.3 | 1.2 | 2.2 | - 1.0 |
| 短期 | 32.9 | 55.2 | - 22.3 | 51.8 | 37.2 | + 14.6 | 43.7 | 51.4 | - 7.7 |
| 銀行 | 797.5 | 62.4 | + 735.1 | 659.0 | 128.2 | + 530.8 | 658.9 | 157.2 | + 501.7 |
| 融資 | 3.2 | 159.6 | - 156.4 | 2.3 | 180.8 | - 178.5 | 2.3 | 190.5 | - 188.2 |
| 償還 | 264.6 | 290.4 | - 25.8 | 329.2 | 192.6 | + 136.6 | 386.8 | 340.8 | + 46.0 |
| その他 | 136.5 | 174.6 | - 38.1 | 79.0 | 316.9 | - 237.9 | 319.6 | 230.9 | + 88.7 |
| リザーブ | | | | | | | | | |
| 資本・貨幣用金合計 | 1,273.2 | 794.3 | + 478.9 | 1,155.5 | 924.1 | + 231.4 | 1,451.3 | 1,041.2 | + 410.1 |

(出所) Reserve Bank of India Bulletin, September 1972, pp.1672~1673.

(注) * 暫定。

第8表 貿易収支

(単位 10万ルピー)

| 年 次 | 商 品 | | | 金 | | |
|----------|----------|----------|---------|-------|-----|--------|
| | 輸 入 | 輸 出 | 収 支 尻 | 輸 入 | 輸 出 | 収 支 尻 |
| 1960-61 | 1,121,62 | 642,39 | -479,23 | 86 | — | -86 |
| 1965-66 | 1,408,53 | 805,64 | -602,88 | 37 | — | -37 |
| 1966-67 | 227,14 | 127,72 | - 99,42 | 5 | — | - 5 |
| 4月-5月 | 1,674,61 | 967,24 | -707,38 | 31 | — | -31 |
| 6月-3月 | 2,007,61 | 1,198,69 | -808,92 | 46 | — | -46 |
| 1967-68 | 1,908,63 | 1,357,87 | -550,76 | 57 | — | -57 |
| 1968-69 | 1,582,10 | 1,413,28 | -168,82 | 48 | — | -48 |
| 1969-70 | 1,634,14 | 1,535,16 | - 98,98 | 94* | — | -94* |
| 1970-71 | 1,852,86 | 1,566,66 | -286,20 | 26,89 | — | -26,89 |
| 1971-72* | 166,85 | 148,89 | - 17,96 | 13* | — | -23* |
| 7月 | 140,25 | 132,37 | - 7,88 | 7 | — | - 7 |
| 2月* | 142,97 | 156,85 | + 13,88 | 47 | — | -47 |
| 3月* | 143,90 | 156,01 | + 12,11 | | | |
| 4月* | 127,62 | 153,77 | + 26,15 | | | |
| 5月* | 138,26 | 140,86 | + 2,60 | | | |
| 6月* | 148,82 | 141,37 | - 7,45 | | | |
| 7月* | | | | | | |

(出所) Reserve Bank of India Bulletin, September 1972, p.1674.

(注) 輸入: c. i. f., 輸出: f. o. b.

1966年6月6日ルピー切下げ。

* 暫定。

第9表 主要輸出品

(単位 1,000万ルピー, 切下げ後)

| 商 品 名 | 物量単位 | 1960-61年 | | 1969-70年 | | 1970-71年 | | 4月~8月 | | | |
|------------|--------------------|----------|---------------------|----------|---------------------|----------|---------------------|---------|------------------|---------|------------------|
| | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 1970-71 | | 1971-72 | |
| | | | | | | | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| ジュート製品 | 1,000トン | 799 | 212.9 (283.8) | 571 | 206.7 (275.5) | 560 | 190.4 (253.9) | 160 | 52.0 (69.3) | 326 | 116.0 (154.7) |
| 茶 | 100万kg | 199 | 194.7 (259.5) | 174 | 124.5 (166.0) | 119 | 148.3 (197.7) | 49 | 34.1 (45.5) | 76 | 59.6 (79.5) |
| 綿織物 | 金額 | | 90.6 (120.8) | | 69.7 (92.9) | | 75.3 (100.4) | | 28.1 (37.4) | | 26.4 (35.2) |
| 工場製 手織 | 100万m ² | 602 | 83.1 (110.8) | 410 | 62.4 (83.2) | 419 | 68.1 (90.8) | 160 | 25.3 (33.7) | 139 | 22.6 (30.1) |
| | 100万m | 26 | 7.5 (10.0) | 27 | 7.3 (9.7) | 28 | 7.8 (10.4) | 11 | 2.8 (3.7) | 11 | 3.8 (5.1) |
| ココヤシ皮繊維・製品 | 1,000トン | 71 | 13.7 (18.3) | 54 | 13.4 (17.9) | 49 | 13.0 (17.3) | 17 | 4.7 (6.3) | 17 | 4.8 (6.4) |
| 鉄 鉱 石 | 100万トン | 3 | 26.8 (35.7) | 16 | 94.6 (126.1) | 21 | 117.3 (156.4) | 7 | 40.1 (53.5) | 7 | 36.9 (49.2) |
| コプラ・ケーキ | 1,000トン | 433 | 22.5 (30.0) | 705 | 41.5 (55.3) | 879 | 55.4 (73.9) | 374 | 23.3 (31.1) | 345 | 18.6 (24.8) |
| 皮革・皮革製品 | 金額 | | 39.3 (52.4) | | 81.5 (108.7) | | 72.2 (96.3) | | 28.4 (37.9) | | 35.1 (46.8) |
| カシューの実 | 100万kg | 44 | 29.8 (39.7) | 61 | 57.4 (76.5) | 50 | 52.1 (69.5) | 28 | 28.6 (38.1) | 30 | 30.1 (40.1) |
| タバコ | 100万kg | 47 | 24.8 (33.1) | 56 | 33.4 (44.5) | 50 | 32.6 (43.5) | 34 | 23.7 (31.6) | 40 | 31.9 (42.5) |
| 機械製品 | 金額 | | 13.4 (17.9) | | 89.5 (119.3) | | 116.5 (155.3) | | 41.0 (54.7) | | 48.2 (64.3) |
| コーヒ | 100万kg | 20 | 11.4 (15.2) | 32 | 19.6 (26.2) | 32 | 25.1 (33.5) | 16 | 12.4 (16.5) | 22 | 14.0 (18.7) |
| 雲 母 | 100万kg | 28 | 16.0 (21.3) | 24 | 15.2 (20.3) | 27 | 15.6 (20.8) | 8 | 6.6 (8.8) | 12 | 6.9 (9.2) |
| 砂 糖 | 1,000トン | 56 | 3.8 (5.1) | 82 | 8.6 (11.4) | 348 | 27.6 (36.8) | 71 | 5.7 (7.6) | 214 | 20.8 (27.7) |
| こししょう | 100万kg | 17 | 13.4 (17.9) | 22 | 16.2 (21.6) | 18 | 15.3 (20.4) | 3 | 2.8 (3.7) | 6 | 5.2 (6.9) |
| マンガン鉱 | 1,000トン | 1,166 | 22.1 (29.5) | 1,160 | 11.1 (14.8) | 1,636 | 14.0 (18.7) | 672 | 5.7 (7.6) | 506 | 4.7 (6.3) |
| 生皮, 皮革等 | 金額 | | 14.9 (19.9) | | 8.4 (11.3) | | 3.8 (5.1) | | 2.6 (3.5) | | 0.3 (0.4) |
| 原 綿 | 1,000トン | 33 | 13.7 (18.3) | 36 | 14.7 (19.6) | 32 | 14.0 (18.7) | 14 | 5.8 (7.7) | 13 | 7.1 (9.5) |
| 鉱物, 燃料等 | 金額 | | 11.7 (15.6) | | 9.5 (12.7) | | 12.6 (16.8) | | 4.8 (6.4) | | 3.4 (4.5) |
| 鉄 鋼 | 金額 | | 8.7 (11.6) | | 77.2 (102.9) | | 79.2 (105.6) | | 32.7 (43.6) | | 21.7 (28.9) |
| 化学製品 | 金額 | | 5.4 (7.2) | | 22.2 (29.6) | | 29.4 (39.2) | | 10.6 (14.1) | | 12.0 (16.0) |
| 魚類及び加工品 | 100万kg | 20 | 7.3 (9.7) | 30 | 31.5 (41.9) | 31 | 31.3 (41.1) | 13 | 12.4 (16.5) | 13 | 13.1 (17.5) |
| 綿織物 | 100万m | 27 | 5.0 (6.7) | 15 | 3.6 (4.7) | 20 | 5.2 (6.9) | 7 | 1.8 (2.4) | 12 | 3.3 (4.4) |
| はきもの | 100万足 | 5 | 4.9 (6.5) | 13 | 9.2 (12.3) | 13 | 11.4 (15.2) | 4 | 3.7 (4.9) | 6 | 5.3 (7.1) |
| 植 物 油 | 100万kg | 63 | 19.9 (26.5) | 24 | 9.3 (12.3) | 24 | 10.8 (14.4) | 7 | 3.2 (4.3) | 11 | 5.0 (6.7) |
| 計(その他を含む) | 金額 | | 1,039.8 (1386.4) | | 1,413.2 (1883.8) | | 1,535.2 (2046.9) | | 560.9 (747.9) | | 669.4 (892.5) |

(出所) Economic Survey 1971-72, pp.140~141.

(注) ()内は, 単位100万米ドル。

第10表 主要輸入品

| | 1960-61年 | | 1968-69年 | | 1969-70年 | | 1970-71年 | | 1971-72年 4月~7月 | |
|---------------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|-------------------|------------|
| | 1000万 ルピー | 100万 ドル | 1000万 ルピー | 100万 ドル | 1000万 ルピー | 100万 ドル | 1000万 ルピー | 100万 ドル | 1000万 ルピー | 100万 ドル |
| I 消費財 | 285.7 | 380.9 | 336.6 | 448.7 | 261.0 | 348.0 | 213.0 | 284.0 | 27.5 | 36.7 |
| 食糧・食糧加工品 | 285.7 | 380.9 | 336.6 | 448.7 | 261.0 | 348.0 | 213.0 | 284.0 | 27.5 | 36.7 |
| II 原材料・中間製品 | 776.1 | 1034.5 | 863.2 | 1150.9 | 746.5 | 995.3 | 891.5 | 1188.6 | 389.1 | 518.9 |
| カシュー・ナッツ | 15.1 | 20.1 | 31.4 | 41.8 | 27.6 | 36.8 | 29.4 | 39.2 | 8.0 | 10.7 |
| コプラ | 18.3 | 24.4 | 2.6 | 3.5 | 2.8 | 3.7 | 3.2 | 4.3 | 0.2 | 0.3 |
| ゴム(合成・再生を含む) | 17.0 | 22.7 | 4.9 | 6.5 | 9.6 | 12.8 | 3.9 | 5.3 | 1.4 | 1.9 |
| 繊維 | 159.6 | 212.7 | 121.8 | 162.4 | 111.1 | 148.1 | 126.7 | 168.9 | 66.6 | 88.8 |
| 羊毛 | 16.4 | 21.9 | 11.2 | 15.0 | 16.5 | 22.0 | 15.1 | 20.1 | 5.9 | 7.9 |
| 綿 | 128.8 | 171.7 | 90.2 | 120.2 | 82.8 | 110.4 | 98.8 | 131.7 | 60.7 | 80.9 |
| ジュート | 12.0 | 16.0 | 9.3 | 12.4 | 1.1 | 1.4 | 0.1 | 0.1 | Nil | Nil |
| 石油・潤滑油 | 109.1 | 145.4 | 133.2 | 177.6 | 137.9 | 183.9 | 136.0 | 181.2 | 62.5 | 83.3 |
| 動植物油脂 | 7.2 | 9.6 | 19.3 | 25.7 | 29.6 | 39.5 | 38.5 | 51.3 | 18.6 | 24.8 |
| 肥料・化学製品 | 140.9 | 187.8 | 313.8 | 418.4 | 214.5 | 286.0 | 216.5 | 288.7 | 80.7 | 107.6 |
| 肥料・肥料原料 | 23.4 | 31.2 | 198.2 | 264.1 | 107.4 | 143.2 | 99.9 | 133.2 | 32.2 | 42.9 |
| 化学材料・合成品 | 61.8 | 82.4 | 82.9 | 110.5 | 66.8 | 89.7 | 68.0 | 90.6 | 30.0 | 40.0 |
| 染色・皮なめし・着色材料 | 20.3 | 27.1 | 8.9 | 11.9 | 7.1 | 9.4 | 9.3 | 12.4 | 2.9 | 3.9 |
| 医薬品 | 16.5 | 22.0 | 17.5 | 23.3 | 18.3 | 24.3 | 24.3 | 32.4 | 10.3 | 13.7 |
| プラスチック・再生セルロース・人造樹脂 | 9.0 | 12.0 | 14.4 | 19.2 | 8.4 | 11.2 | 8.1 | 10.8 | 3.2 | 4.3 |
| パルプ・スクラップ紙 | 10.6 | 14.1 | 10.4 | 13.9 | 12.5 | 16.6 | 12.3 | 16.4 | 2.4 | 3.2 |
| 紙・ボール紙 | 19.1 | 25.5 | 18.3 | 24.4 | 23.7 | 31.6 | 25.0 | 33.3 | 10.1 | 13.5 |
| 非金属製品 | 11.7 | 15.6 | 32.3 | 43.1 | 32.2 | 42.9 | 33.3 | 44.4 | 15.0 | 20.0 |
| 鉄鋼 | 193.0 | 257.3 | 86.2 | 114.9 | 81.5 | 108.7 | 147.1 | 196.6 | 80.6 | 107.5 |
| 非鉄金属製品 | 71.5 | 99.3 | 89.0 | 118.7 | 74.5 | 99.3 | 119.6 | 159.5 | 43.1 | 57.5 |
| III 資本財 | 560.5 | 747.6 | 527.4 | 703.3 | 403.2 | 537.6 | 393.8 | 525.1 | 155.7 | 207.6 |
| 金属加工製品 | 36.1 | 48.1 | 13.5 | 18.0 | 7.3 | 9.7 | 9.3 | 12.4 | 3.7 | 4.9 |
| 非電気機械 | 320.3 | 427.2 | 365.8 | 487.3 | 280.4 | 373.7 | 256.9 | 342.5 | 96.8 | 129.1 |
| 電気機械 | 90.1 | 120.2 | 81.7 | 109.0 | 64.3 | 85.7 | 69.3 | 92.4 | 29.0 | 38.7 |
| 輸送機械 | 114.0 | 152.1 | 66.4 | 88.5 | 51.2 | 68.3 | 58.3 | 77.7 | 26.2 | 34.9 |
| IV その他 | 172.7 | 230.3 | 181.4 | 241.3 | 171.4 | 228.6 | 126.9 | 169.2 | 49.1 | 65.3 |
| 計 | 1795.0 | 2393.3 | 1908.6 | 2544.2 | 1582.1 | 2109.5 | 1625.2 | 2166.4 | 621.4 | 828.5 |

(出所) *Economic Survey 1971-72*, pp.138~139.

(注) ルピー切下げ後レート使用。

第11表 外貨準備

(単位 10万ルピー)

| 各年度末 | 金 | SDR | 外貨 | 準備合計 | 前年比 (増+, 減-) | IMF との取引 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|-----------------|----------|--------|
| | | | | | | 引出し | 返済 |
| 1960-61年 | 117,76 | — | 185,85 | 303,61 | - 59,25 | — | 10,71 |
| 1965-66年 | 115,89 | — | 182,09 | 297,98 | + 48,30 | 65,46 | 35,71 |
| 1966-67年 | 182,53 | — | 295,91 | 478,44 | + 180,48 | 89,29 | 43,09 |
| 1967-68年 | 182,53 | — | 356,02 | 538,55 | + 60,11 | 67,58 | 43,23 |
| 1968-69年 | 182,53 | — | 394,17 | 576,70 | + 38,15 | — | 58,50 |
| 1969-70年 | 182,53 | 92,05 | 546,37 | 820,95 | + 244,25 | — | 125,36 |
| 1970-71年 | 182,53 | 111,69 | 438,12 | 732,34 | - 88,61 | — | 154,00 |
| 1971-72年 | 182,53 | 185,77 | 480,38 | 848,68 | + 116,34 | — | — |
| 1972年8月* | 182,53 | 185,77 | 432,87 | 801,17 | - 21,98 | — | — |

(出所) *Reserve Bank of India Bulletin*, September 1972, p.1651.

(注) 1966年5月まで金10g = 53.58ルピー, 以降は10g = 84.39ルピー, SDR は7.50ルピー。

* は暫定。

第12表 国別援助供与状況 (借款, 増与)

(単位 1,000万ルピー)

| | 第3次5カ年 計画未まで | 1966-67年 | 1967-68年 | 1968-69年 | 1969-70年 | 1970-71年 |
|----------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| I コンソーシャム・メンバー | 5,048.5 | 1,188.7 | 699.1 | 943.0 | 627.6 | 759.1 |
| (a) 借 款 | 3,181.1 | 727.9 | 387.2 | 753.1 | 421.8 | 705.4 |
| (b) 贈 与 | 356.6 | 68.1 | 8.4 | 64.6 | 19.3 | 53.7 |
| (c) 商品援助ルピー支払 | 1,510.8 | 392.7 | 235.9 | 71.6 | 73.6 | |
| (d) 商品援助外貨支払 | | | 67.6 | 53.7 | 112.9 | |
| 国別・機関別 | | | | | | |
| (i) オーストリア 借款 | 8.4 | 3.5 | 3.5 | 0.7 | 0.8 | 1.1 |
| 贈与 | | | | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 小計 | 8.4 | 3.5 | 3.5 | 1.1 | 1.2 | 1.5 |
| (ii) ベルギー 借款 | 11.4 | | 2.8 | 9.4 | 2.3 | 10.1 |
| (iii) カナダ 借款 | 45.6 | 41.3 | 47.8 | 26.0 | 19.5 | 26.9 |
| 贈与 | 174.5 | 57.7 | 7.1 | 52.8 | 7.0 | 31.9 |
| 小計 | 220.1 | 99.0 | 54.9 | 78.8 | 56.5 | 58.8 |
| (iv) デンマーク 借款 | 2.4 | 3.2 | 3.0 | 4.0 | | |
| 贈与 | | | | | 0.8 | |
| 小計 | 2.4 | 3.2 | 3.0 | 4.0 | 0.8 | |
| (v) フランス 借款 | 67.1 | 21.0 | | 40.7 | | 41.9 |
| 贈与 | | | | | 1.4 | |
| 小計 | 67.1 | 21.0 | | 40.7 | 1.4 | 41.9 |
| (vi) 西ドイツ 借款 | 442.5 | 48.2 | 18.8 | 45.4 | 16.8 | 51.8 |
| 贈与 | 2.7 | 1.7 | 0.6 | 4.0 | 6.5 | 3.5 |
| 小計 | 445.2 | 49.9 | 49.4 | 49.4 | 53.3 | 55.3 |
| (vii) イタリア 借款 | 81.0 | 23.3 | | 4.1 | 17.5 | 6.0 |
| (viii) 日 本 借款 | 165.4 | 33.3 | 39.0 | 33.8 | 33.8 | 24.3 |
| 贈与 | 0.5 | | | | | |
| 小計 | 165.9 | 33.3 | 39.0 | 33.8 | 33.8 | 24.3 |
| (ix) オランダ 借款 | 22.8 | 8.3 | 8.3 | 6.8 | 8.3 | 8.3 |
| 贈与 | | | | 0.4 | 0.5 | 0.5 |
| 小計 | 22.8 | 8.3 | 8.3 | 7.2 | 8.8 | 8.8 |
| (x) ノールウェー 借款 | | | | 1.5 | | |
| 贈与 | 5.1 | 2.2 | | | | 1.3 |
| 小計 | 5.1 | 2.2 | | 1.5 | | 1.3 |
| (xi) スウェーデン 借款 | 2.2 | 3.5 | | 10.9 | | 18.1 |
| 贈与 | 3.8 | 2.0 | | 0.8 | | |
| 小計 | 6.0 | 5.5 | | 11.7 | | 18.1 |
| (xii) イギリス 借款 | 356.2 | 75.9 | 59.4 | 64.8 | 98.1 | 84.8 |
| 贈与 | 1.8 | 0.1 | 0.1 | 5.1 | 2.2 | 1.0 |
| 小計 | 358.0 | 76.0 | 59.5 | 69.9 | 100.3 | 85.8 |
| (xiii) アメリカ 借款 | 1,251.5 | 235.6 | 144.6 | 400.1 | 35.0 | 264.9 |
| 贈与 | 168.2 | 4.4 | 0.6 | 1.1 | 0.6 | 15.1 |
| 商品援助 | | | | | | |
| ルピー | 1,510.8 | 392.7 | 235.9 | 71.6 | 73.6 | |
| 外貨 | | | 67.6 | 53.7 | 112.9 | |
| 小計 | 2,930.5 | 632.7 | 448.7 | 526.5 | 222.2 | 280.0 |
| (xiv) 世銀 | 449.5 | 1.3 | 30.0 | 11.3 | 41.6 | 41.3 |
| (xv) 第二世銀 | 275.1 | 229.5 | | 93.8 | 88.1 | 125.9 |
| II ソ連・東欧諸国 借款 | 604.9 | 306.2 | 11.3 | | | |

| | 第3次5カ年 計画末まで | 1966-67年 | 1967-68年 | 1968-69年 | 1969-70年 | 1970-71年 |
|------------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 贈与 | 5.4 | 2.5 | 0.8 | 0.7 | | |
| 小計 | 610.3 | 308.7 | 12.1 | 0.7 | | |
| 国 別 | | | | | | |
| (i)ブルガリア 借款 | | | 11.3 | | | |
| (ii)チェコスロバキア 借款 | 61.1 | | | | | |
| 贈与 | 0.4 | | | | | |
| 小計 | 61.5 | | | | | |
| (iii)ハンガリー 借款 | | 25.0 | | | | |
| (iv)ポーランド 借款 | 36.1 | | | | | |
| (v)ソ連 借款 | 489.6 | 250.0 | | | | |
| 贈与 | 5.0 | 2.5 | 0.8 | 0.7 | | |
| 小計 | 494.6 | 252.5 | 0.8 | 0.7 | | |
| (vi)ユーゴスラビア 借款 | 18.1 | 31.2 | | | | |
| IIIその他諸国 | | | | | | |
| 借款 | 22.9 | | | | | |
| 贈与 | 30.0 | 9.1 | 7.6 | 3.2 | 6.7 | 2.8 |
| 小計 | 52.9 | 9.1 | 7.6 | 3.2 | 6.7 | 2.8 |
| 国 別 | | | | | | |
| (i)オーストラリア 贈与 | 25.7 | 8.9 | 7.6 | 3.2 | 2.9 | 2.8 |
| (ii)ニュージーランド 贈与 | 4.3 | 0.2 | | | | |
| (iii)スイス 借款 | 22.9 | | | | | |
| (iv)E C 贈与 | | | | | 3.8 | |
| 総 計 | 5,711.6 | 1,506.5 | 718.8 | 946.8 | 634.3 | 761.9 |
| (a)借 款 | 3,808.8 | 1,034.1 | 398.5 | 753.1 | 421.8 | 705.4 |
| (b)贈 与 | 392.0 | 79.7 | 16.8 | 68.4 | 26.0 | 56.5 |
| (c)PL 480,665等援助 | | | | | | |
| (i)ルピー支払 | 1,510.8 | 392.7 | 235.9 | 71.6 | 73.6 | |
| (ii)外貨支払 | | | 67.6 | 53.7 | 112.9 | |

(出所) *Economic Survey 1971-72*, pp.145~149.

(注) 第3次計画末まで、ルピー切下げ前の1ドル=4.7619ルピーそれ以降は1ドル=7.50ルピー。

第13表 国別援助使用状況

| | 第3次5カ年 計画末まで | 1966-67年 | 1967-68年 | 1968-69年 | 1969-70年 | 1970-71年 |
|------------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| I コンソーシヤム・メンバー | 4,158.5 | 1,051.0 | 1,124.4 | 810.0 | 774.8 | 733.1 |
| (a)借 款 | 2,446.9 | 611.5 | 731.0 | 591.4 | 586.7 | 601.9 |
| (b)贈 与 | 308.4 | 79.9 | 51.7 | 61.0 | 18.6 | 42.2 |
| (c)PL 480/665等援助 | | | | | | |
| (i)ルピー支払 | 1,403.2 | 359.6 | 310.9 | 84.5 | 107.5 | 37.7 |
| (ii)外貨支払 | | | 30.8 | 73.1 | 62.0 | 51.3 |
| 国 別 | | | | | | |
| (i)オーストリア 借款 | 4.7 | 3.7 | 3.2 | 3.2 | 2.7 | 1.7 |
| 贈与 | | | | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 小計 | 4.7 | 3.7 | 3.2 | 3.6 | 3.1 | 2.1 |
| (ii)ベルギー 借款 | 4.9 | neg. | 1.9 | 2.1 | 2.9 | 5.1 |
| (iii)カナダ 借款 | 27.3 | 11.9 | 18.4 | 29.7 | 39.4 | 46.5 |
| 贈与 | 134.4 | 68.3 | 45.5 | 48.2 | 10.0 | 34.6 |
| 小計 | 161.7 | 80.2 | 63.9 | 77.9 | 49.4 | 81.1 |

| | | 第3次5カ年 計画末まで | 1966-67年 | 1967-68年 | 1968-69年 | 1969-70年 | 1970-71年 |
|--------------|----|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| (iv)デンマーク | 借款 | 0.6 | 2.8 | 2.9 | 1.5 | 1.2 | 1.4 |
| | 贈与 | | | | | 0.8 | |
| | 小計 | 0.6 | 2.8 | 2.9 | 1.5 | 2.0 | 1.4 |
| (v)フランス | 借款 | 21.0 | 4.3 | 32.3 | 15.6 | 15.6 | 36.8 |
| (vi)西ドイツ | 借款 | 339.6 | 63.6 | 67.6 | 57.6 | 61.3 | 53.6 |
| | 贈与 | 2.5 | 1.6 | 0.6 | 4.0 | 6.7 | 3.5 |
| | 小計 | 342.1 | 65.2 | 68.2 | 61.6 | 68.0 | 57.1 |
| (vii)イタリア | 借款 | 11.6 | 0.2 | 1.5 | 54.4 | 25.8 | 10.7 |
| (viii)日本 | 借款 | 112.9 | 30.2 | 46.7 | 68.0 | 45.3 | 36.5 |
| | 贈与 | 0.5 | | | | | |
| | 小計 | 113.4 | 30.2 | 46.7 | 68.0 | 45.3 | 36.5 |
| (ix)オランダ | 借款 | 9.5 | 6.6 | 8.4 | 5.7 | 9.1 | 16.2 |
| | 贈与 | | | | 0.4 | 0.5 | 0.5 |
| | 小計 | 9.5 | 6.6 | 8.4 | 6.1 | 9.6 | 16.7 |
| (x)ノールウェー | 借款 | 5.2 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | | |
| (xi)スウェーデン | 借款 | | 1.4 | 1.3 | 2.1 | 0.9 | 4.0 |
| | 贈与 | 3.5 | 2.2 | 0.1 | 0.7 | | |
| | 小計 | 3.5 | 3.6 | 1.4 | 2.8 | 0.9 | 4.0 |
| (xii)イギリス | 借款 | 292.3 | 90.5 | 80.6 | 54.9 | 81.1 | 75.3 |
| | 贈与 | 1.3 | 0.1 | 0.5 | 4.9 | 0.2 | 3.2 |
| | 小計 | 293.6 | 90.6 | 81.1 | 59.8 | 81.3 | 78.5 |
| (xiii)アメリカ | | | | | | | |
| (a)借款 | | 1,042.0 | 235.6 | 269.7 | 208.7 | 185.6 | 227.9 |
| (b)贈与 | | 161.0 | 7.1 | 4.5 | 1.9 | neg. | |
| (c)商品援助 | | | | | | | |
| (i)ルピー支払 | | 1,403.2 | 359.6 | 310.9 | 84.5 | 107.5 | 37.7 |
| (ii)外貨支払 | | | | 30.8 | 73.1 | 62.0 | 51.3 |
| (d)小計 | | 2,606.2 | 602.3 | 615.9 | 368.2 | 355.1 | 316.9 |
| (xiv)世銀 | | 380.0 | 25.8 | 34.0 | 30.5 | 32.1 | 41.7 |
| (xv)第二世銀 | | 200.6 | 134.7 | 162.5 | 57.5 | 83.7 | 44.5 |
| IIソ連・東欧 | 借款 | 315.7 | 55.8 | 59.1 | 86.3 | 72.0 | 54.9 |
| | 贈与 | 5.4 | 1.0 | 1.1 | 0.7 | | |
| | 小計 | 321.1 | 56.8 | 60.2 | 87.0 | 72.0 | 54.9 |
| 国別 | | | | | | | |
| (i)ブルガリア | 借款 | | | | 0.2 | 0.2 | |
| (ii)チェコスロバキア | 借款 | 12.6 | 13.1 | 7.4 | 16.1 | 8.2 | 1.3 |
| | 贈与 | 0.4 | | | | | |
| | 小計 | 13.0 | 13.1 | 7.4 | 16.1 | 8.2 | 1.3 |
| (iii)ハンガリー | 借款 | | | | | | 0.7 |
| (iv)ポーランド | 借款 | 11.3 | 1.0 | 1.8 | 1.4 | 4.2 | 2.8 |
| (v)ソ連 | 借款 | 282.1 | 36.1 | 46.4 | 56.6 | 49.4 | 36.8 |
| | 贈与 | 5.0 | 1.0 | 1.1 | 0.7 | | |
| | 小計 | 287.1 | 37.1 | 47.5 | 57.3 | 49.4 | 36.8 |
| (vi)ユーゴスラビア | 借款 | 9.7 | 5.6 | 3.4 | 12.0 | 10.0 | 13.3 |
| IIIその他 | 借款 | 6.0 | 7.6 | 3.1 | 2.1 | 2.0 | 2.1 |
| | 贈与 | 23.3 | 16.2 | 7.9 | 3.5 | 7.5 | 1.3 |
| | 小計 | 29.3 | 23.8 | 11.0 | 5.6 | 9.5 | 3.4 |

| | 第3次5カ年 計画未まで | 1966-67年 | 1968-69年 | 1969-70年 | 1970-71年 | 1971-72年 |
|-------------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 国 別 | | | | | | |
| (i) オーストリア 贈与 | 19.6 | 16.0 | 7.8 | 3.5 | 3.7 | 1.3 |
| (ii) ニュージーランド 贈与 | 3.7 | 0.2 | 0.1 | | | |
| (iii) スイス 借款 | 6.0 | 7.6 | 3.1 | 2.1 | 2.0 | 2.1 |
| (iv) E C 贈与 | | | | | 3.8 | |
| 総 計 | 4,508.8 | 1,131.4 | 1,195.6 | 902.6 | 856.3 | 791.4 |
| (a) 借 款 | 2,768.7 | 674.7 | 793.2 | 679.8 | 660.7 | 658.9 |
| (b) 贈 与 | 336.9 | 97.1 | 60.7 | 65.2 | 26.1 | 43.5 |
| (c) PL 480/665等援助 | | | | | | |
| (i) ルピー支払 | 1,403.2 | 359.6 | 310.9 | 84.5 | 107.5 | 37.7 |
| (ii) 外貨支払 | | | 30.8 | 73.1 | 62.0 | 51.3 |

(出所) *Economic Survey 1971-72*, pp. 150~153.

(注) 第3次計画未まではルピー切下げ前の1ドル=4.7619ルピー、以降は1ドル=7.50ルピー。

第14表 卸売り物価指数

(1961-62年=100)

| 月 平 均 | 全商品 | | 食 料 | | 酒 類・燃料 | | 工 業 化 学 | | 機 械 輸 送 | | 製 品 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|---------|--|
| | 全商品 | 農産物 | 合計 | 穀類 | タバコ | 光熱費 | 原材料 | 製 品 | 送機械 | 合計 | 半製 品 | 完成 品 | |
| 1965-66年 | 131.6 | 141.7 | 144.6 | 154.3 | 133.2 | 124.1 | 132.8 | 125.9 | 117.7 | 118.1 | 124.8 | 116.5 | |
| 1966-67年 | 149.9 | 166.6 | 171.1 | 182.9 | 134.1 | 134.5 | 158.4 | 144.1 | 126.5 | 127.5 | 140.0 | 124.4 | |
| 1967-68年 | 167.3 | 188.2 | 207.8 | 228.4 | 152.0 | 142.0 | 156.4 | 157.4 | 131.9 | 131.1 | 146.7 | 127.3 | |
| 1968-69年 | 165.4 | 179.4 | 196.9 | 201.0 | 192.5 | 148.6 | 157.3 | 169.1 | 132.6 | 134.4 | 145.4 | 131.8 | |
| 1969-70年 | 171.6 | 194.8 | 196.8 | 208.2 | 195.0 | 155.1 | 180.1 | 183.8 | 136.3 | 143.5 | 160.1 | 139.5 | |
| 1970-71年 | 181.1 | 201.0 | 203.9 | 206.8 | 184.9 | 161.8 | 197.3 | 188.0 | 148.0 | 154.9 | 178.7 | 149.2 | |
| 1971-72年 | 188.4 | 199.6 | 210.3 | 214.9 | 194.7 | 172.0 | 191.0 | 197.0 | 159.0 | 167.1 | 196.7 | 159.9 | |
| 1971年8月 | 191.4 | 207.4 | 215.8 | 219.8 | 191.5 | 173.1 | 200.5 | 198.1 | 158.2 | 166.0 | 196.9 | 158.5 | |
| 1972年8月 | 207.4 | 220.1 | 244.9 | 252.0 | 235.9 | 178.6 | 192.9 | 198.3 | 167.1 | 175.3 | 209.7 | 167.0 | |

(出所) *Reserve Bank of India Bulletin*, September 1972, p. 1671.

第15表 都市勤労者消費者物価指数

(1960年=100)

| | 1965-66 | 1966-67 | 1967-68 | 1968-69 | 1969-70 | 1970-71 | 1971-72 | 1971 6月 | 1972 6月 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|------------|
| 全 国 | 132 | 146 | 159 | 161 | 167 | 174 | 180 | 176 | 189 |
| ボンベイ | 132 | 142 | 153 | 156 | 162 | 168 | 172 | 172 | 183 |
| デリー, ニューデリー | 131 | 142 | 154 | 162 | 168 | 174 | 180 | 176 | 189 |
| カルカッタ | 126 | 139 | 152 | 156 | 162 | 170 | 174 | 172 | 179 |
| マドラス | 133 | 147 | 154 | 154 | 161 | 175 | 188 | 181 | 198 |
| ハイデラバード, セカンデラバード | 133 | 147 | 155 | 159 | 167 | 174 | 180 | 175 | 188 |
| バンガロール | 133 | 145 | 156 | 160 | 164 | 172 | 180 | 177 | 189 |
| ラクノー | 132 | 146 | 159 | 156 | 161 | 166 | 174 | 169 | 182 |
| アーメダバード | 131 | 146 | 160 | 162 | 168 | 171 | 173 | 168 | 180 |
| ジャイプール | 133 | 150 | 162 | 168 | 176 | 183 | 188 | 182 | 196 |
| パトナ | 139 | 160 | 179 | 174 | 180 | 191 | 190 | 187 | 195 |
| スリナガル | 134 | 143 | 160 | 167 | 174 | 184 | 191 | 187 | 196 |
| トリヴァンドラム | 131 | 146 | 165 | 168 | 172 | 178 | 184 | 179 | 192 |
| カタック, プバネスワール | 142 | 154 | 164 | 167 | 169 | 176 | 184 | 178 | 195 |
| ポパール | 133 | 144 | 166 | 166 | 172 | 180 | 188 | 181 | 203 |
| チャンディガル | 129 | 143 | 155 | 164 | 171 | 178 | 183 | 179 | 191 |
| シロ | 123 | 134 | 155 | 163 | 164 | 166 | 175 | 172 | 181 |

(出所) *Reserve Bank of India Bulletin*, September 1972, p. 1669.

第16表 通貨供給

(単位 10万ルピー)

| 最後の金曜日 | 現金通貨供給高 | | | | | 預金通貨供給高 | | | | 通貨供給高の変化 | | |
|----------|--------------|---------------------------|-------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|-----------|------------------|----------------------------|-------------|-------------|--------------|
| | (1) 通貨供給高 | (2) 計 (3+4+ 5-6) | (3) 銀行券 流通高 | (4) ルピー硬 貨流通高 | (5) 小額硬貨 流通高 | (6) 銀行の保 有する銀 行券 | (7) 計 | (8) 要求払 預金 | (9) 準備銀行 その他へ の預金 | (10) 合 計 | (11) 銀行券 | (12) 預金通貨 |
| 1960-61年 | 2,868,61 | 2,098,05 | 1,941,57 | 141,69 | 71,02 | 49,79 | 770,56 | 757,10 | 13,46 | +199,16 | +167,19 | +31,97 |
| 1961-62年 | 3,045,82 | 2,201,16 | 2,027,13 | 150,18 | 78,33 | 52,43 | 844,66 | 827,43 | 17,23 | +177,21 | +103,11 | +74,10 |
| 1962-63年 | 3,309,97 | 2,379,47 | 2,198,79 | 156,17 | 84,39 | 54,93 | 930,51 | 907,98 | 22,53 | +264,14 | +178,31 | +85,85 |
| 1963-64年 | 3,752,12 | 2,605,56 | 2,410,83 | 168,47 | 90,26 | 60,96 | 1,146,56 | 1,114,66 | 31,90 | +442,15 | +226,09 | +216,05 |
| 1964-65年 | 4,080,28 | 2,769,05 | 2,563,69 | 179,99 | 97,40 | 69,52 | 1,311,23 | 1,289,52 | 21,70 | +328,16 | +163,49 | +164,67 |
| 1965-66年 | 4,529,39 | 3,034,28 | 2,823,19 | 183,82 | 105,47 | 76,09 | 1,495,10 | 1,478,38 | 16,72 | +449,11 | +265,23 | +183,87 |
| 1966-67年 | 4,949,96 | 3,196,80 | 2,976,60 | 199,60 | 112,47 | 90,14 | 1,753,16 | 1,711,75 | 41,41 | +420,57 | +162,52 | +238,06 |
| 1967-68年 | 5,350,07 | 3,376,08 | 3,150,79 | 198,82 | 118,51 | 92,05 | 1,973,99 | 1,917,66 | 56,32 | +400,11 | +179,27 | +220,83 |
| 1968-69年 | 5,779,25 | 3,681,97 | 3,453,50 | 222,08 | 118,47 | 112,05 | 2,097,28 | 2,016,41 | 80,88 | +429,18 | +305,89 | +123,29 |
| 1969-70年 | 6,386,54 | 4,010,34 | 3,799,39 | 233,16 | 127,06 | 149,27 | 2,376,20 | 2,318,30 | 57,90 | +607,26 | +328,37 | +278,92 |
| 1970-71年 | 7,139,97 | 4,383,32 | 4,168,60 | 247,17 | 137,25 | 169,71 | 2,756,65 | 2,712,82 | 43,83 | +753,43 | +372,98 | +380,45 |
| 1971-72年 | 8,114,46† | 4,811,22† | 4,594,01 | 262,52 | 137,26† | 182,56† | 3,303,24† | 3,223,68† | 79,55 | +974,49† | +427,90† | +546,59† |
| 1972年8月 | 8,303,77† | 4,813,02† | 4,614,76 | 265,72† | 137,27† | 204,73† | 3,490,75† | 3,414,85† | 75,90† | -30,31† | -40,91† | +10,60† |

(出所) Reserve Bank of India Bulletin, September 1972, p. 1644.

(注) † 暫定。